

第 4 期 小野市地域福祉計画 (案)

令和 5 年 2 月
小 野 市

はじめに

目 次

第 1 章	地域福祉計画の策定にあたって	1
1	地域福祉計画とは	1
2	計画策定の背景と趣旨	2
3	地域福祉を取り巻く関係法令の動向	5
4	計画の位置づけ	7
5	計画の期間	8
6	計画の策定体制	9
第 2 章	地域福祉を取り巻く現状と課題	11
1	数値からみる小野市の現状と課題	11
2	アンケートからみられる現状	19
3	第 3 期計画における取組みの現状と課題	54
第 3 章	基本理念と基本目標	66
1	基本理念	66
2	計画の基本的な視点	67
3	計画の基本目標	69
4	施策の体系	71
第 4 章	地域福祉推進に向けた取組みの展開	72
基本目標 1	ひとづくり	72
基本目標 2	まちづくり	78
基本目標 3	わ（和・輪）づくり	85
基本目標 4	りそう（理想）の福祉づくり	90
第 5 章	計画の推進	92
1	計画の推進体制	92
2	計画の進行管理	92
3	計画の周知	93
4	地域福祉を進める重要な視点	93

第6章 重層的支援体制整備事業移行準備計画..... 96

- 1 背景..... 96
- 2 現状と課題..... 96
- 3 重層的支援体制整備事業において実施する枠組み..... 97
- 4 重層的支援体制整備事業への移行準備の取り組み..... 99

第7章 成年後見制度利用促進基本計画..... 101

- 1 成年後見制度利用に関する現状と課題..... 101
- 2 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方..... 102
- 3 地域連携ネットワークと中核機関について..... 103
- 4 成年後見制度の利用に関する助成制度について..... 108

資料（用語解説・委員会設置要綱・委員名簿・策定経過等を掲載予定）



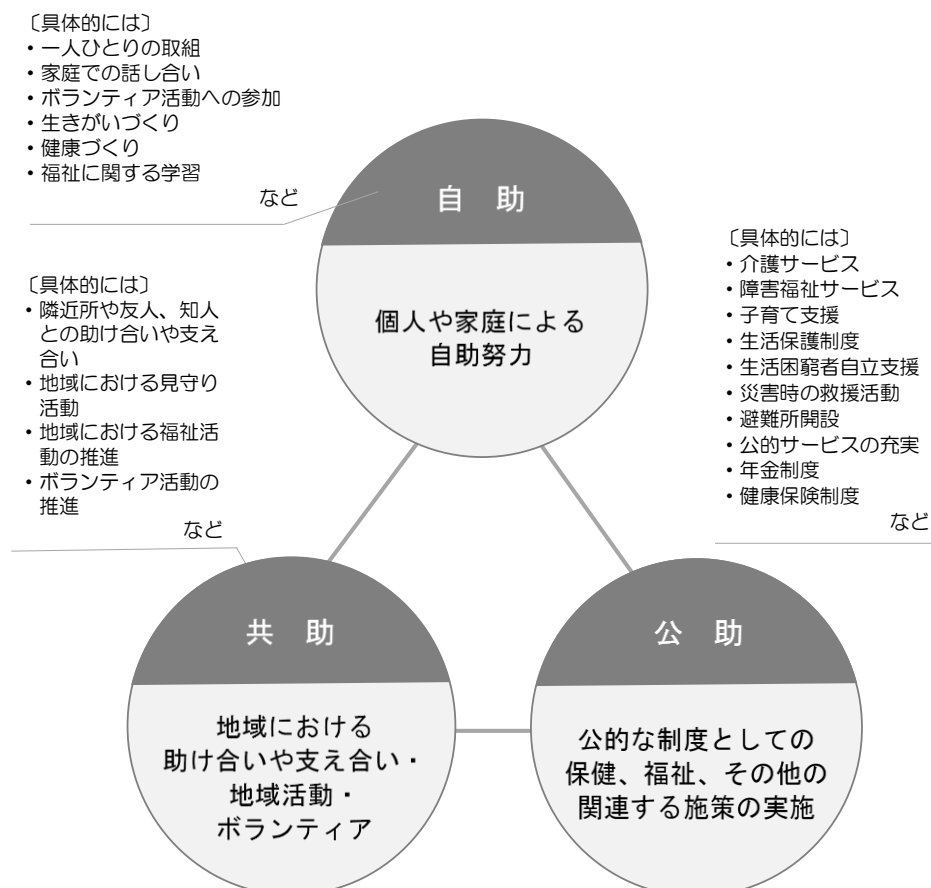
地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者など地域を構成するすべての人々が主役となって、地域の生活課題を解決していく取り組みをいいます。

この地域福祉の推進においては、地域内の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者等が連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取り組みを計画的に推進することが重要です。

社会状況の変化とともに、市民が抱える問題も複雑になり、「自助」では解決が難しい地域課題に対しては、地域の力を活用した「共助」による支え合いが重要となります。それでも解決が難しい場合、「公助」の支援により福祉サービスを提供するとともに、「自助」「共助」の力を強化することが求められます。このための計画が「地域福祉計画」です。



2 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立に加え、制度の狭間にあって既存の行政サービスでは対応しきれない問題やダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等の地域における様々な生活課題が多く発生しています。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う3密（密集・密接・密閉）の回避などの「新しい生活様式」は、人との関わり方などに大きな影響を与えており、様々な活動と感染防止対策をいかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正され、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

また、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

本市は、平成20年3月に「小野市地域福祉計画」を策定し、平成25年3月に「第2期小野市地域福祉計画」、平成30年3月に「第3期小野市地域福祉計画」を策定し、地域住民が主体的に地域活動に参画し、地域住民・団体・事業者・行政など多様な主体が連携することで、お互いに助け合い、ともに支え合う「共生のまちづくり」を推進してきました。

このたび、平成30年3月に策定した「第3期小野市地域福祉計画」の計画期間が令和4年度で終了することから、現状の福祉課題や「地域共生社会」の実現に向け地域福祉に求められる新たな要素を加え、「第4期小野市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

【参考】 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

（重層的支援体制整備事業実施計画）

- 第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
 - 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 地域福祉を取り巻く関係法令の動向

(1) 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）

近年、地域福祉に関わる様々な関係法令の見直しが行われており、国においては、平成29年に社会福祉法の一部改正がなされ、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。（平成30年4月1日施行）また、市町村は令和3年4月から、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

(2) 生活困窮者自立支援法の一部改正

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労可能な者に対して、生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行うことを目的としています。

平成30年10月には、改正生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因に、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情を含めることが明示され、個々の状況に応じた包括的な支援を行っていくこととされています。これに加えて、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自ら支援を求めることが難しい人に対して支援を行うため、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において、生活困窮者を把握した場合には、自立支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されました。

(3) 災害対策基本法の一部改正

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が一部改正され令和3年5月に施行されました。

本来、避難すべきにもかかわらず避難しなかったことから、逃げ遅れにより多くの人が被災することが頻発したので、改正によって、避難勧告・避難指示が一本化され、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方が包括的に見直されました。

また、避難行動要支援者名簿の普及は進んでいるものの、いまだ災害により多くの高齢者などが被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があります。そのため避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されました。

(4) 成年後見制度利用促進法施行

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等があることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な計画を定めることとされており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

(5) 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う子ども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月8日に成立しました。

4 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

【参考】 社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

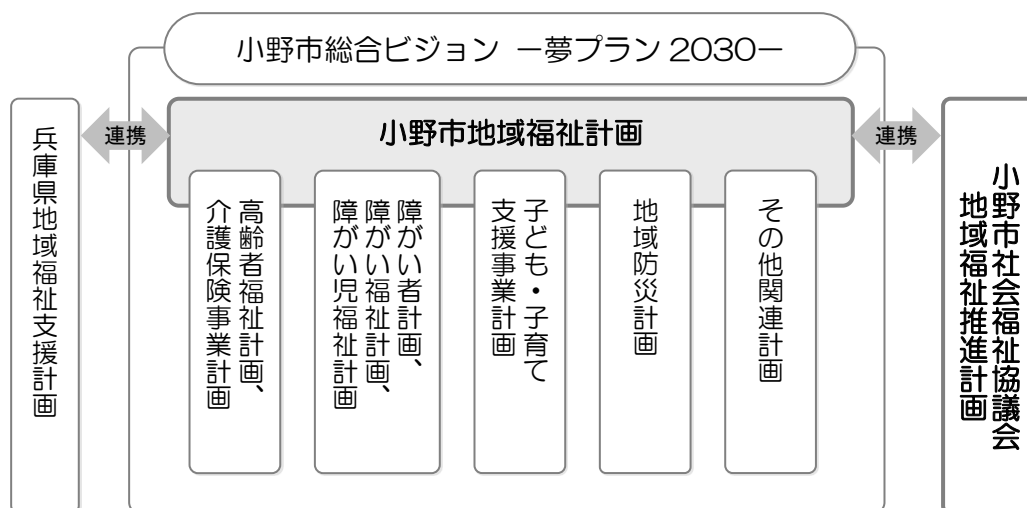
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 計画の性格

本計画は、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものであり、「小野市総合ビジョン ―夢プラン2030―」を上位計画とした個別計画として策定します。

また、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画である「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「地域防災計画」等との調和を図り、これらの計画における地域福祉に関する理念や取組みの方向性を示すものとします。

なお、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進母体である小野市社会福祉協議会の「小野市社会福祉協議会地域福祉推進計画」との連携を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者等の連携・協働による地域福祉を推進することとします。



5 計画の期間

計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5ヶ年とします。

なお、進捗状況や福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化に応じて、今後も必要な見直しを行っていくものとします。

	H30 (2018)	R元 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)
総合ビジョン					R 4～R12					
地域福祉計画	第 3 期計画					第 4 期計画				
高齢者福祉計画、 介護保険事業計画	第 7 期			第 8 期			第 9 期			
障がい者計画	第 3 次									
障がい福祉計画	第 5 期			第 6 期			第 7 期			
障がい児 福祉計画	第 1 期			第 2 期			第 3 期			
子ども・子育て 支援事業計画			第 2 期							
小野市社会福祉 協議会地域福祉 推進計画		第 8 期								
兵庫県地域福祉 支援計画		第 4 期								

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民や民生児童委員、ボランティアグループの方々へのアンケート調査を踏まえ、地域福祉の現状や課題を把握しました。

次に、庁内関係部署による「小野市地域福祉計画策定検討会」で、第3期計画の検証を通じて、本計画の原案をまとめ、「小野市地域福祉計画策定委員会」で原案の検討・審議を行い、パブリックコメントにより本計画の素案に対する市民の意見を聞くという手続きを経て、本計画を策定しました。

(1) 市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状・課題の整理

市民への「小野市地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」に加え、地域福祉に深く関わっておられる、民生児童委員及びボランティアグループへアンケート調査を行い、本市における地域福祉に係る現状や課題を整理しました。

(2) 小野市地域福祉計画策定検討会の開催

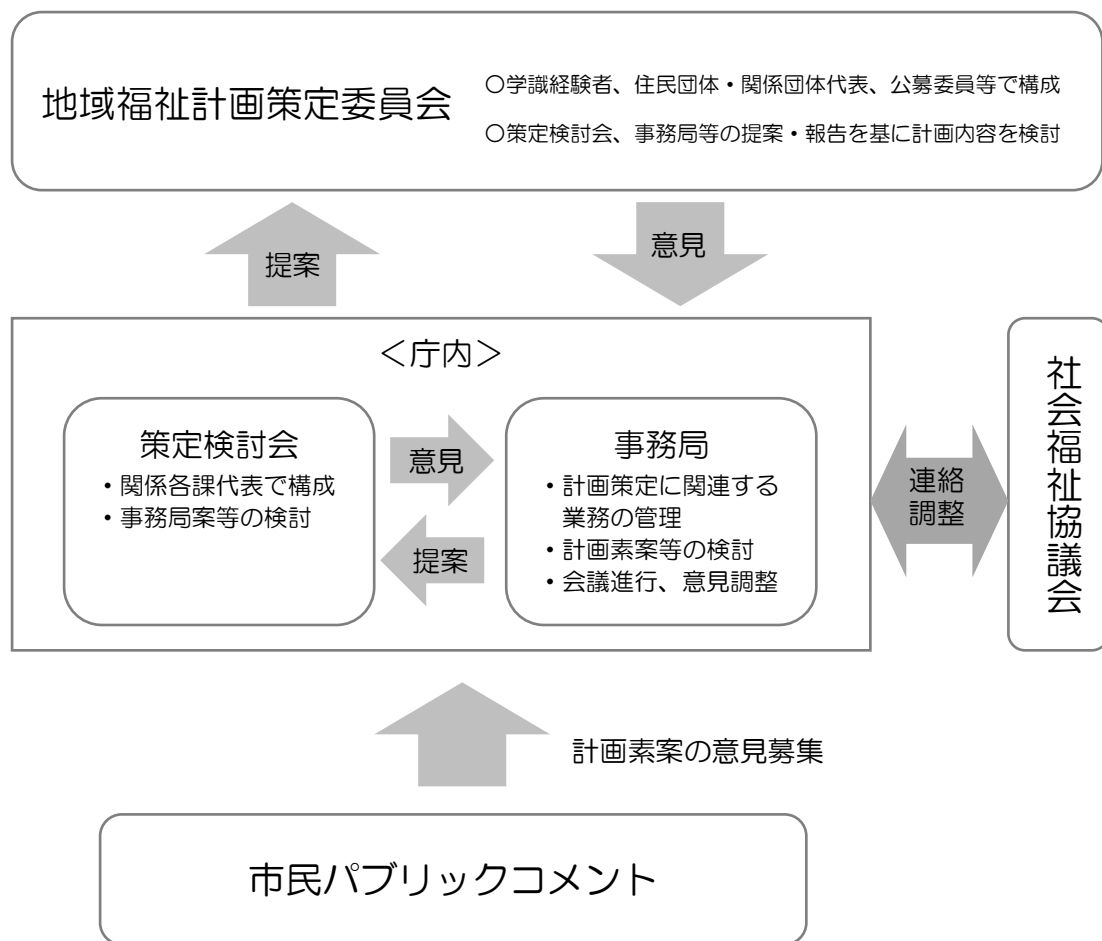
本市の地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉に関係する庁内関係部署で構成する策定検討会を組織し、各部署が所管する分野別計画との調和を図りながら、本計画の原案を作成しました。

(3) 小野市地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の見直し策定のために「小野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、策定検討会で作成した原案等について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市ホームページ等で本計画の素案を公表し、広く市民の意見を募りました。





地域福祉を取り巻く現状と課題

1 数値からみる小野市の現状と課題

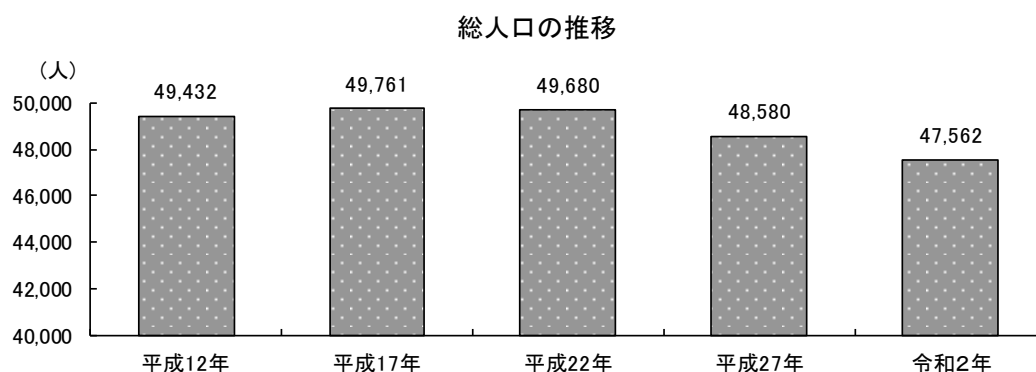
(1) 人口と世帯構成の推移

① 総人口の推移

総人口の推移をみると、令和2年では平成27年からの5年間で1,018人の減少となり、47,562人となっています。

年齢別にみると、令和2年では、年少人口（0～14歳）は6,325人、生産年齢人口（15～64歳）は27,104人といずれも減少しています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は13,844人と増加しており、全体の29.1%を占めています。



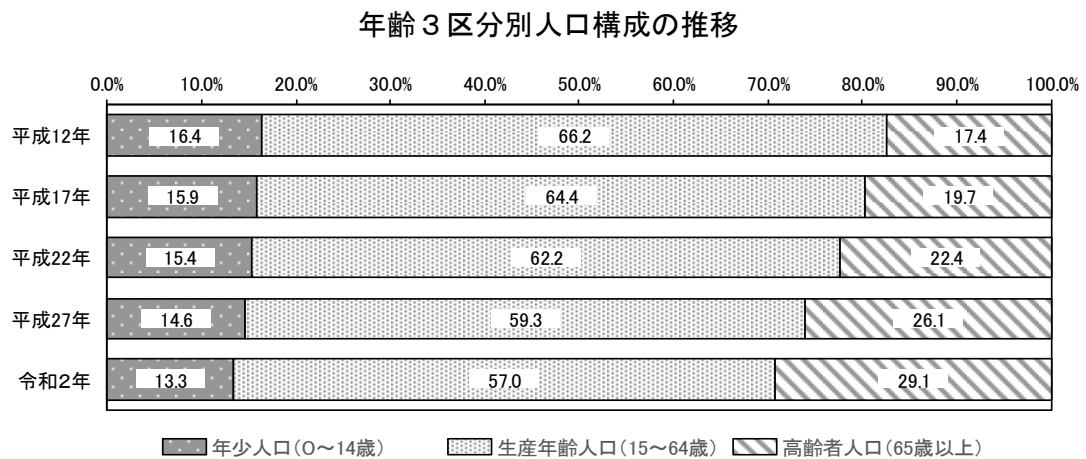
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
総人口 (人)	49,432	49,761	49,680	48,580	47,562
年少人口 (0～14 歳)	7,912	7,638	7,052	7,052	6,325
構成比 (%)	16.4%	15.9%	15.4%	14.6%	13.3%
生産年齢人口 (15～64 歳)	32,704	32,037	30,893	28,711	27,104
構成比 (%)	66.2%	64.4%	62.2%	59.3%	57.0%
高齢者人口 (65 歳以上)	8,593	9,798	11,125	12,647	13,844
構成比 (%)	17.4%	19.7%	22.4%	26.1%	29.1%

資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳を含むため、合計が一致しない場合があります。

② 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）割合は年々低下しており、令和2年で13.3%となる一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加を続け、令和2年で29.1%になり、少子高齢化が進んでいます。

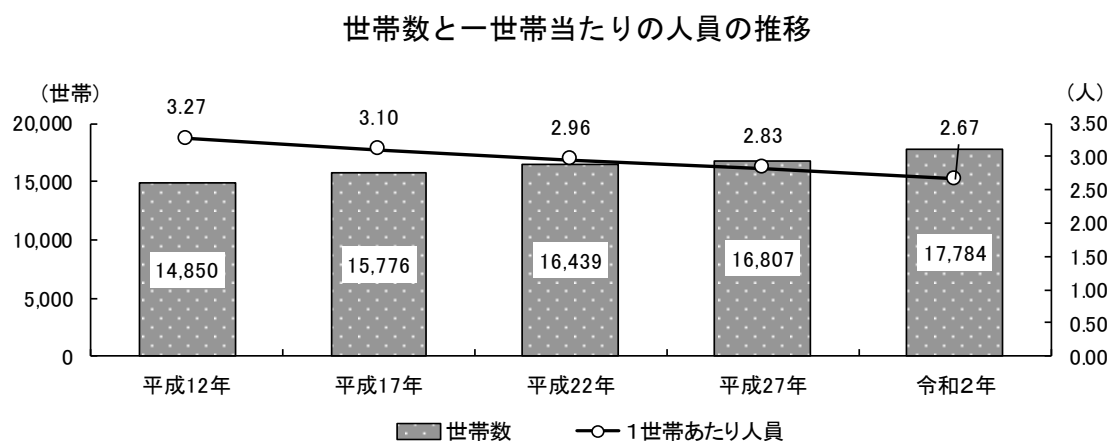


資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳を含むため、合計が一致しない場合があります。

③ 世帯数と一世帯当たりの人員の推移

世帯数は増加していますが、その一方で1世帯当たりの人員数は、平成12年の3.27人から令和2年は2.67人となり、減少が続いています。

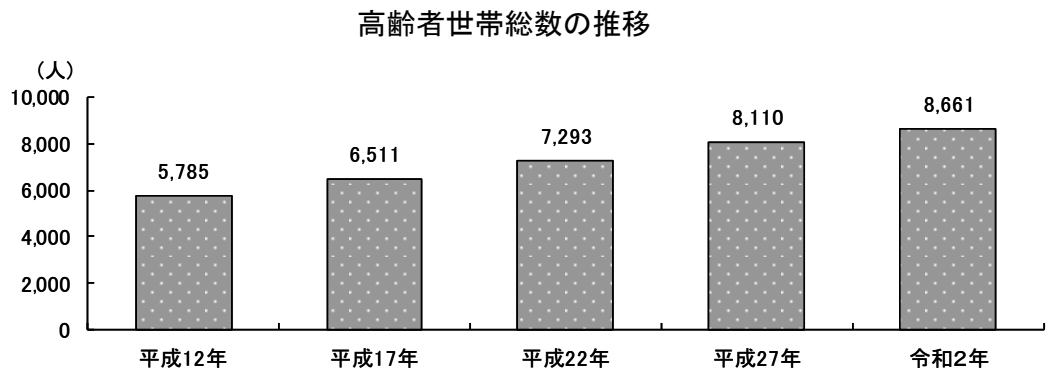


資料：国勢調査

(2) 高齢者の動向

① 高齢者のいる世帯数の推移

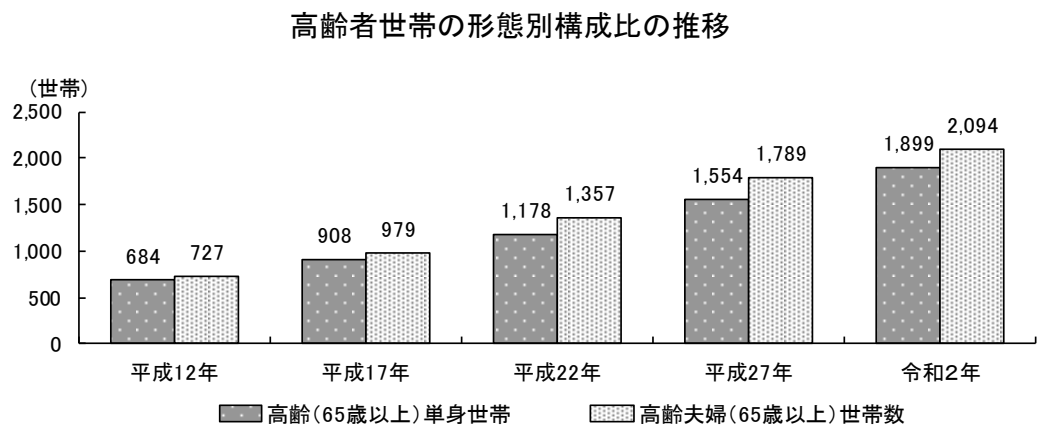
高齢者のいる世帯は年々増加しており、令和2年で8,661世帯となり、平成12年に比べ2,876世帯増加しています。



資料：国勢調査

② 高齢者のいる世帯の形態別構成比の推移

高齢者世帯の増加にあわせ、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯も増加しており、高齢者世帯に対する見守りや生活支援のあり方が重要になってきています。

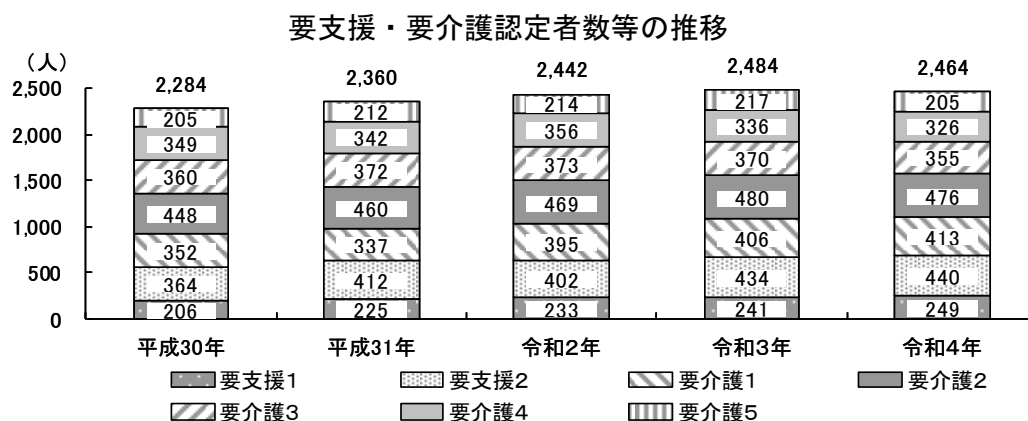


資料：国勢調査

(3) 介護保険における要介護等認定者数の推移

① 要介護認定者数等の推移

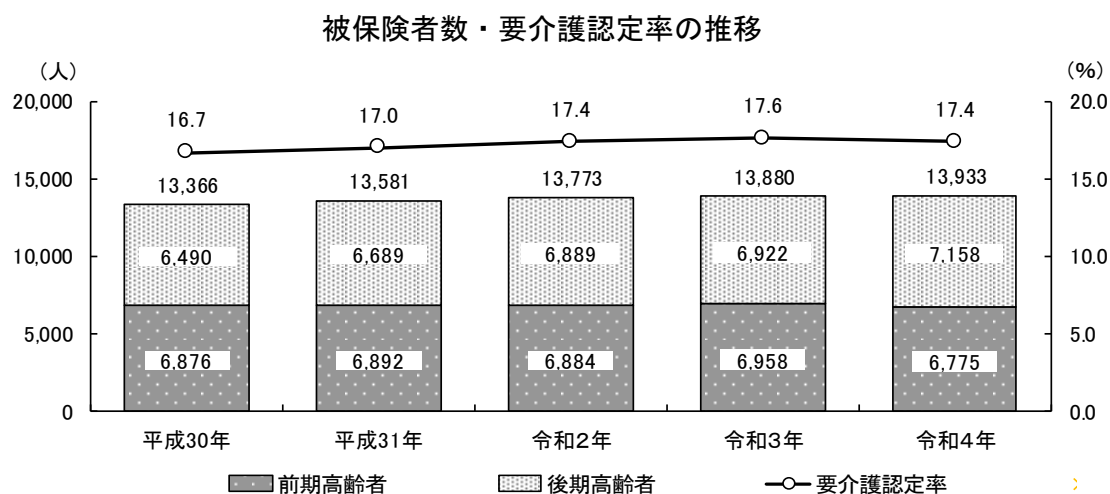
要介護認定者は令和3年まで年々増加しており、令和4年で2,464人と横ばいとなり、平成30年に比べ180人増加しています。介護度別にみると、平成30年に比べ、要支援2、要介護1で各60人以上の増加が見られます。



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）（第2号被保険者を含む）

② 被保険者数と要介護認定率の推移

高齢者の増加に伴い被保険者も増加しており、令和4年は13,933人で、平成30年に比べ567人増加しています。また、要介護認定率は、16.7～17.6%の間で推移しています。

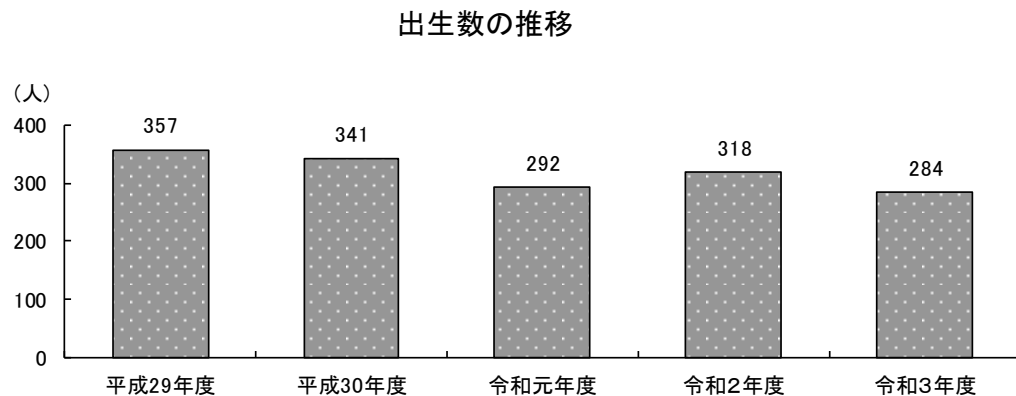


資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）

(4) 子どもの動向

① 出生数の推移

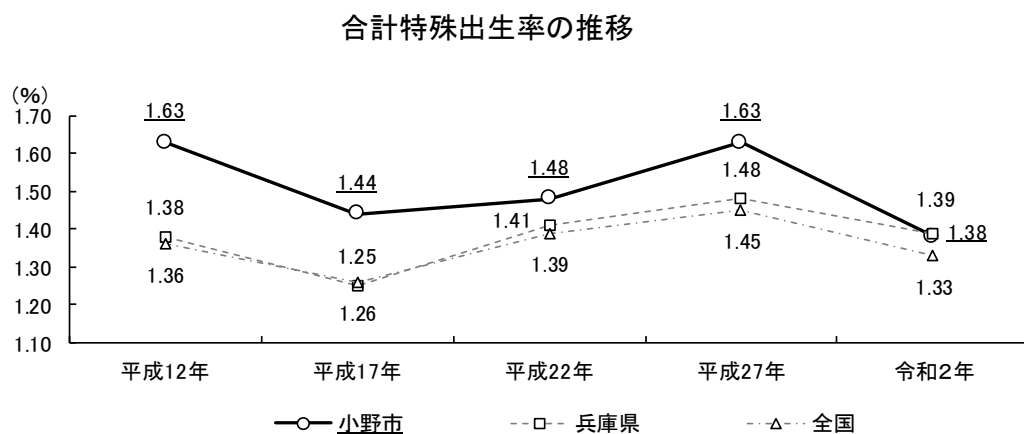
出生数は令和2年度でやや増加しましたが減少傾向にあり、令和3年度は284人となっており、平成29年度と比べると73人減少しています。



資料：市民課

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、小野市では近年増加傾向にあり、全国、兵庫県より高くなっていましたが、令和2年は1.38と減少し、全国、兵庫県と同程度となっています。



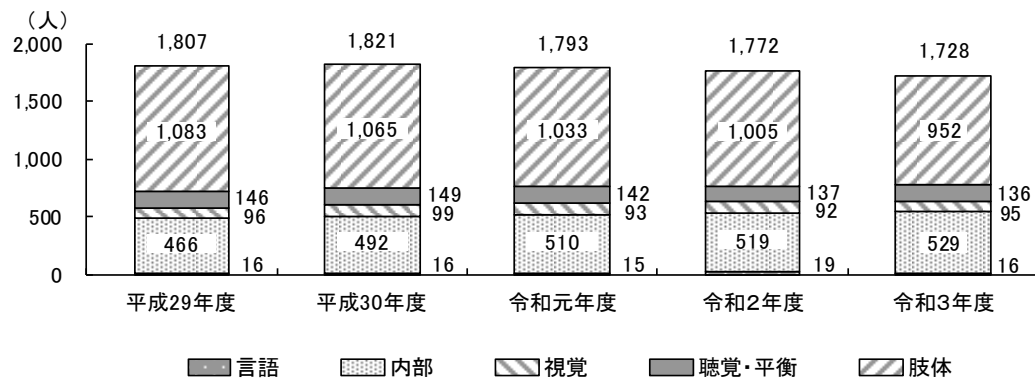
資料：兵庫県人口動態統計

(5) 障がい者の動向

① 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和3年度で1,728人とやや減少傾向で推移しています。また、障がい別では、肢体が令和3年度で約6割を占めています。

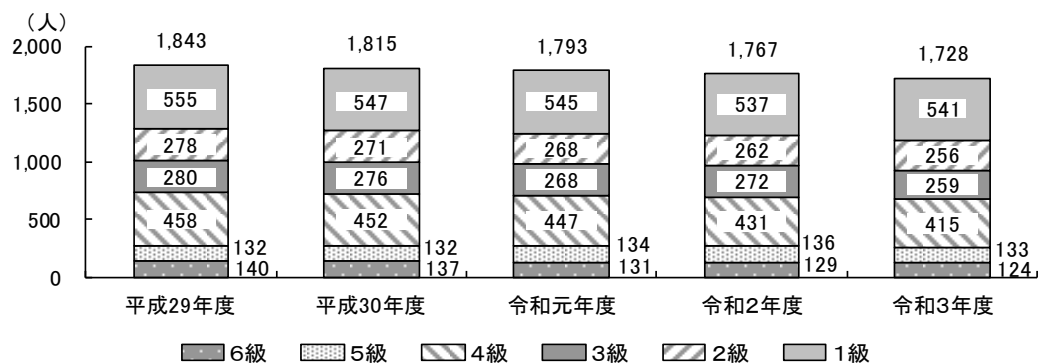
障がい別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：小野市統計資料（各年度末時点）

等級別に見てみると、令和3年度では、「1級」が541人と最も多く、次いで「4級」が415人となっています。

等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

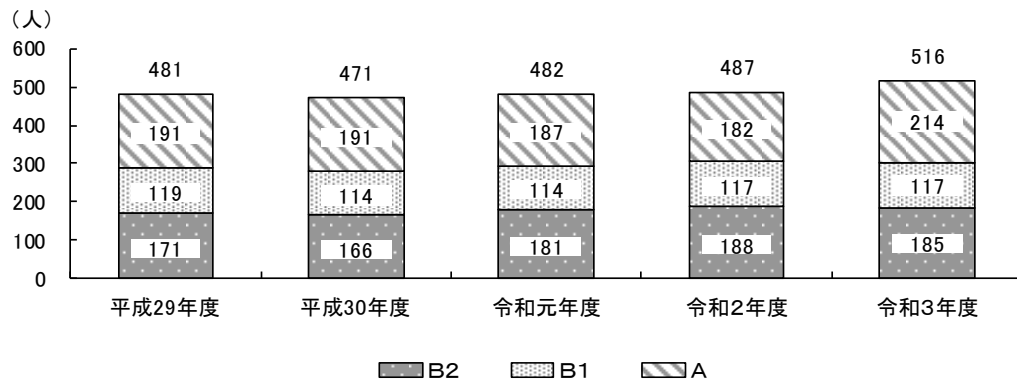


資料：小野市統計資料（各年度末時点）

② 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、年々増加傾向にあり、特にA判定の伸びが大きい状況です。

療育手帳所持者の判定別の推移

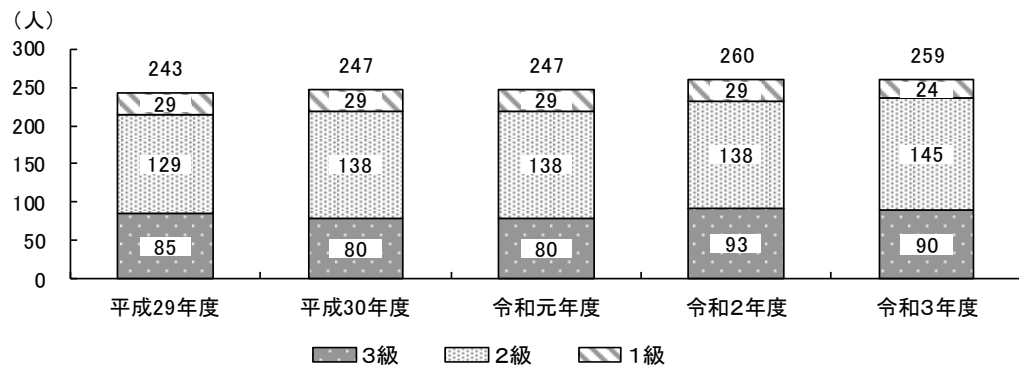


資料：小野市統計資料（各年度末時点）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年度まで増加傾向にあり、令和3年度では横ばい状況です。

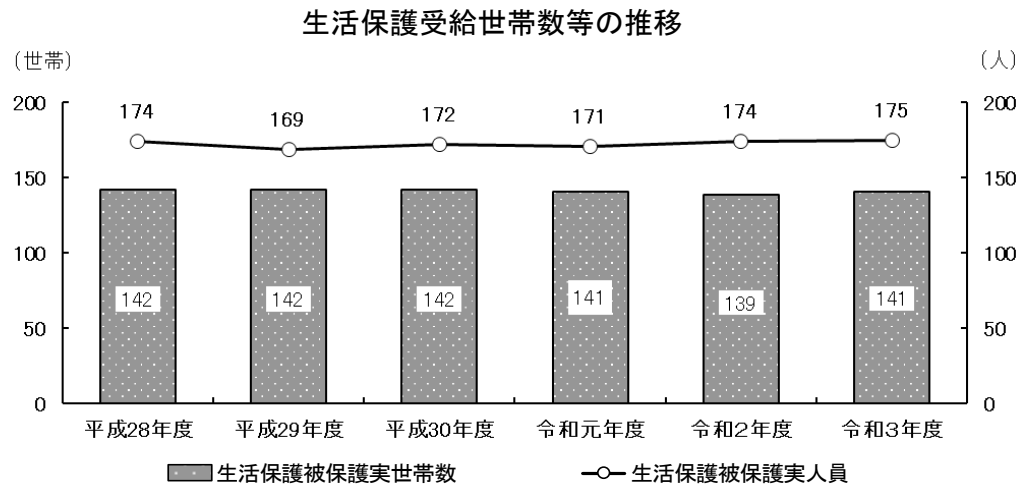
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移



資料：小野市統計資料（各年度末時点）

(6) 生活保護の動向

生活保護は、受給世帯、人員ともに横ばい傾向にあり、令和3年度月平均は141世帯、175人となっています。



資料：兵庫県市町村別主要統計指標（年度月平均）

(7) 地域福祉活動の担い手等の動向

		平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年
民生児童委員数 (主任児童委員含む)		108 人	108 人	108 人	108 人	108 人
老人クラブ	クラブ数	43	41	39	36	35
	会員数	2,365 人	2,218 人	2,060 人	1,865 人	1,715 人
市社会福祉協議会登録ボランティアグループ	グループ数	19	20	21	21	18
	加入者数	325 人	307 人	321 人	312 人	269 人

資料：社会福祉課、高齢介護課、市社会福祉協議会統計資料（各年4月1日時点）

2 アンケートからみられる現状

(1) 市民アンケート調査（令和4年8月実施）

① 調査の目的

令和5年度からの次期地域福祉計画の策定に先立ち、市民の皆様に地域福祉について、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関するご意見などをお聞きし、計画推進の基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

小野市在住の18歳以上を無作為抽出

③ 調査方法

郵送・インターネット

④ 回収状況

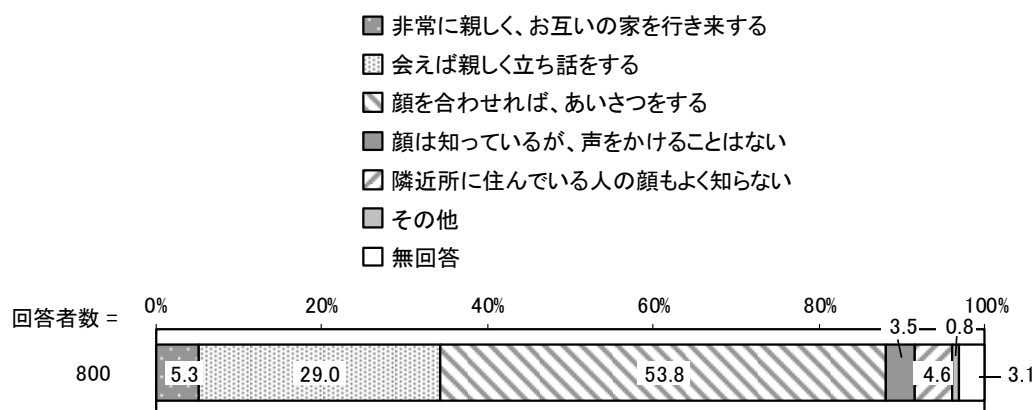
配付数：2,000通 有効回答数：800通 有効回答率：40.0%

⑤ 調査結果（抜粋）

ア 地域との関わり合いについて

【近所の人との付き合い方】

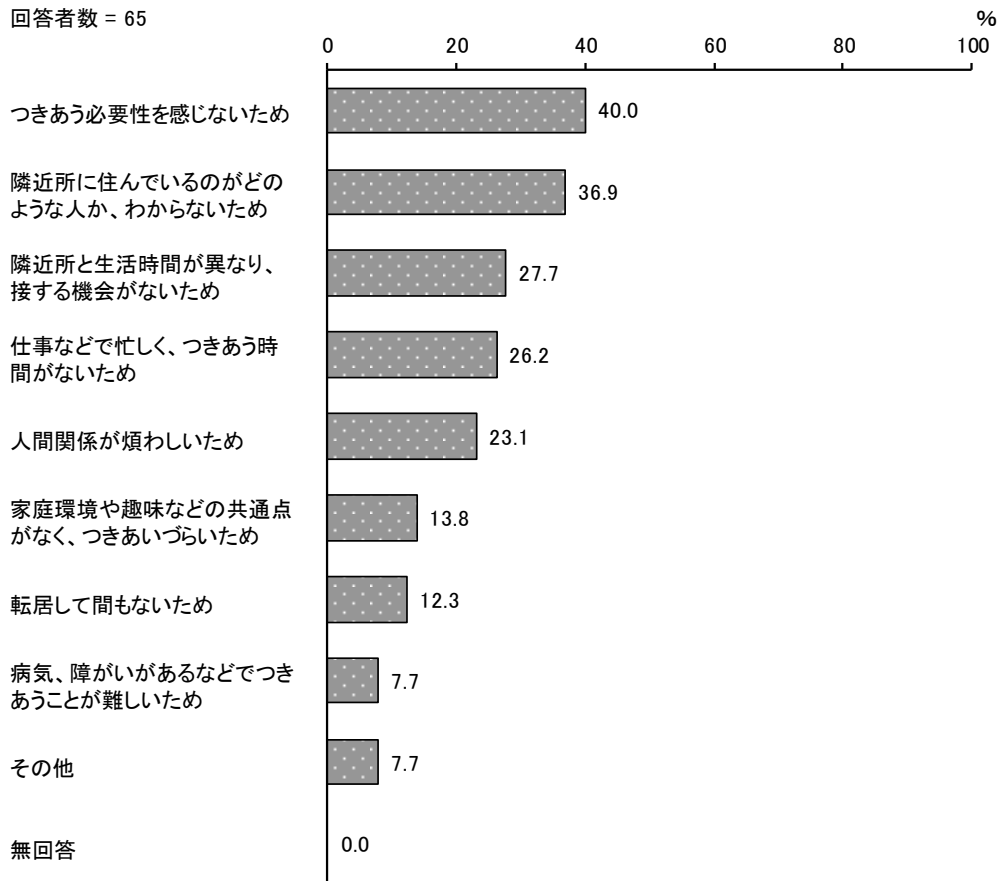
「顔を合わせれば、あいさつをする」の割合が53.8%と最も高く、次いで「会えば親しく立ち話をする」の割合が29.0%となっています。



【近所づきあいがない理由】

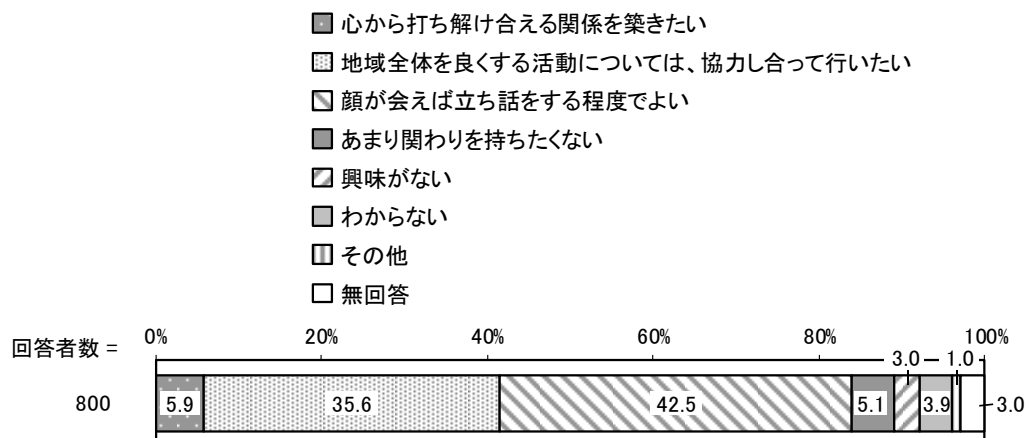
「つきあう必要性を感じないため」の割合が40.0%と最も高く、次いで「隣近所に住んでいるのがどのような人か、わからないため」の割合が36.9%、「隣近所と生活時間が異なり、接する機会がないため」の割合が27.7%となっています。

回答者数 = 65



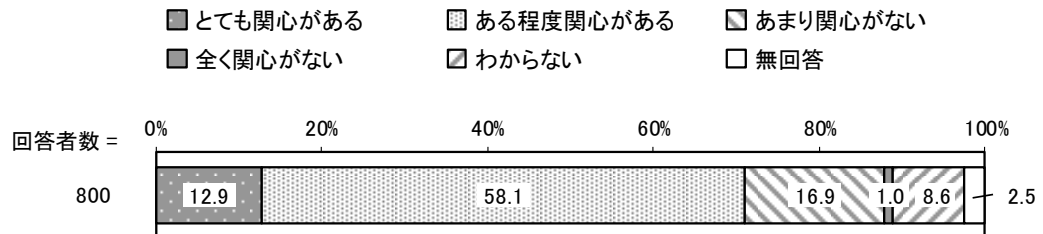
【今後の近所との関わり方】

「顔が会えば立ち話をする程度でよい」の割合が42.5%と最も高く、次いで「地域全体を良くする活動については、協力し合って行いたい」の割合が35.6%となっています。



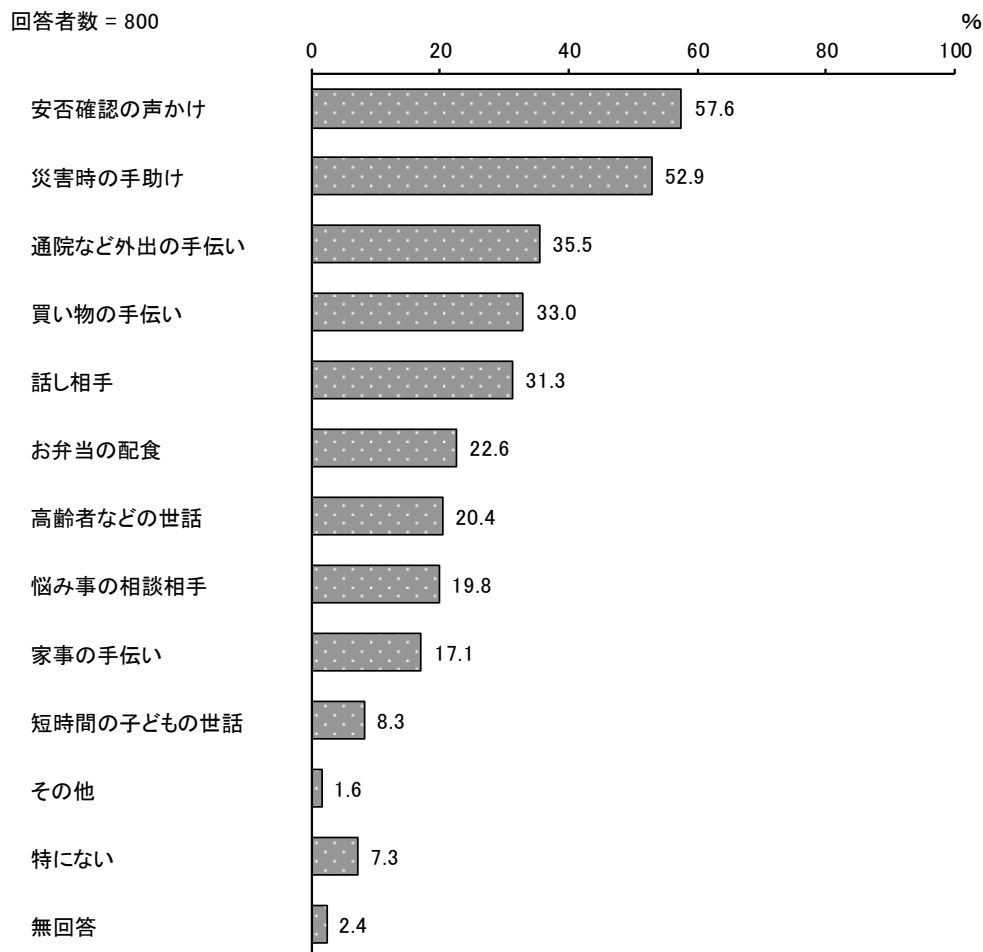
【「福祉」への関心】

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が71.0%、「あまり関心がない」と「全く関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が17.9%、「わからない」の割合が8.6%となっています。



【地域にしてほしい手助け】

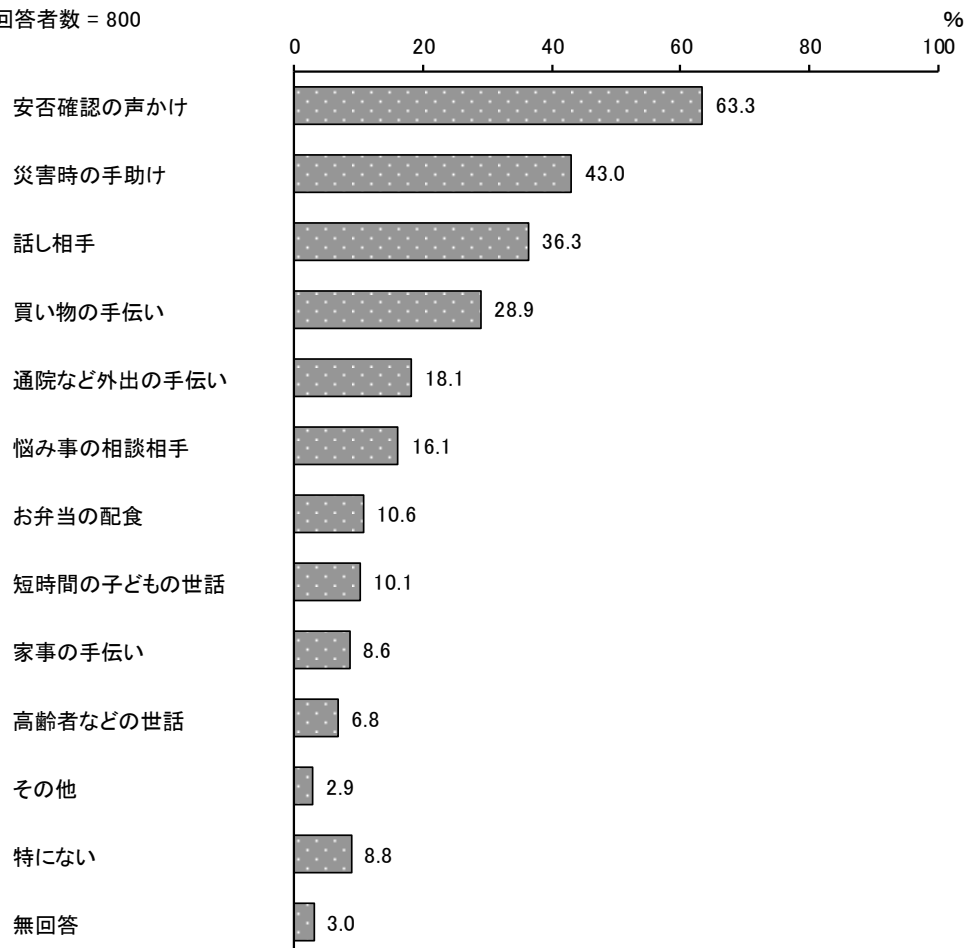
「安否確認の声かけ」の割合が57.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が52.9%、「通院など外出の手伝い」の割合が35.5%となっています。



【隣近所にできる手助け】

「安否確認の声かけ」の割合が63.3%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が43.0%、「話し相手」の割合が36.3%となっています。

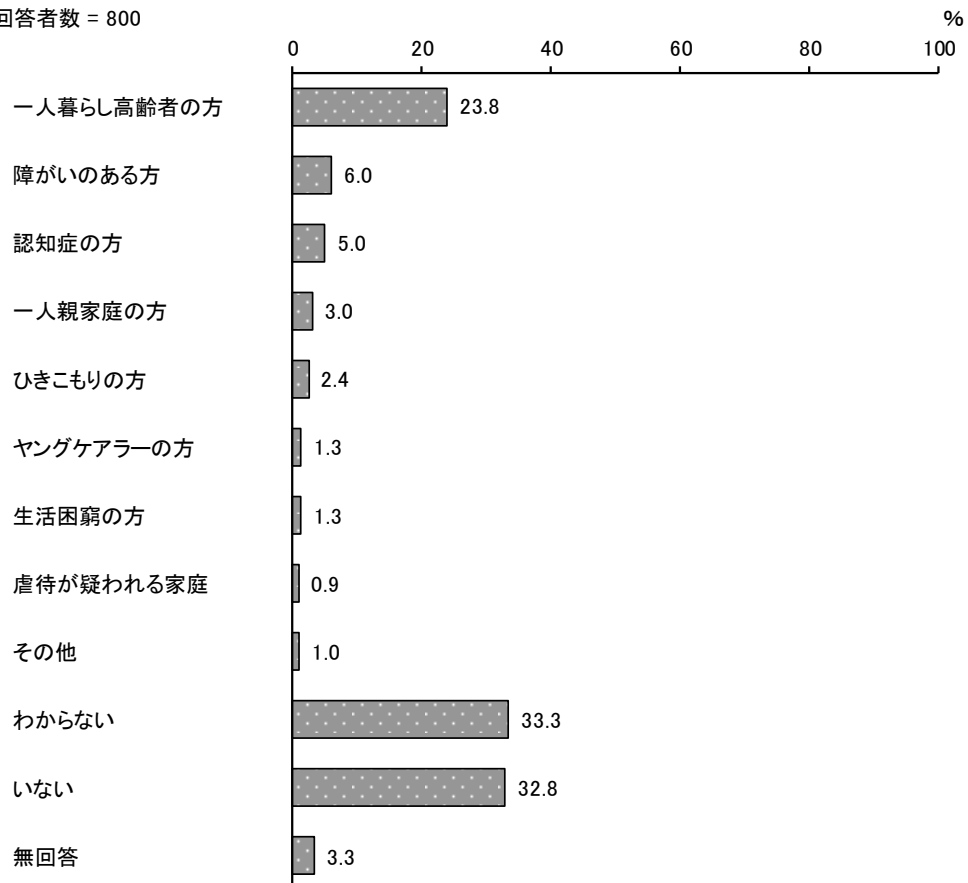
回答者数 = 800



【隣近所に「手助けが必要だ」と思う人がいるか】

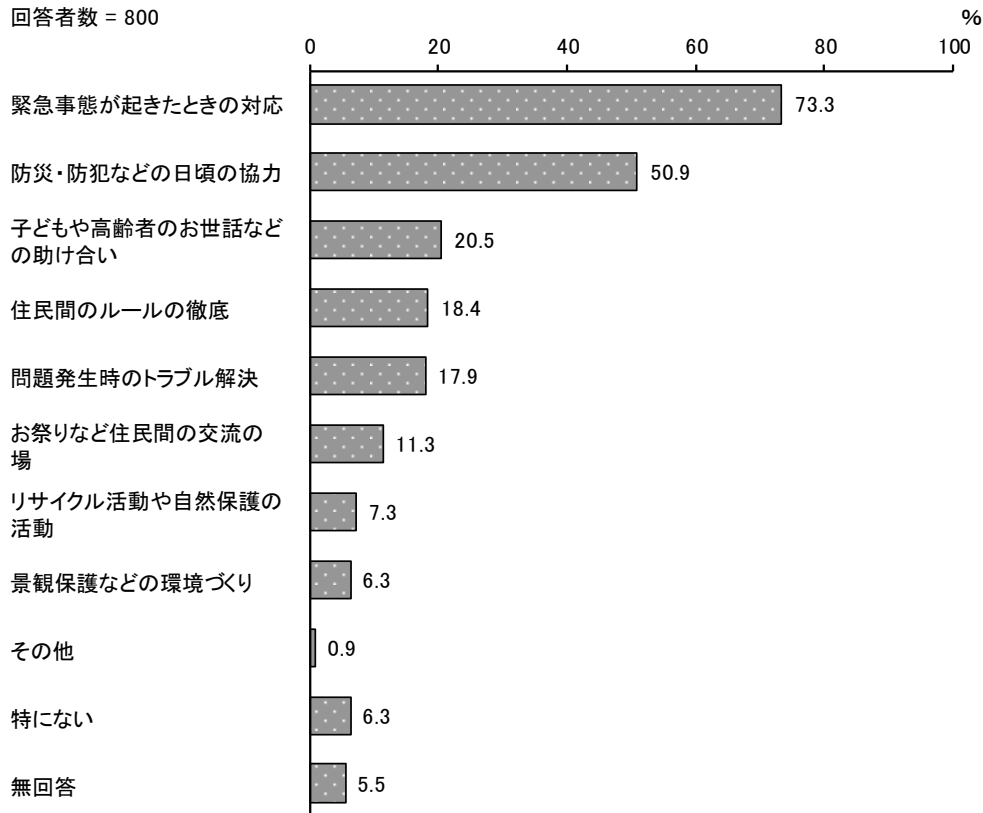
「わからない」の割合が33.3%と最も高く、次いで「いない」の割合が32.8%、「一人暮らし高齢者の方」の割合が23.8%となっています。

回答者数 = 800



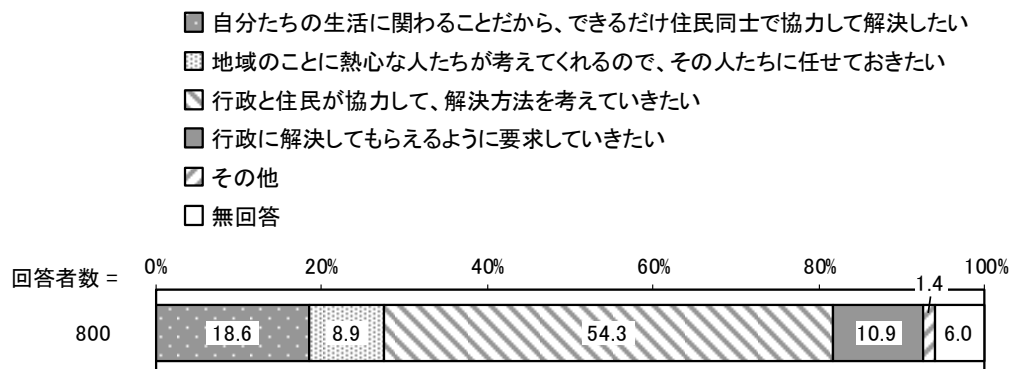
【地域社会の役割について期待すること】

「緊急事態が起きたときの対応」の割合が73.3%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」の割合が50.9%、「子どもや高齢者のお世話などの助け合い」の割合が20.5%となっています。



【地域の中で起こる問題に対しての解決方法】

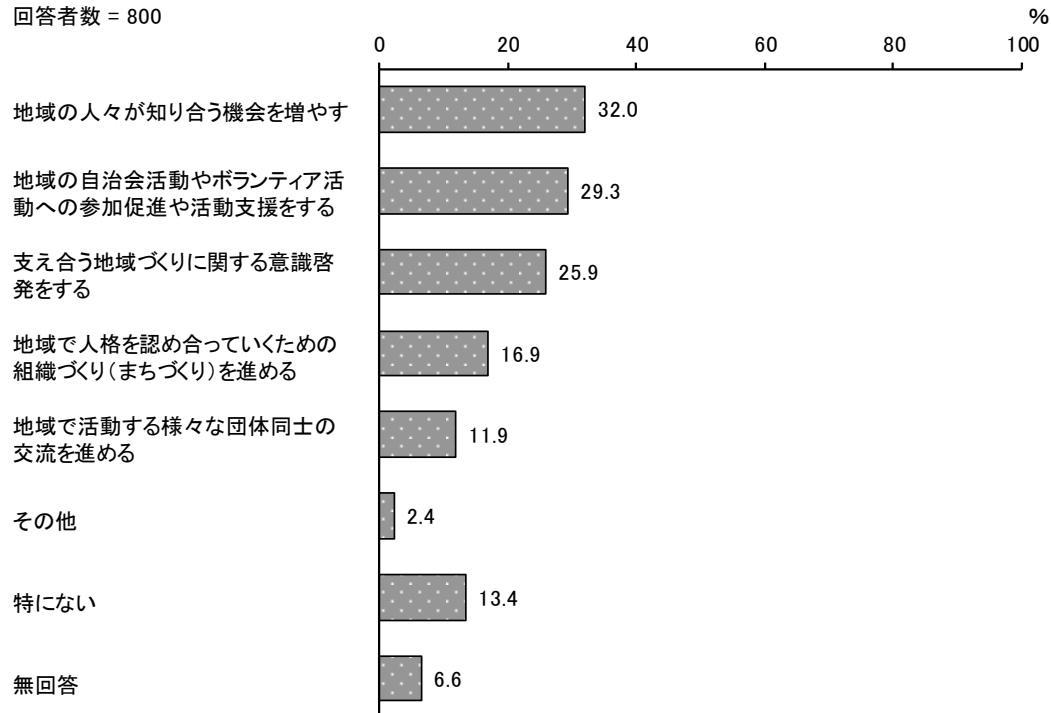
「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」の割合が54.3%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の割合が18.6%、「行政に解決してもらえるように要求していきたい」の割合が10.9%となっています。



【住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために必要な小野市の支援】

「地域の人々が知り合う機会を増やす」の割合が32.0%と最も高く、次いで「地域の自治会活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」の割合が29.3%、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」の割合が25.9%となっています。

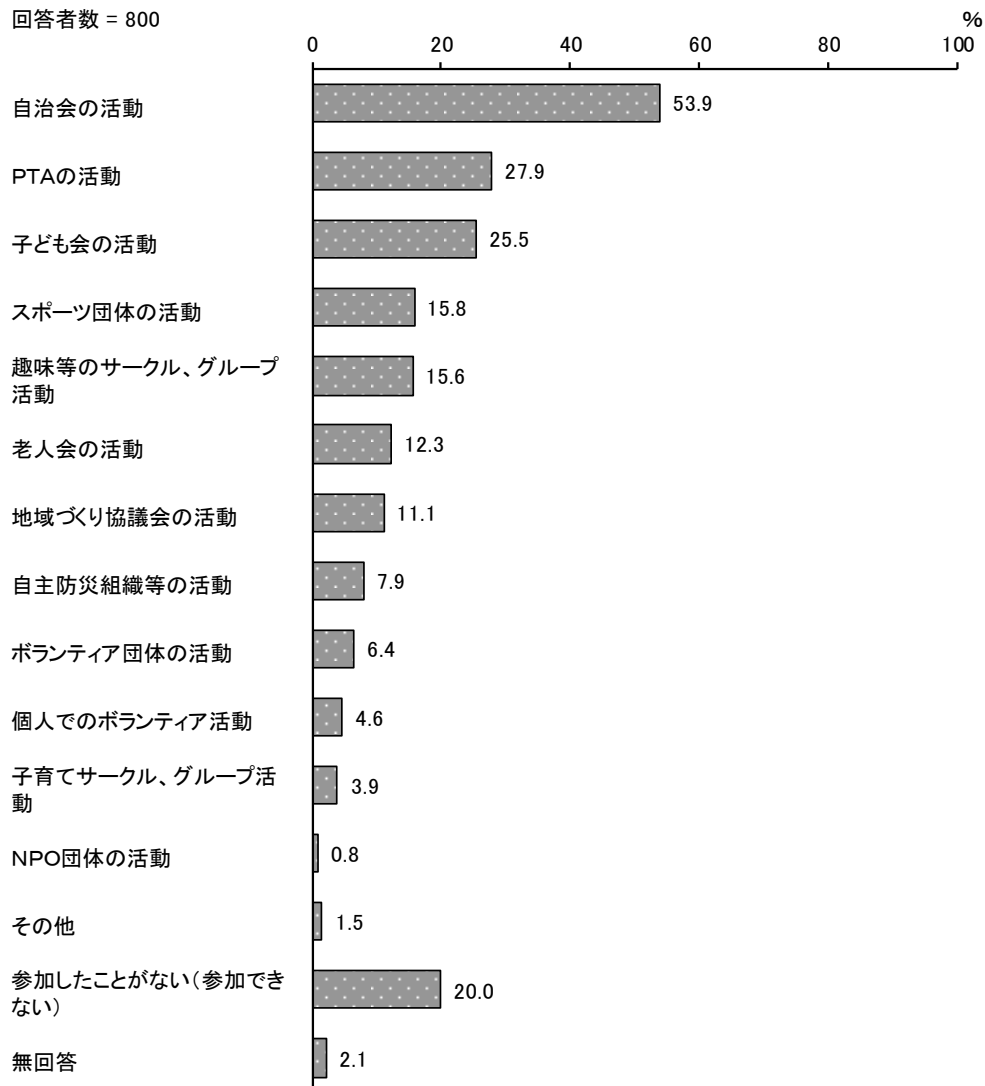
回答者数 = 800



イ 地域での活動（自治会やボランティア、市民活動など）について

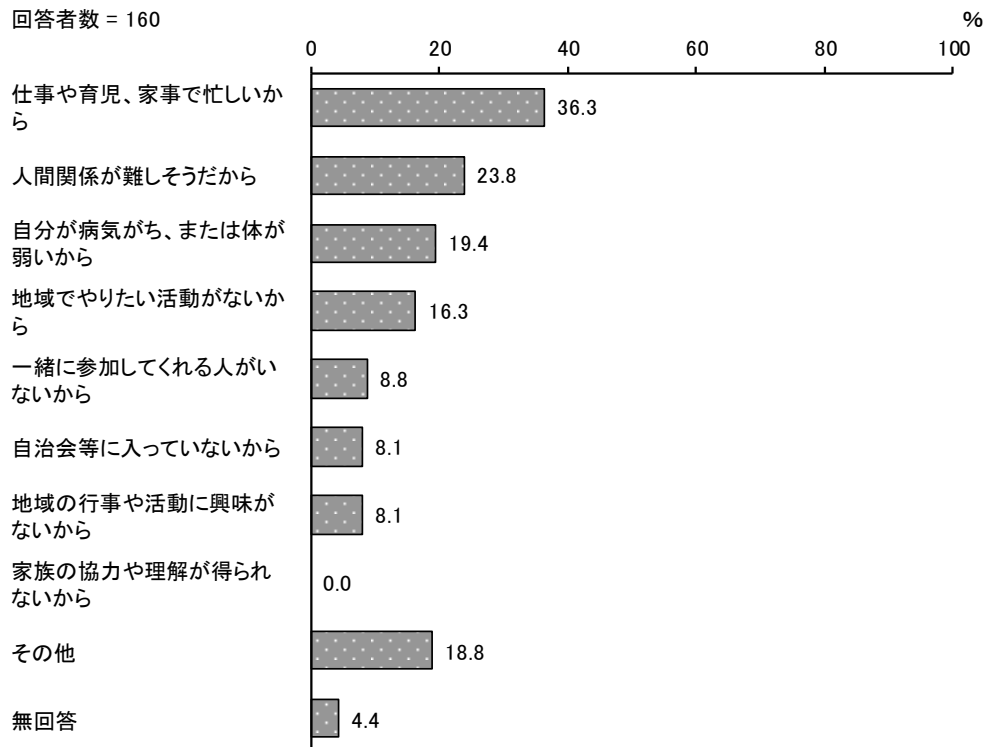
【現在参加している地域活動、または参加したことがある地域活動】

「自治会の活動」の割合が53.9%と最も高く、次いで「PTAの活動」の割合が27.9%、「子ども会の活動」の割合が25.5%となっています。



【地域活動に参加したことがない（参加できない）理由】

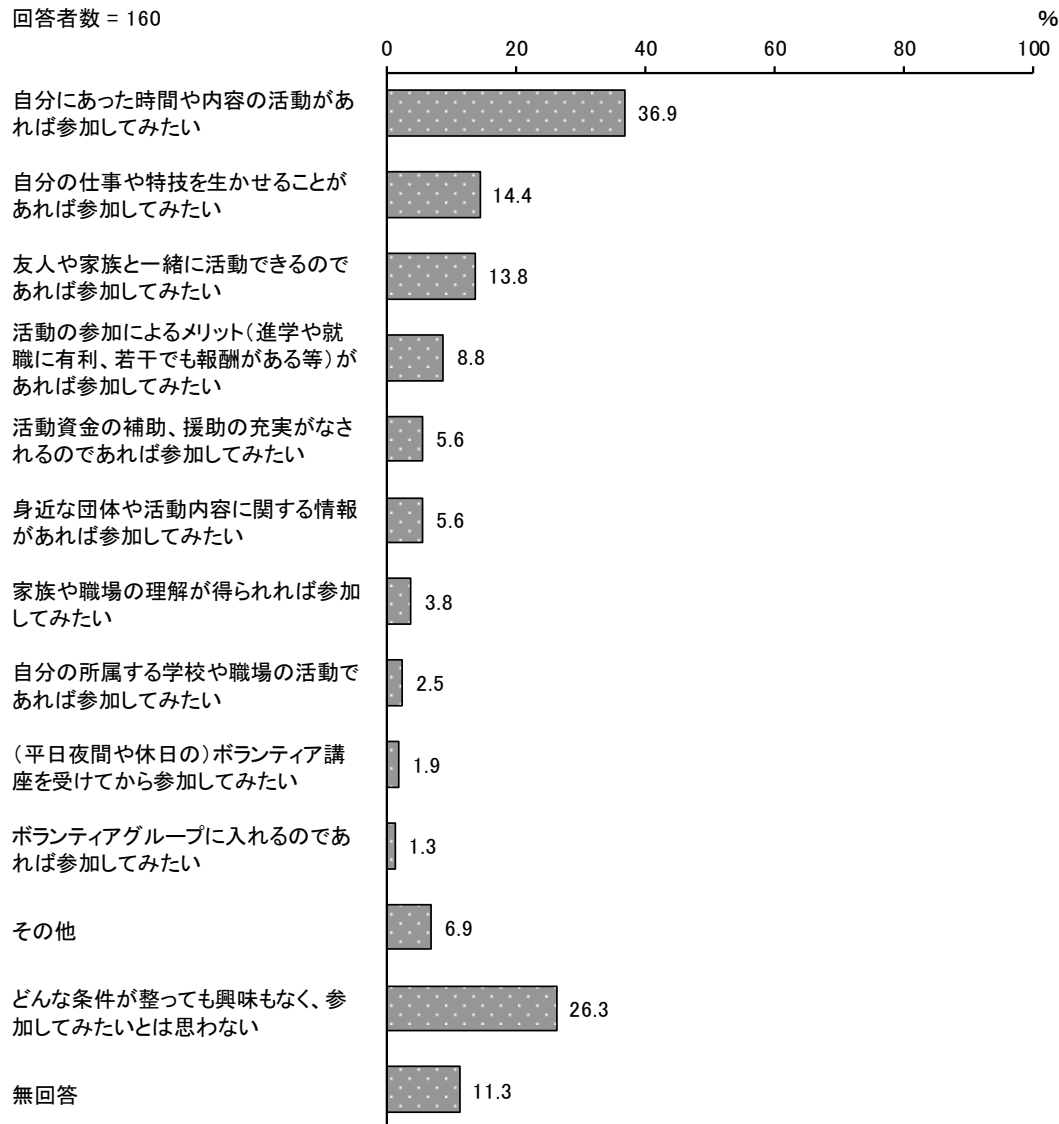
「仕事や育児、家事で忙しいから」の割合が36.3%と最も高く、次いで「人間関係が難しそうだから」の割合が23.8%、「自分が病気がち、または体が弱いから」の割合が19.4%となっています。



【ボランティア活動に参加してみたいと思うための条件】

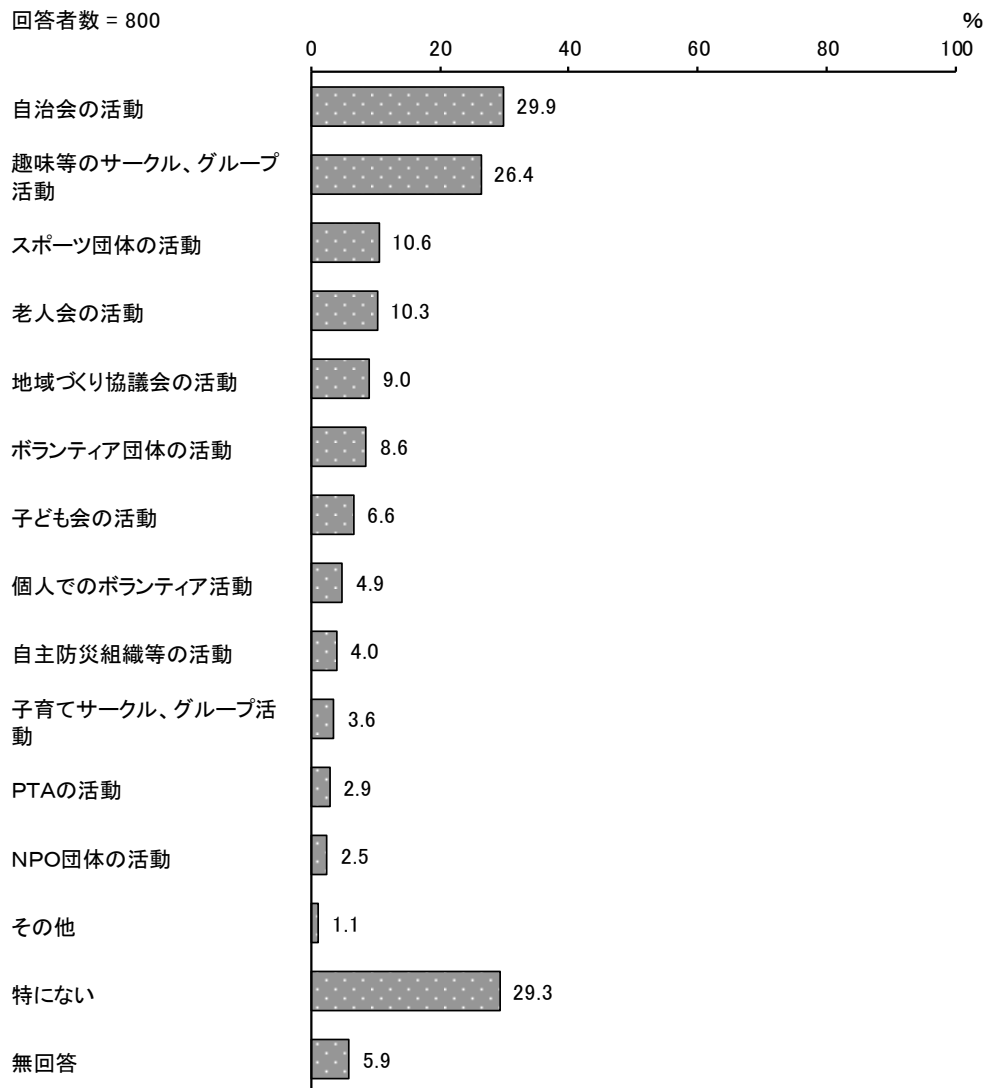
「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」の割合が36.9%と最も高く、次いで「どんな条件が整っても興味もなく、参加してみたいとは思わない」の割合が26.3%、「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」の割合が14.4%、「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」の割合が14.4%となっています。

回答者数 = 160



【機会があれば参加したい、または参加している地域で行われている活動】

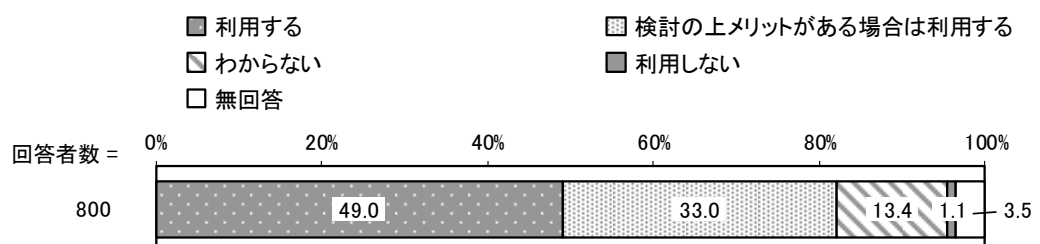
「自治会の活動」の割合が29.9%と最も高く、次いで「特にない」の割合が29.3%、「趣味等のサークル、グループ活動」の割合が26.4%となっています。



ウ 福祉サービスや悩みごとや相談先等について

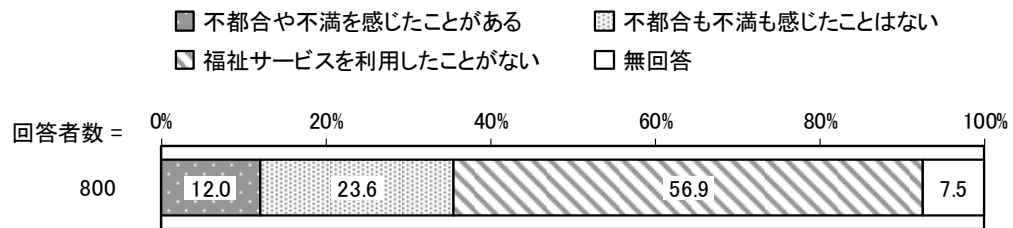
【福祉サービスが必要になったときの利用意向】

「利用する」の割合が49.0%と最も高く、次いで「検討の上メリットがある場合は利用する」の割合が33.0%、「わからない」の割合が13.4%となっています。



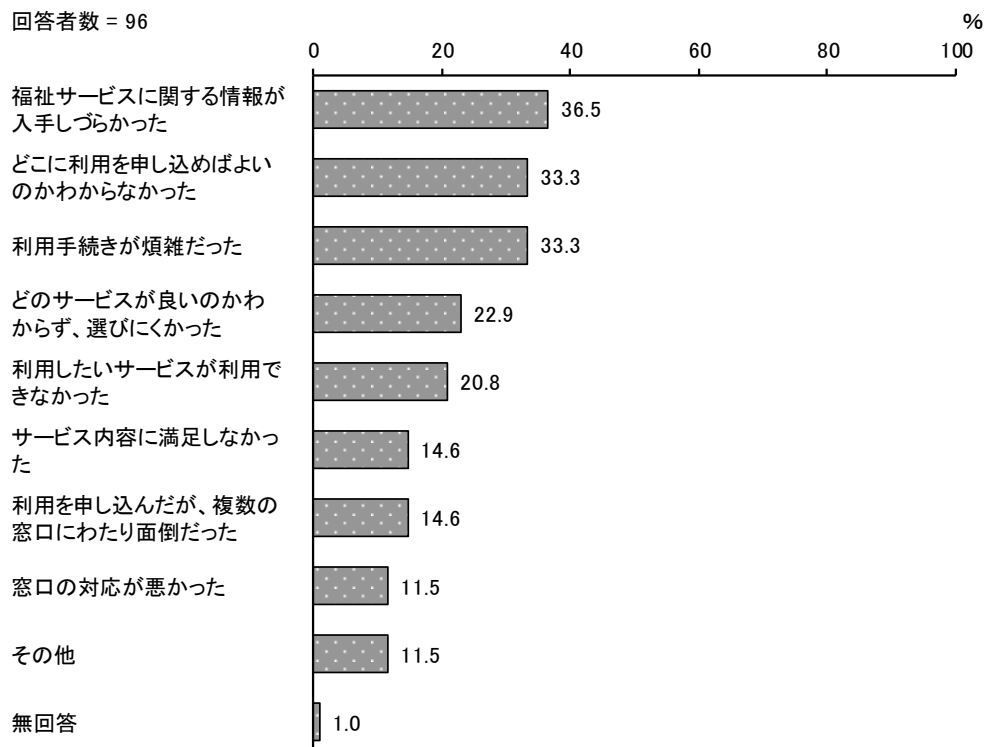
【福祉サービスの利用に関しての不都合や不満】

「福祉サービスを利用したことがない」の割合が56.9%と最も高く、次いで「不都合も不満も感じたことはない」の割合が23.6%、「不都合や不満を感じたことがある」の割合が12.0%となっています。



【福祉サービスの利用に関しての不都合や不満の内容】

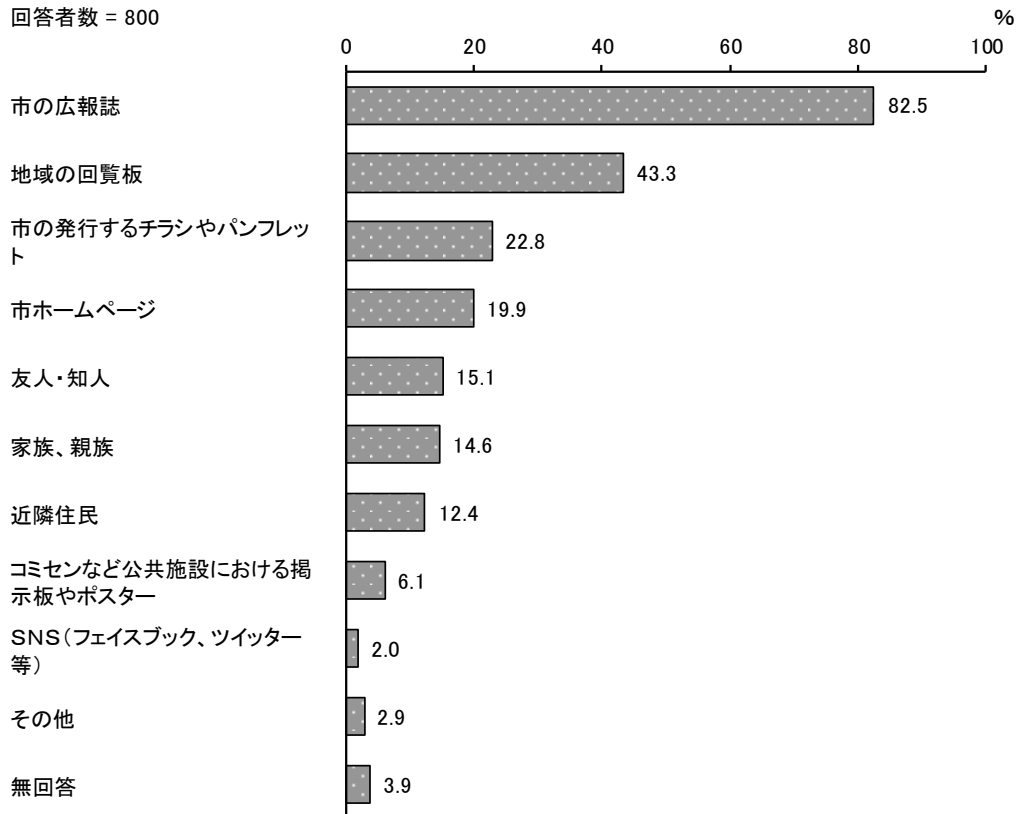
「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」の割合が36.5%と最も高く、次いで「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」、「利用手続きが煩雑だった」の割合が33.3%となっています。



【小野市の保健や福祉に関する情報の入手先】

「市の広報誌」の割合が82.5%と最も高く、次いで「地域の回覧板」の割合が43.3%、「市の発行するチラシやパンフレット」の割合が22.8%となっています。

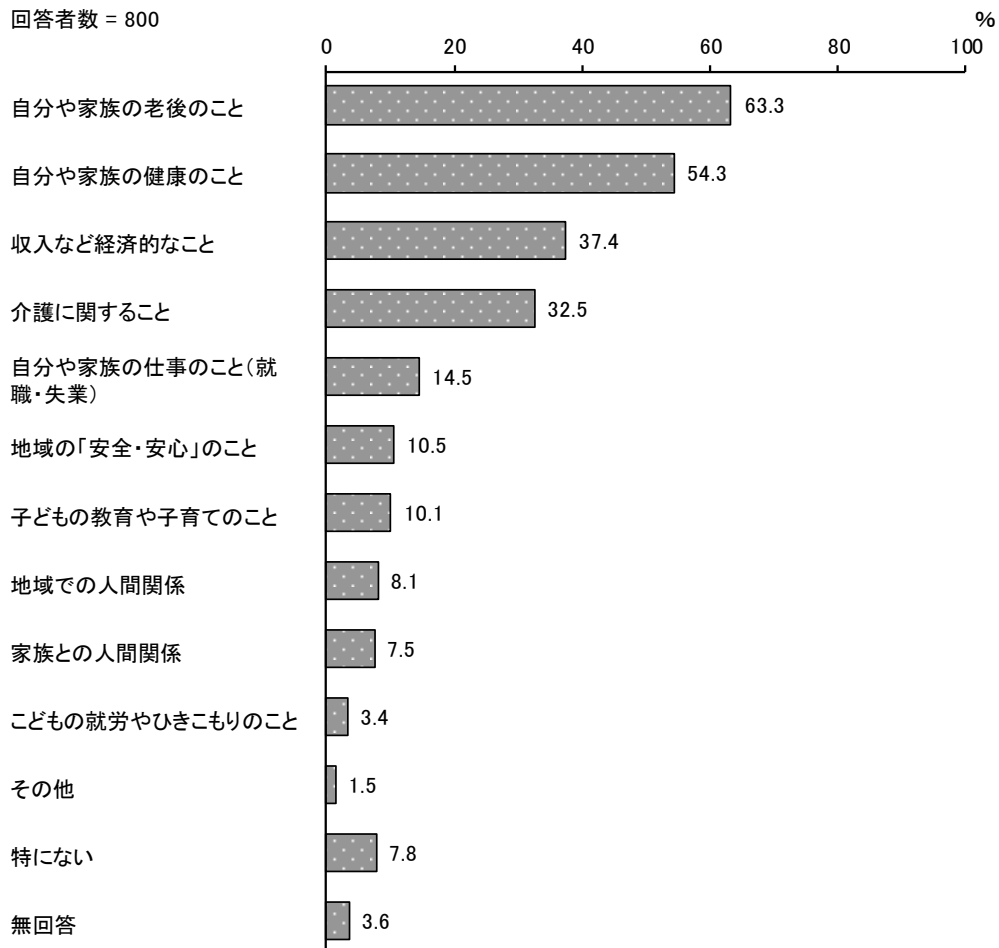
回答者数 = 800



【日頃の暮らしの中での悩みや不安】

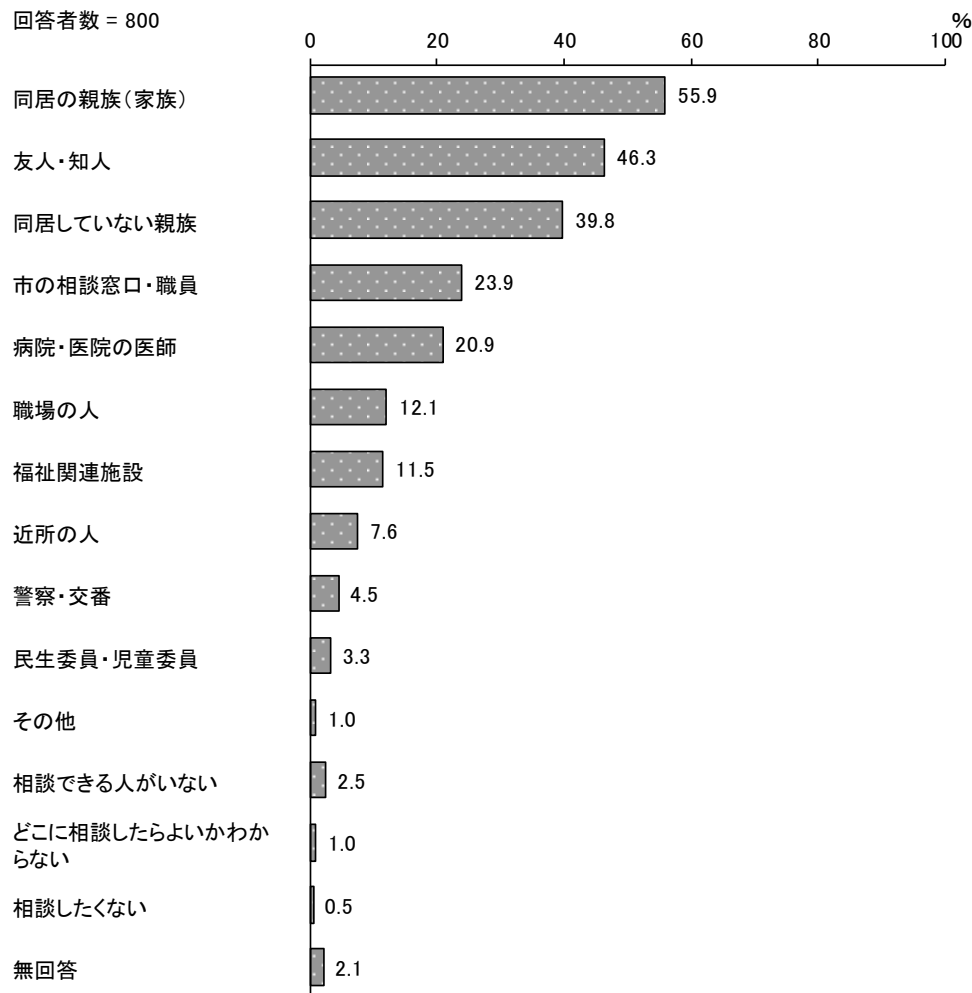
「自分や家族の老後のこと」の割合が63.3%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」の割合が54.3%、「収入など経済的なこと」の割合が37.4%となっています。

回答者数 = 800



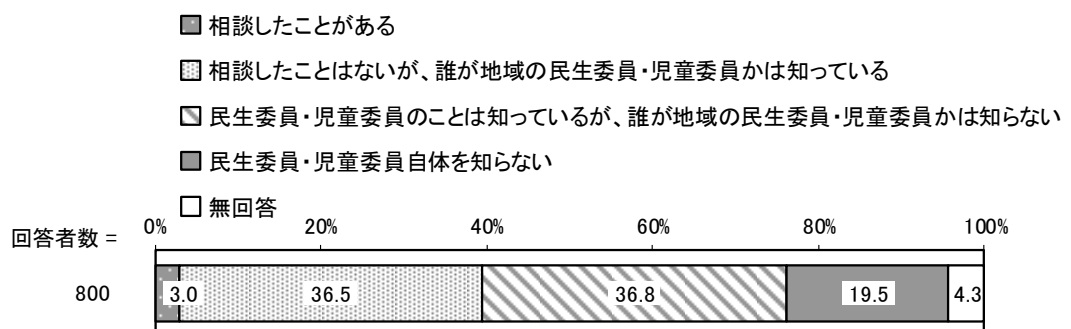
【毎日の暮らしの中で相談や助けが必要なときの相談相手】

「同居の親族（家族）」の割合が55.9%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が46.3%、「同居していない親族」の割合が39.8%となっています。



【地域の担当民生委員・児童委員の認知度】

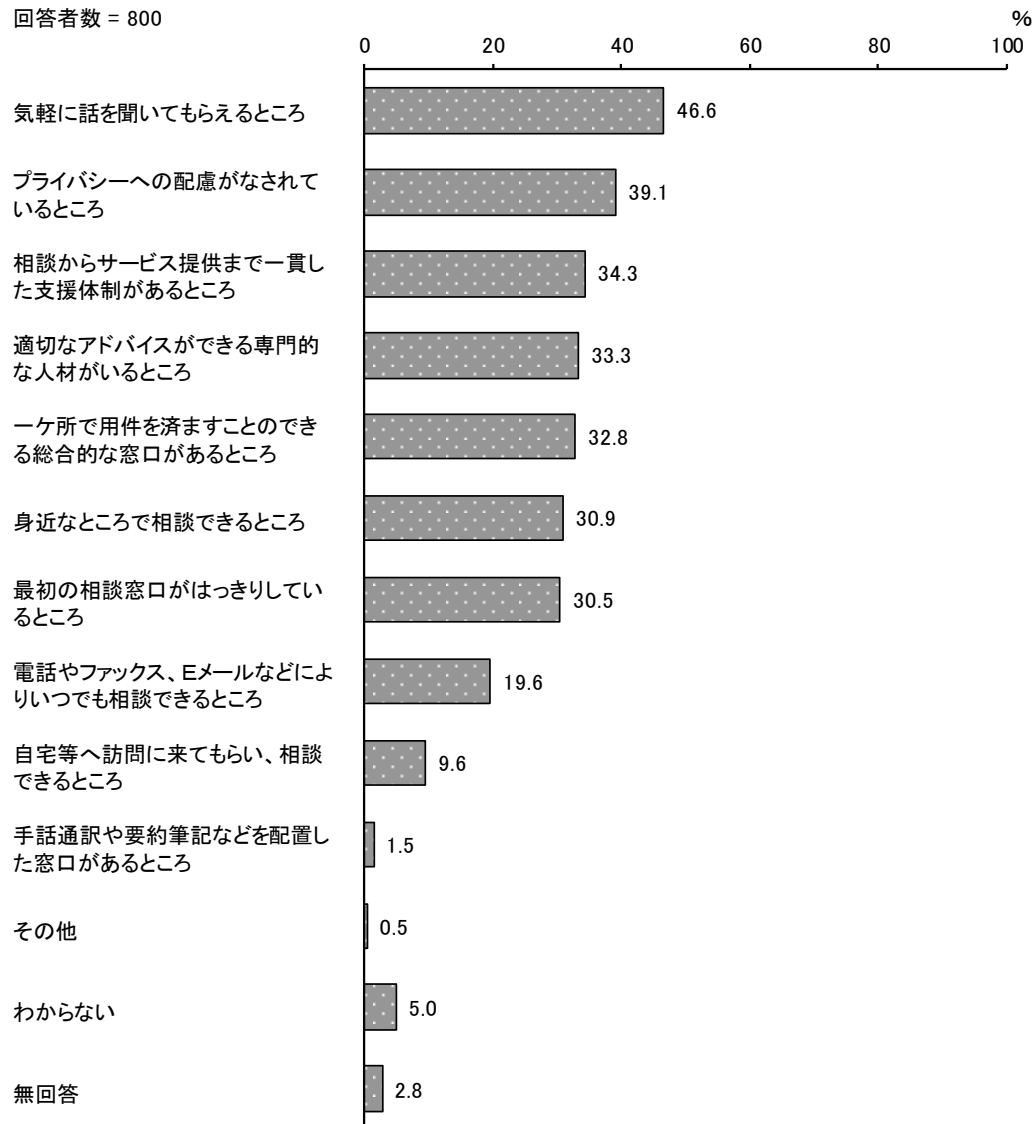
「民生委員・児童委員のことは知っているが、誰が地域の民生委員・児童委員かは知らない」の割合が36.8%と最も高く、次いで「相談したことはないが、誰が地域の民生委員・児童委員かは知っている」の割合が36.5%、「民生委員・児童委員自体を知らない」の割合が19.5%となっています。



【相談しやすいと思う窓口】

「気軽に話を聞いてもらえるところ」の割合が46.6%と最も高く、次いで「プライバシーへの配慮がなされているところ」の割合が39.1%、「相談からサービス提供まで一貫した支援体制があるところ」の割合が34.3%となっています。

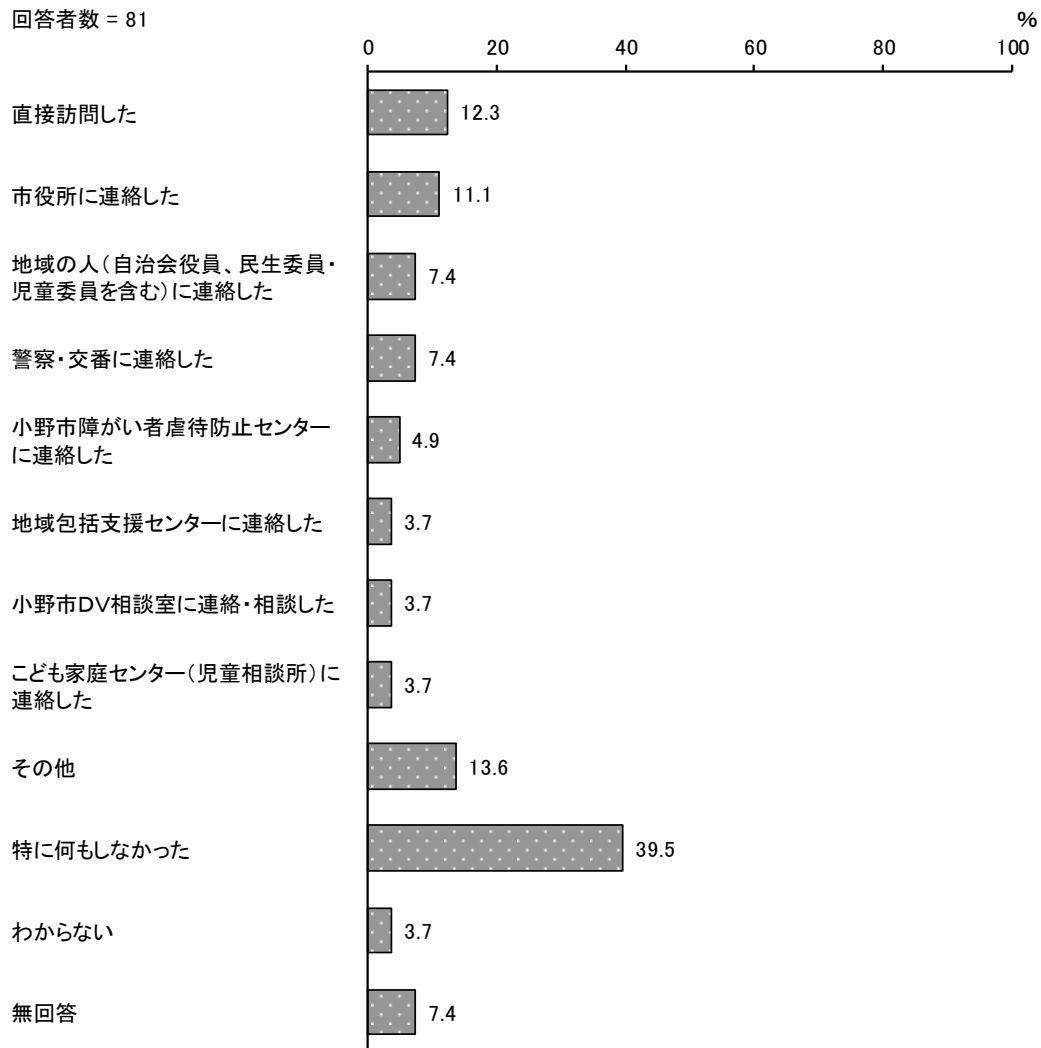
回答者数 = 800



エ 社会的な課題について

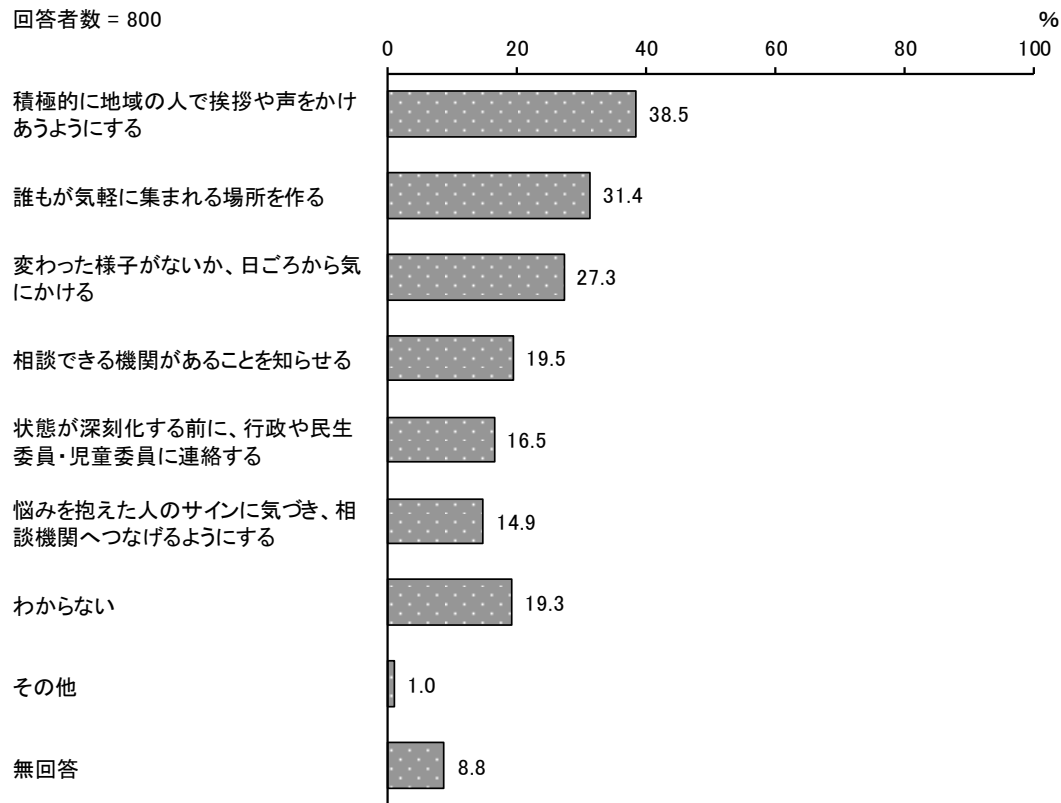
【虐待を見聞きした時の対応】

「特に何もしなかった」の割合が39.5%と最も高く、次いで「直接訪問した」の割合が12.3%、「市役所に連絡した」の割合が11.1%となっています。



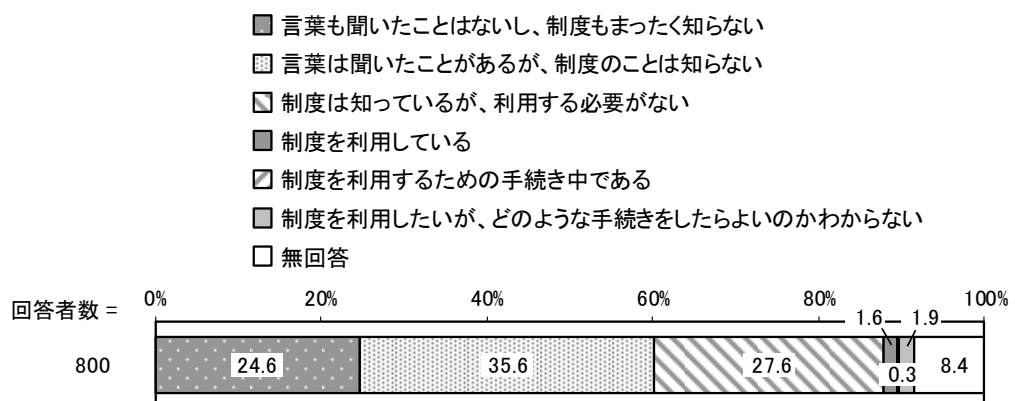
【地域住民の一員として社会的孤立に対して、できると思うこと】

「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」の割合が38.5%と最も高く、次いで「誰もが気軽に集まれる場所を作る」の割合が31.4%、「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」の割合が27.3%となっています。



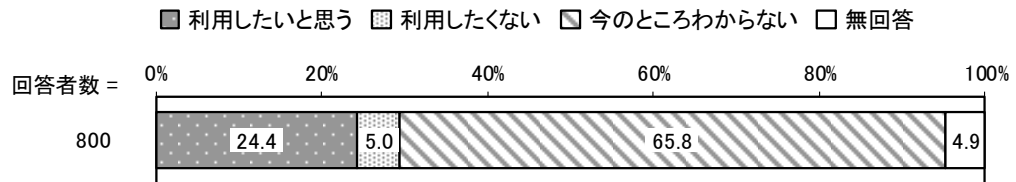
【「成年後見制度」の認知度】

「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が35.6%と最も高く、次いで「制度は知っているが、利用する必要がない」の割合が27.6%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が24.6%となっています。



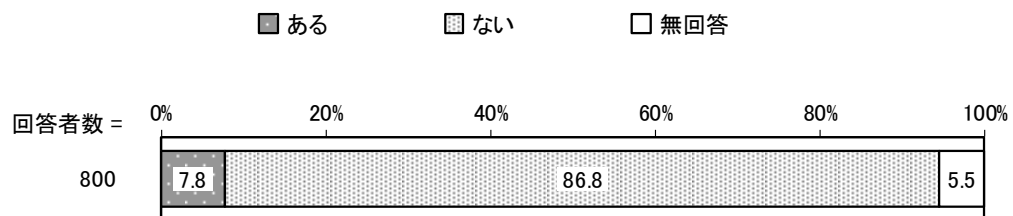
【「成年後見制度」の利用意向】

「今のところわからない」の割合が65.8%と最も高く、次いで「利用したいと思う」の割合が24.4%となっています。



【「生活困窮者」について見聞きしたり、相談を受けたりしたことの有無】

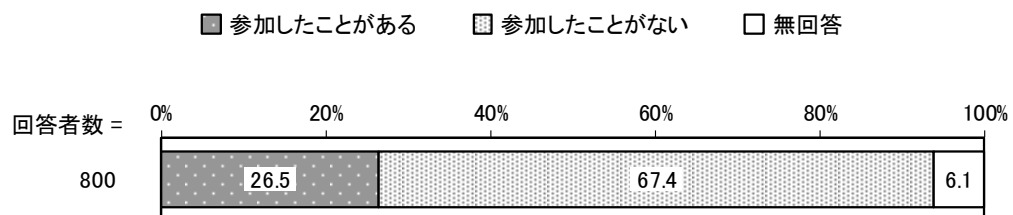
「ある」の割合が7.8%、「ない」の割合が86.8%となっています。



オ 災害発生時における助け合い活動について

【身近な地域の防災活動への参加状況】

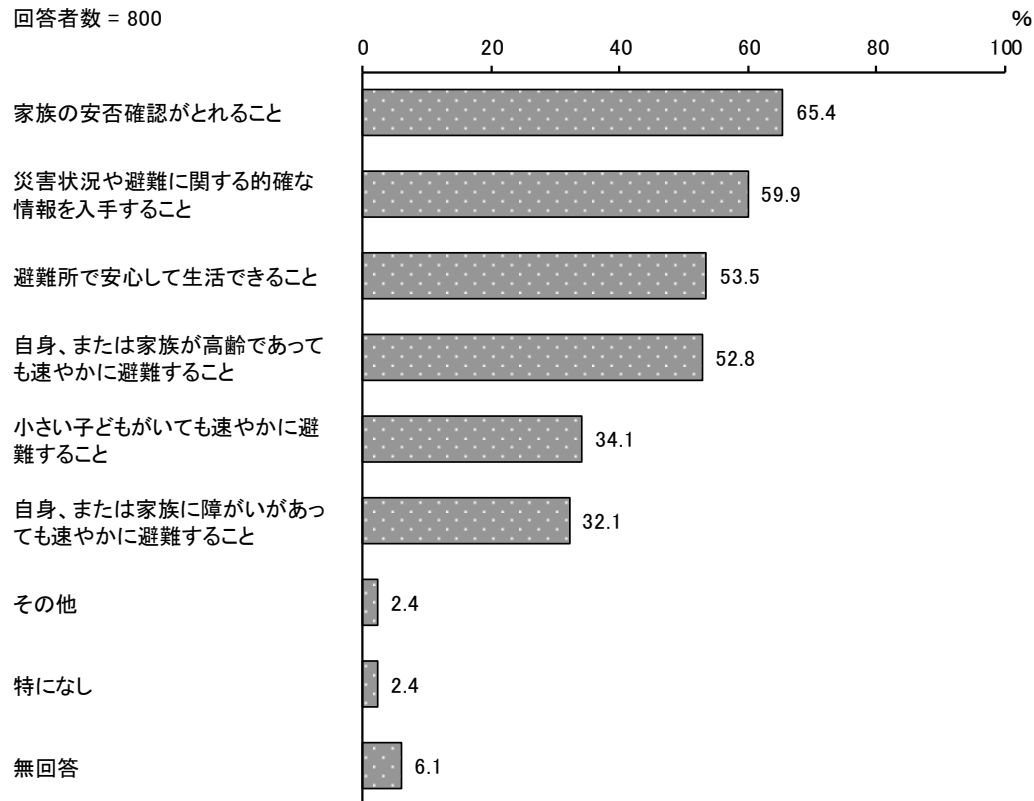
「参加したことがある」の割合が26.5%、「参加したことがない」の割合が67.4%となっています。



【災害避難時に重要と思うこと】

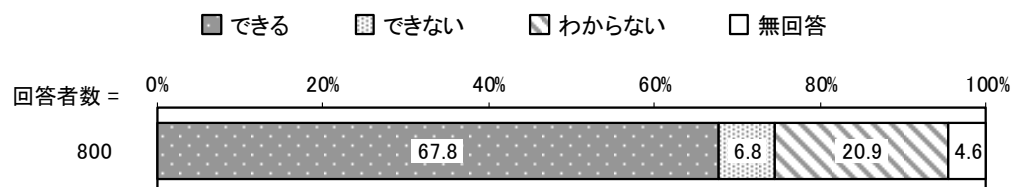
「家族の安否確認がとれること」の割合が65.4%と最も高く、次いで「災害状況や避難に関する的確な情報を入手すること」の割合が59.9%、「避難所で安心して生活できること」の割合が53.5%となっています。

回答者数 = 800



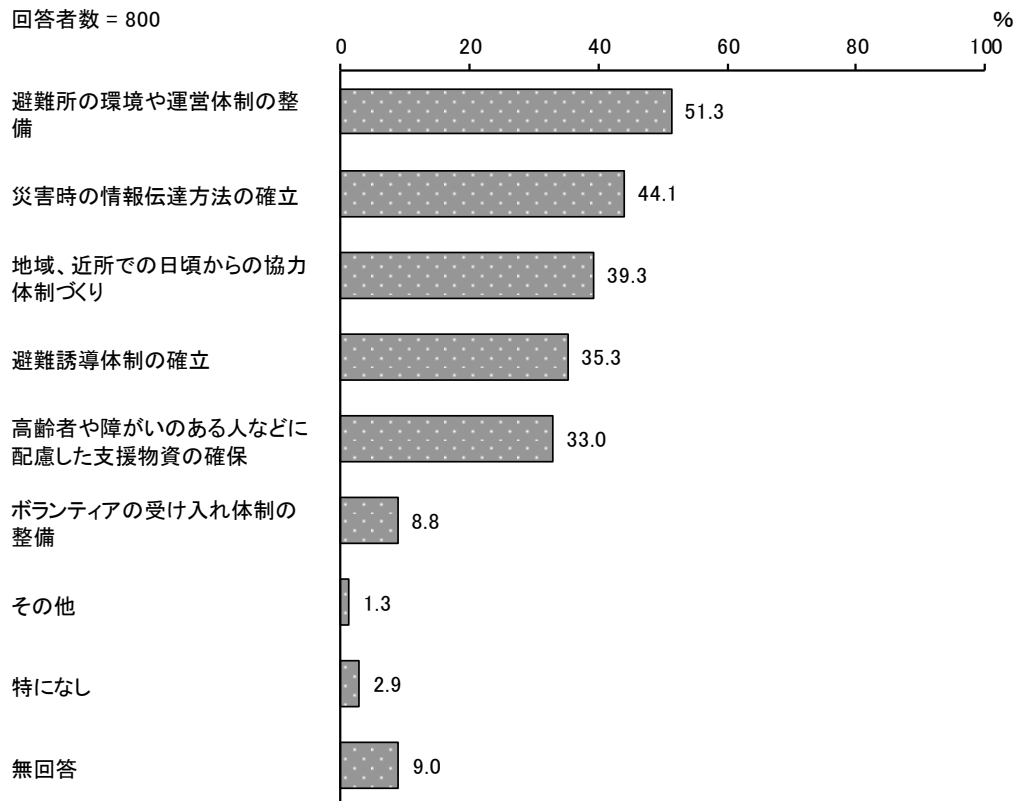
【地震や風水害などが起こったときに安全な場所への一人での避難の可否】

「できる」の割合が67.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.9%となっています。



【重要と思う小野市の要配慮者に対する対策】

「避難所の環境や運営体制の整備」の割合が51.3%と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」の割合が44.1%、「地域、近所での日頃からの協力体制づくり」の割合が39.3%となっています。

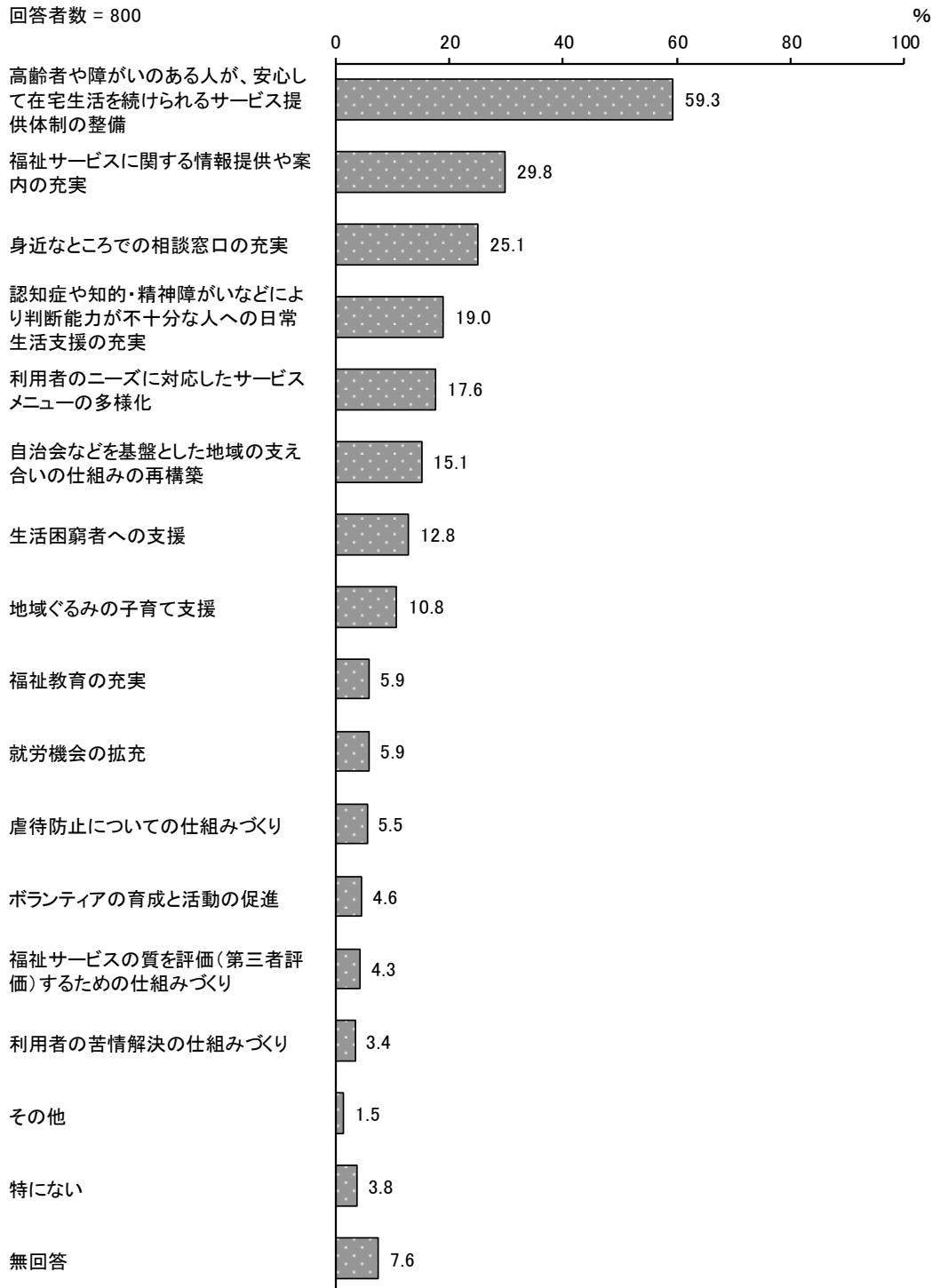


カ 今後の地域福祉について

【地域福祉のまちづくりのために優先的に取り組むべき施策】

「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」の割合が59.3%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」の割合が29.8%、「身近なところでの相談窓口の充実」の割合が25.1%となっています。

回答者数 = 800



(2) 団体アンケート調査（令和4年8月実施）

① 調査の目的

令和5年度からの次期地域福祉計画の策定に先立ち、地域で活動をされている皆様に、地域での活動を通じて、日ごろ感じている地域福祉に関する課題や他団体等との連携の状況等をお聞きし、計画推進のための基礎資料として、調査を実施しました

② 調査対象

小野市で活動する福祉団体

③ 調査方法

郵送

④ 回収状況

配付数：25通

有効回答数：25通

有効回答率：100.0%

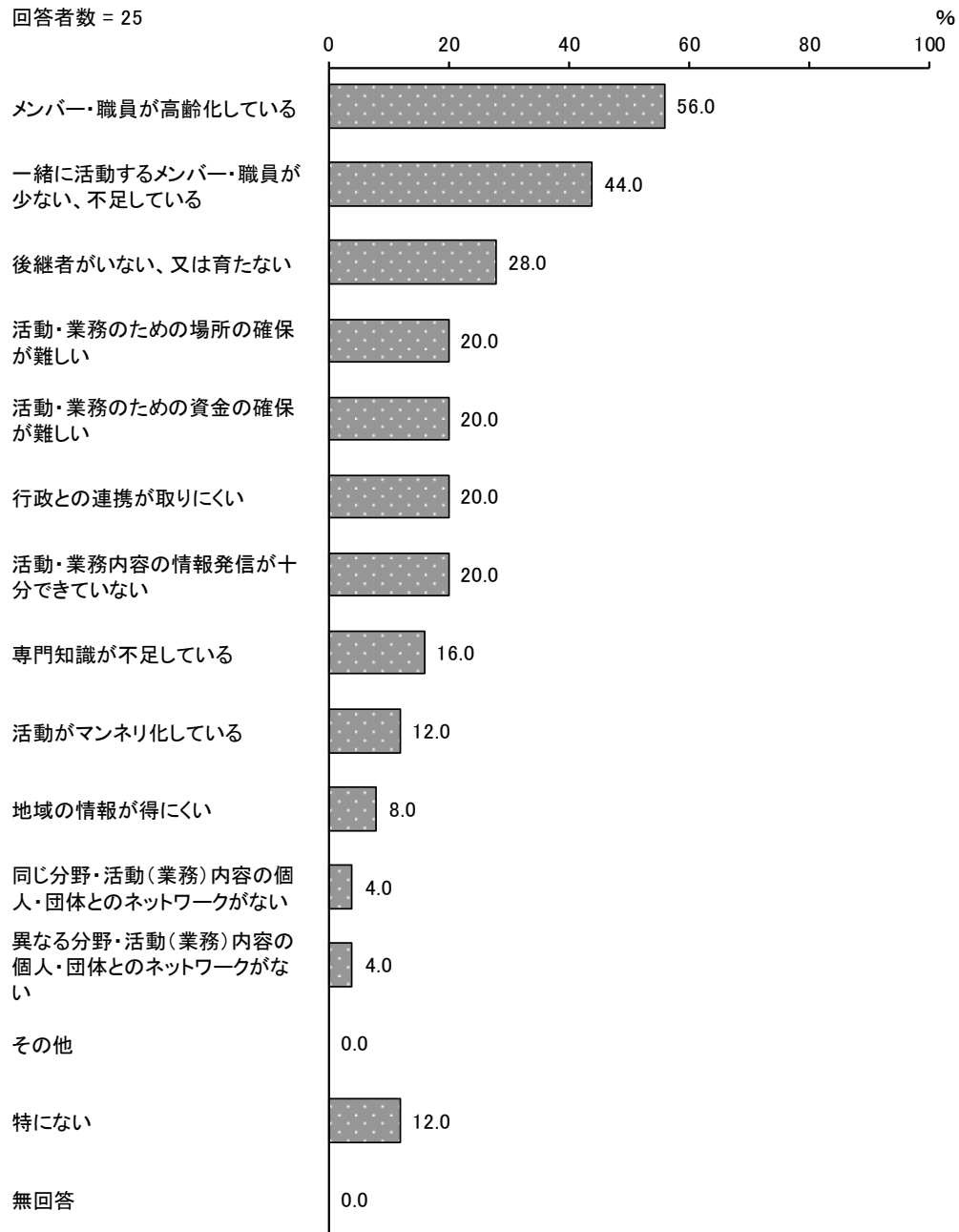
⑤ 調査結果（抜粋）

ア 日ごろの活動・業務について

【活動・業務を行う上で困っていること】

「メンバー・職員が高齢化している」の割合が56.0%と最も高く、次いで「一緒に活動するメンバー・職員が少ない、不足している」の割合が44.0%、「後継者がいない、又は育たない」の割合が28.0%となっています。

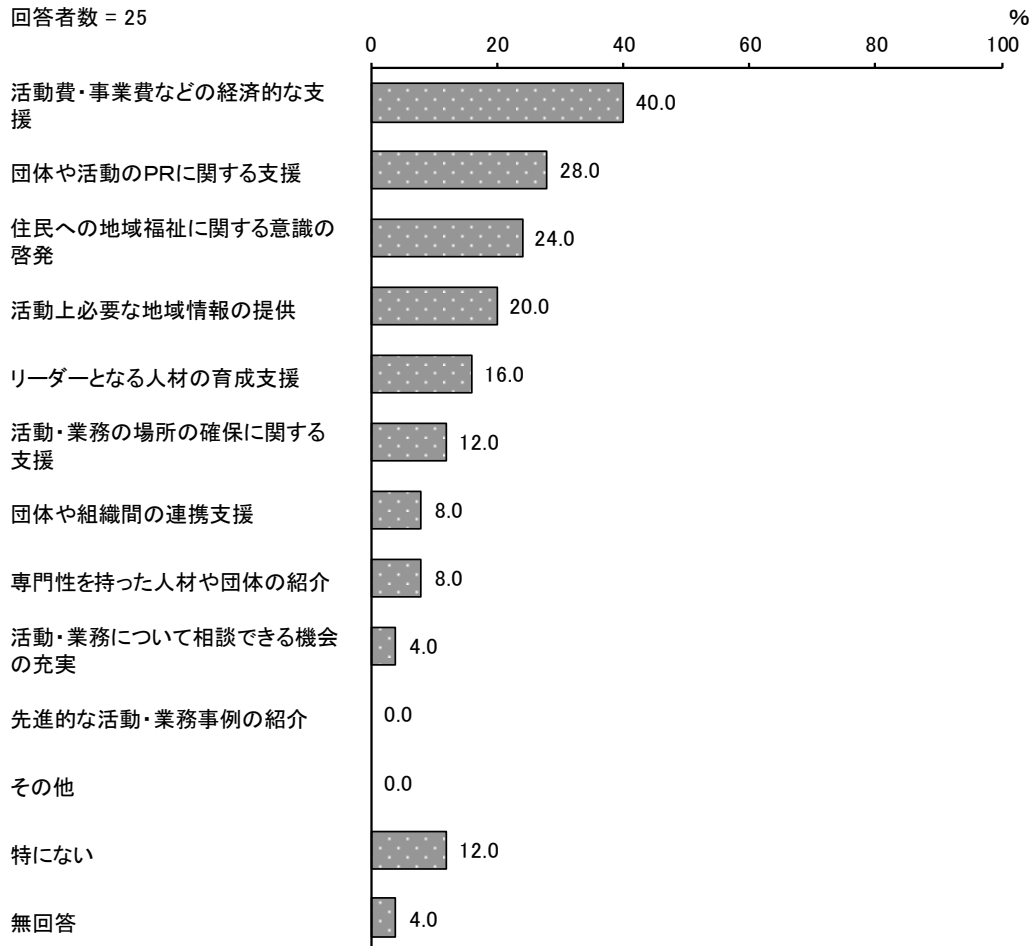
回答者数 = 25



【地域活動・業務を行う上で、行政に求める支援】

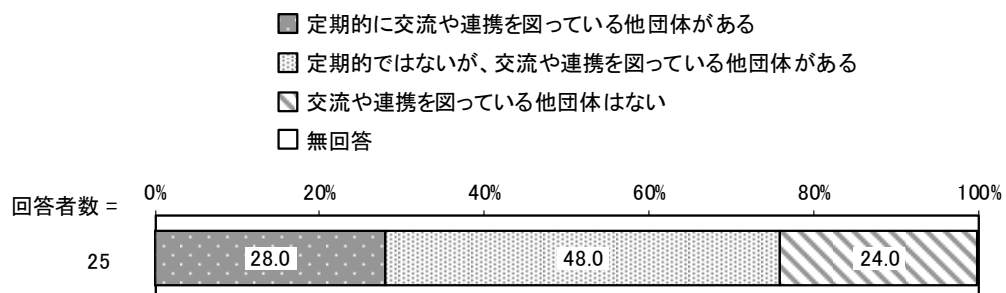
「活動費・事業費などの経済的な支援」の割合が40.0%と最も高く、次いで「団体や活動のPRに関する支援」の割合が28.0%、「住民への地域福祉に関する意識の啓発」の割合が24.0%となっています。

回答者数 = 25



【日ごろ交流や連携を図っている他団体（行政を除く）】

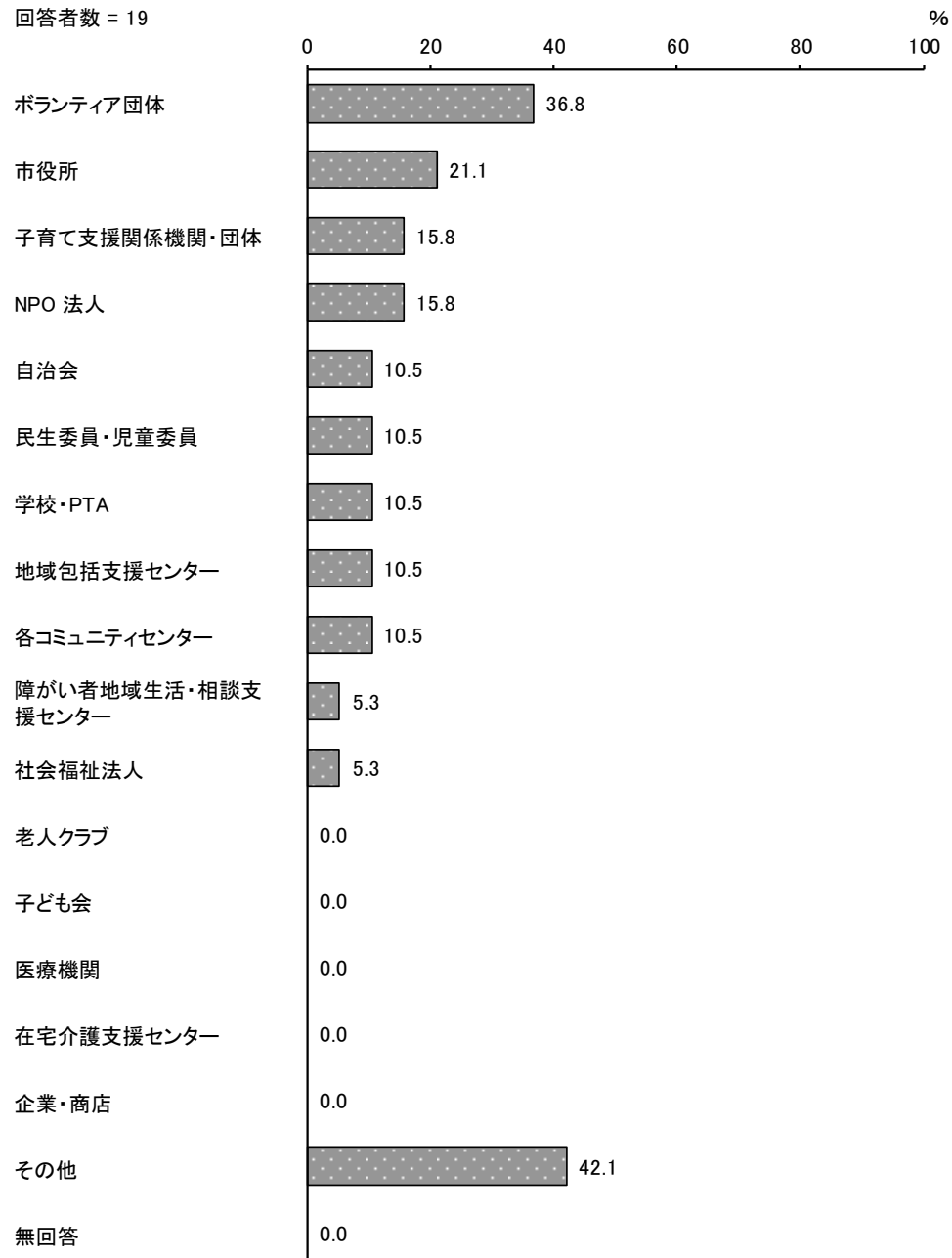
「定期的ではないが、交流や連携を図っている他団体がある」の割合が48.0%と最も高く、次いで「定期的に交流や連携を図っている他団体がある」の割合が28.0%、「交流や連携を図っている他団体はない」の割合が24.0%となっています。



【日ごろ交流や連携を図っている他団体の種類】

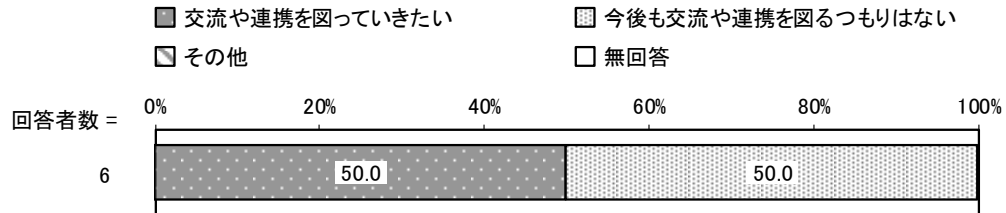
「ボランティア団体」の割合が36.8%と最も高く、次いで「市役所」の割合が21.1%、「子育て支援関係機関・団体」、「NPO法人」の割合が15.8%となっています。

回答者数 = 19



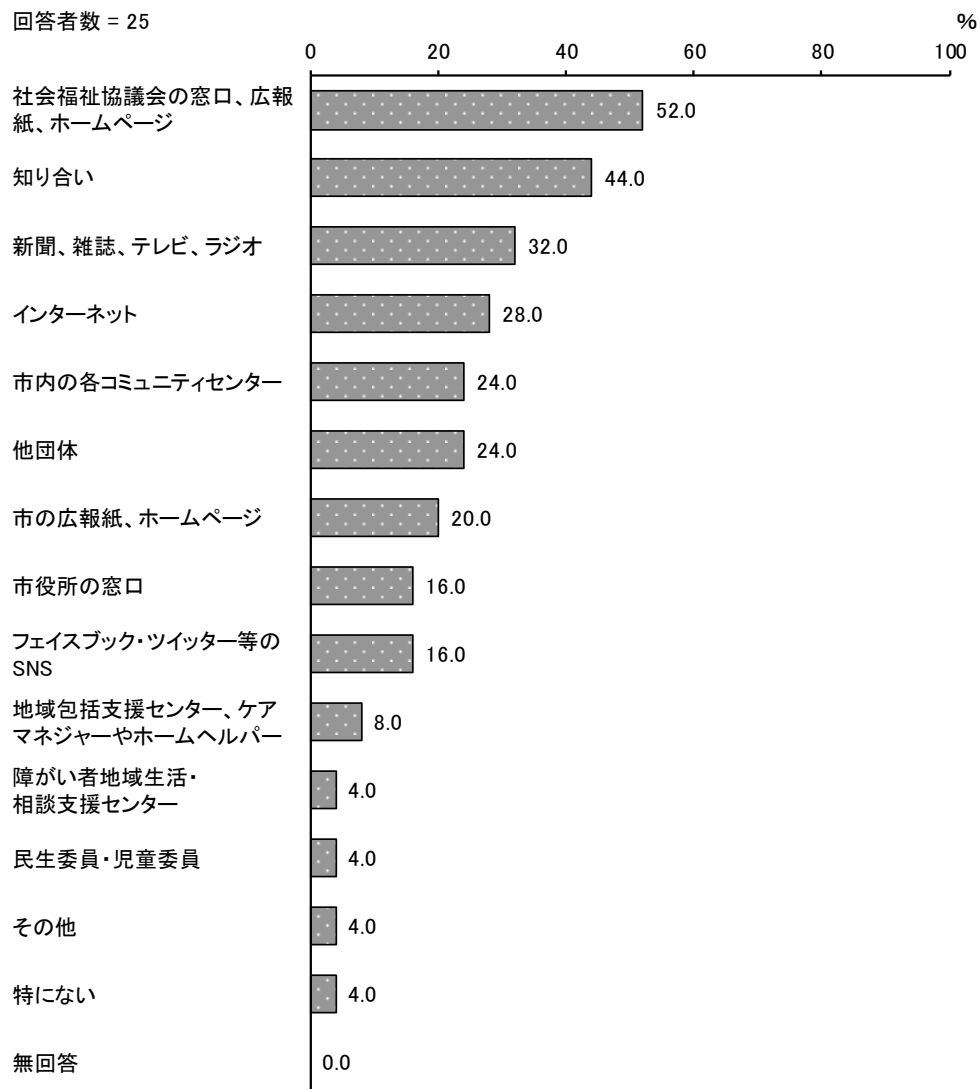
【他団体（行政を除く）との交流や連携の意向】

「交流や連携を図っていききたい」が50.0%、「今後も交流や連携を図るつもりはない」が50.0%となっています。



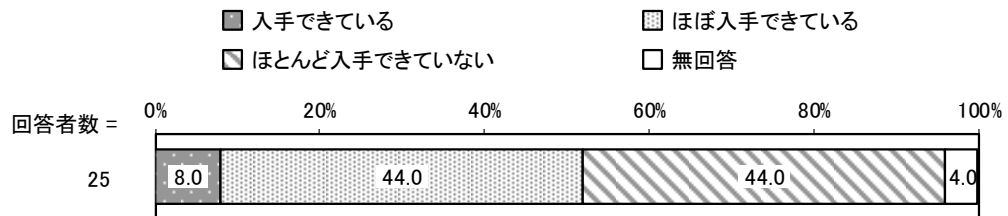
【日ごろの活動業務において必要な情報の入手先】

「社会福祉協議会の窓口、広報紙、ホームページ」の割合が52.0%と最も高く、次いで「知り合い」の割合が44.0%、「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ」の割合が32.0%となっています。



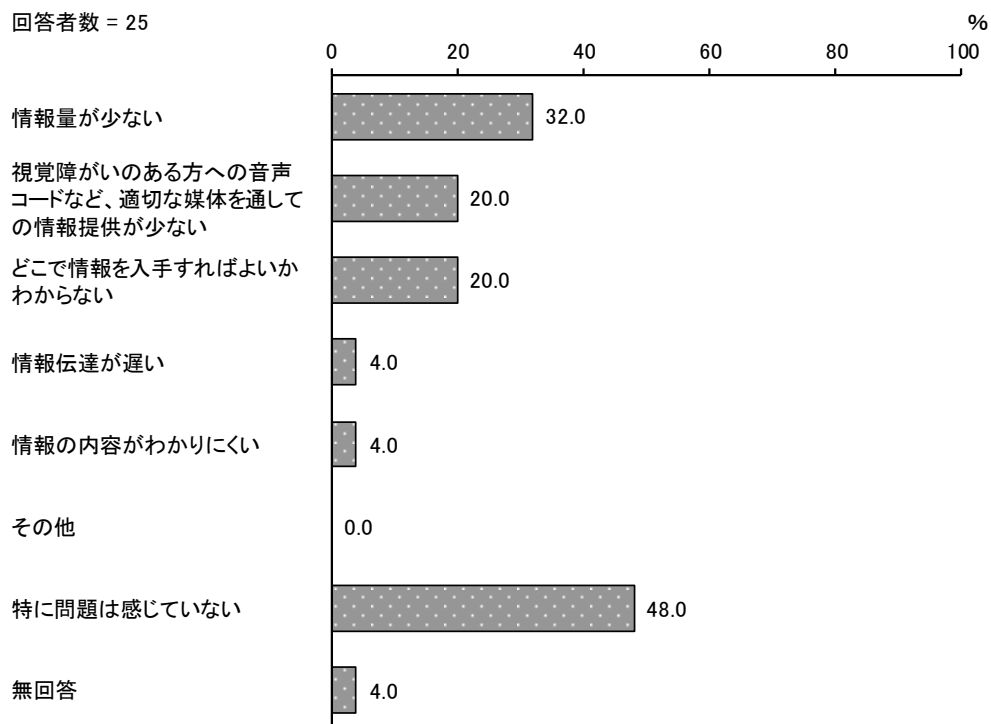
【市の福祉に関する情報の入手状況】

「ほぼ入手できている」、「ほとんど入手できていない」の割合が44.0%と最も高くなっています。



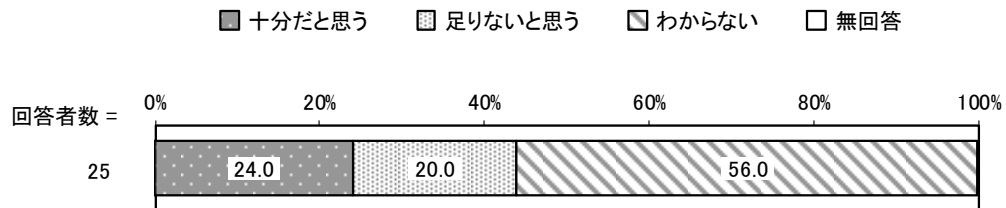
【市からの情報の入手について】

「特に問題は感じていない」の割合が48.0%と最も高く、次いで「情報量が少ない」の割合が32.0%、「視覚障がいのある方への音声コードなど、適切な媒体を通しての情報提供が少ない」、「どこで情報を入手すればよいかわからない」の割合が20.0%となっています。



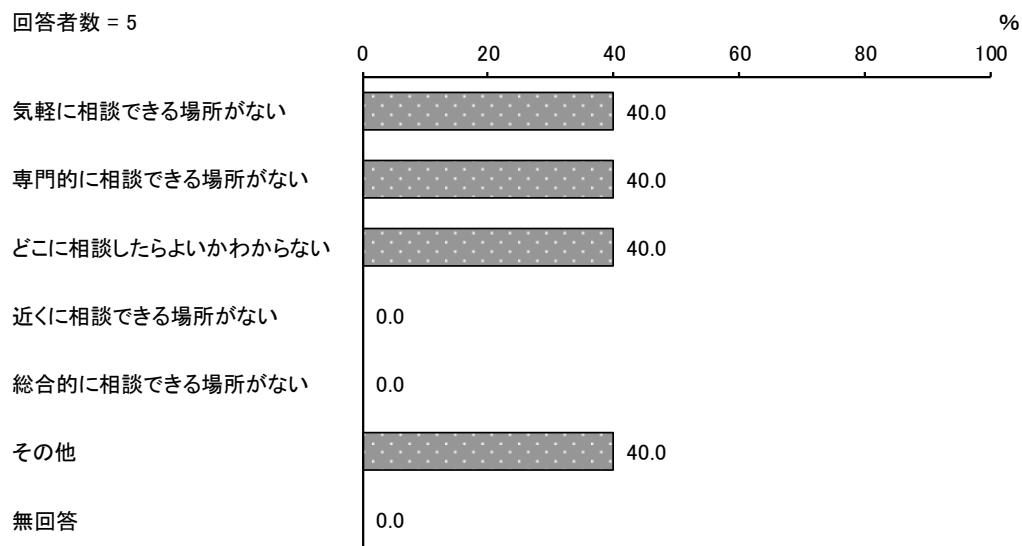
【現在の相談支援体制について】

「わからない」の割合が56.0%と最も高く、次いで「十分だと思う」の割合が24.0%、「足りないと思う」の割合が20.0%となっています。



【現在の相談支援体制で足りないと思うこと】

「気軽に相談できる場所がない」、「専門的に相談できる場所がない」、「どこに相談したらよいかわからない」「その他」が40.0%となっています。

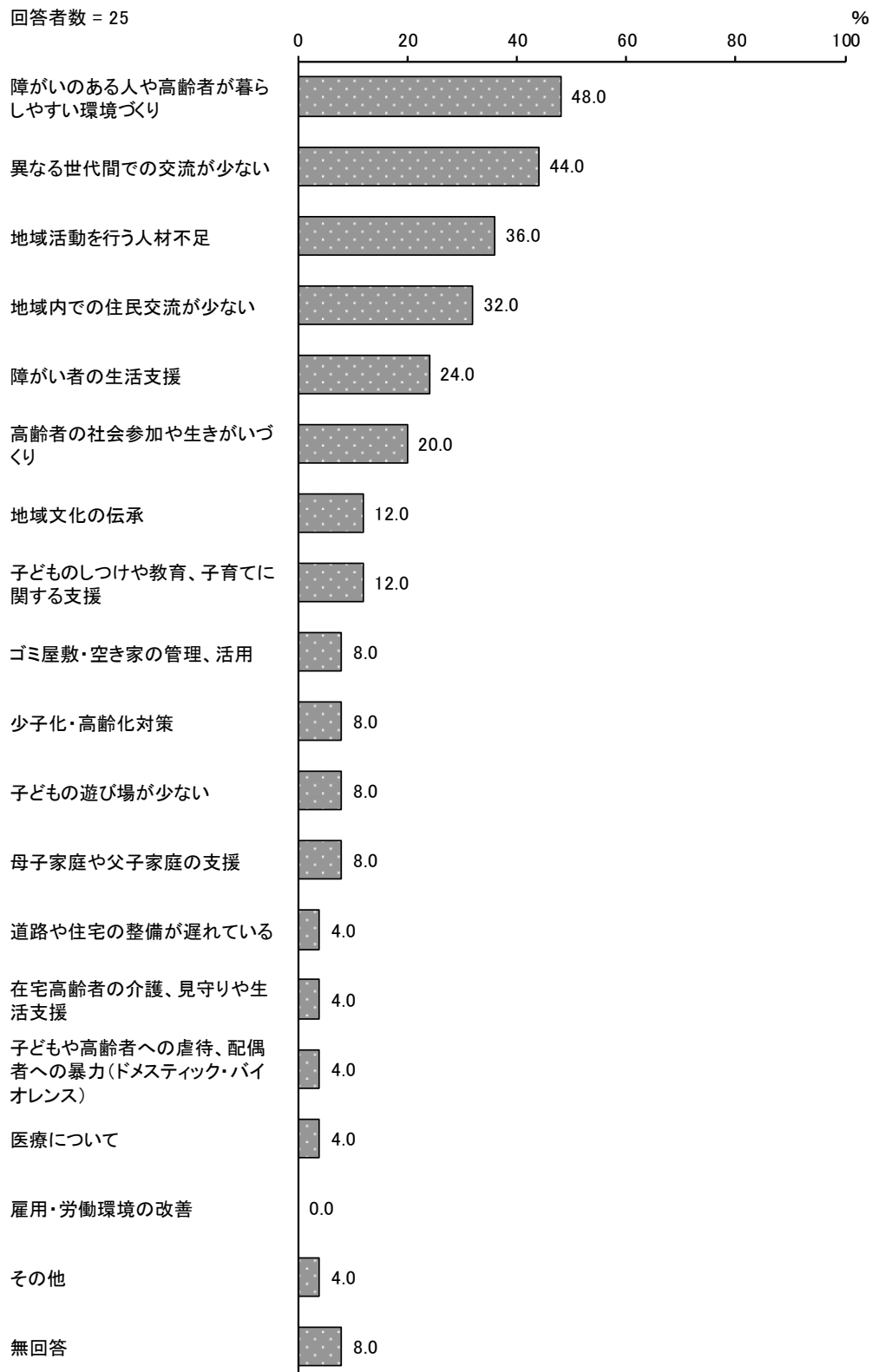


イ 地域の生活課題について

【日ごろの活動・業務を通じて感じている地域の課題】

「障がいのある人や高齢者が暮らしやすい環境づくり」の割合が48.0%と最も高く、次いで「異なる世代間での交流が少ない」の割合が44.0%、「地域活動を行う人材不足」の割合が36.0%となっています。

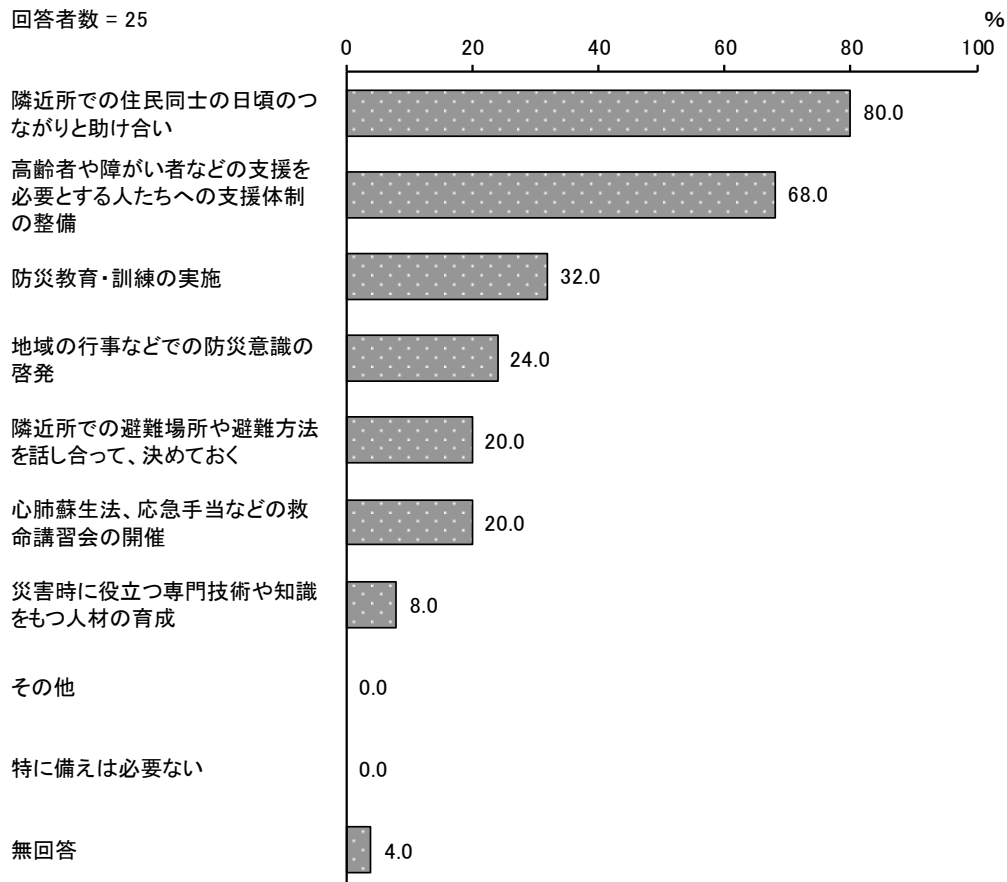
回答者数 = 25



【地域に必要な備え】

「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が80.0%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が68.0%、「防災教育・訓練の実施」の割合が32.0%となっています。

回答者数 = 25

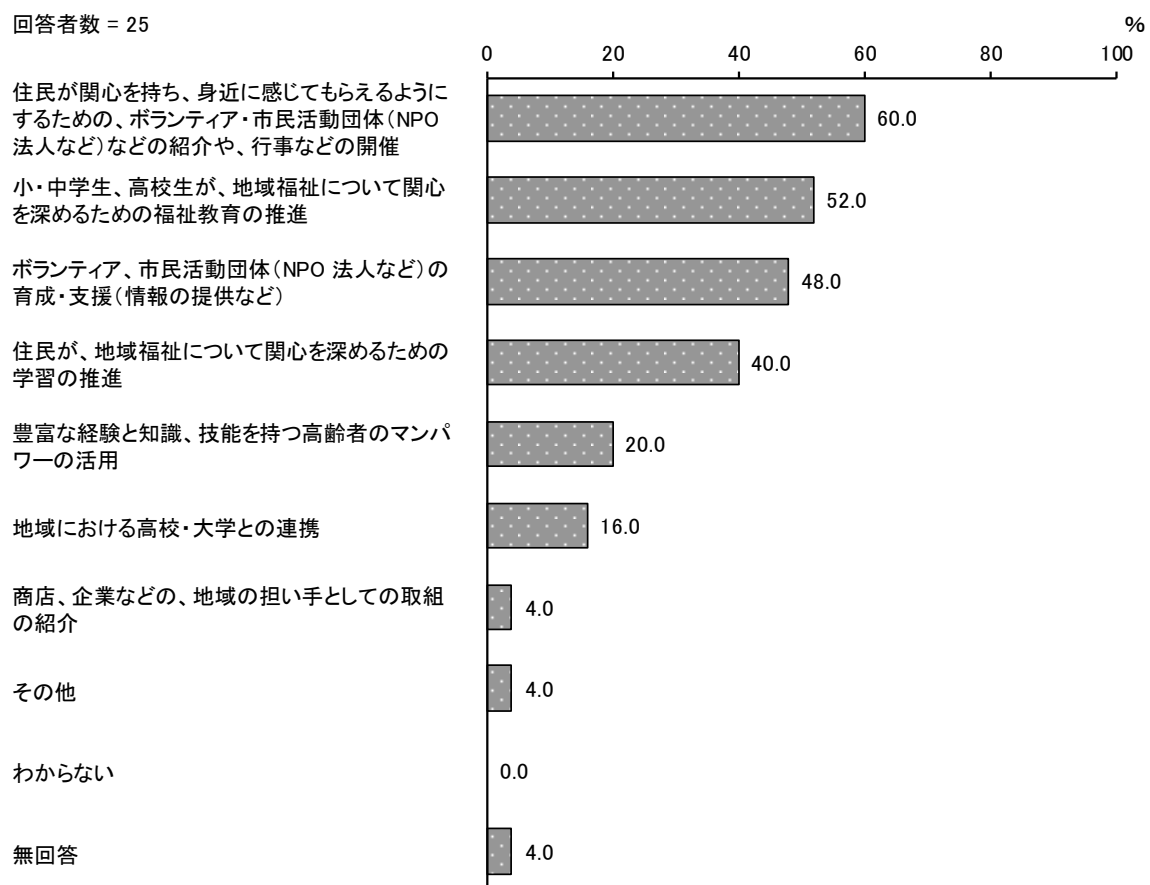


ウ 今後の地域福祉について

【地域課題に取り組むための地域の担い手を増やすための考え】

「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO法人など）などの紹介や、行事などの開催」の割合が60.0%と最も高く、次いで「小・中学生、高校生が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」の割合が52.0%、「ボランティア、市民活動団体（NPO 法人など）の育成・支援（情報の提供など）」の割合が48.0%となっています。

回答者数 = 25



(3) 民生委員・児童委員アンケート

① 調査の目的

令和5年度からの次期地域福祉計画の策定に先立ち、民生委員・児童委員の方に、地域での活動状況や活動にあたってのご意見等をお聞きし、計画推進のための基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

民生委員・児童委員

③ 調査方法

郵送

④ 回収状況

配付数：108通

有効回答数：88通

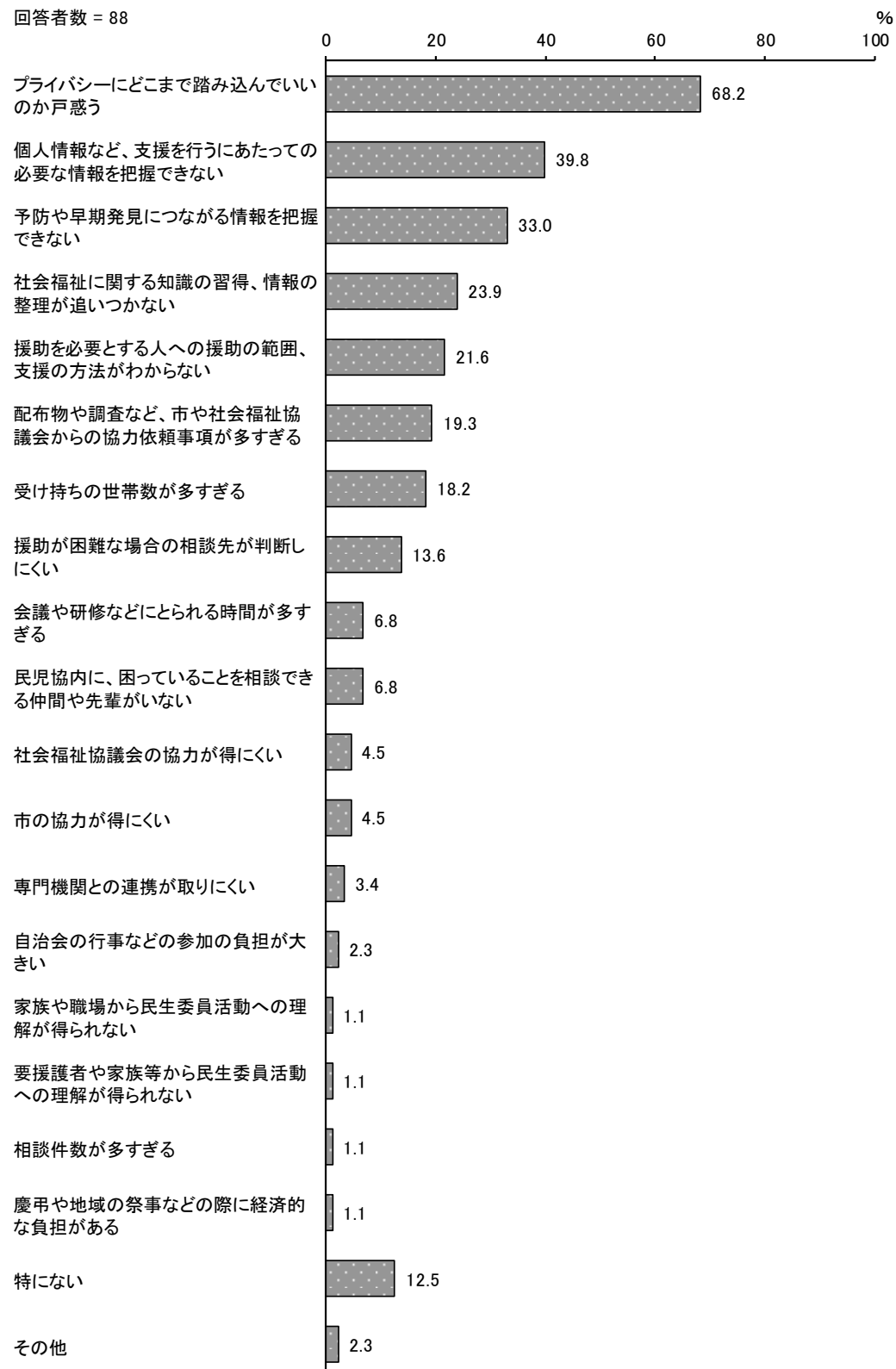
有効回答率：81.5%

⑤ 調査結果（抜粋）

ア 民生委員・児童委員の活動にあたって、特に悩みや苦勞が大きい点について

「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」の割合が68.2%と最も高く、次いで「個人情報など、支援を行うにあたっての必要な情報を把握できない」の割合が39.8%となっています。

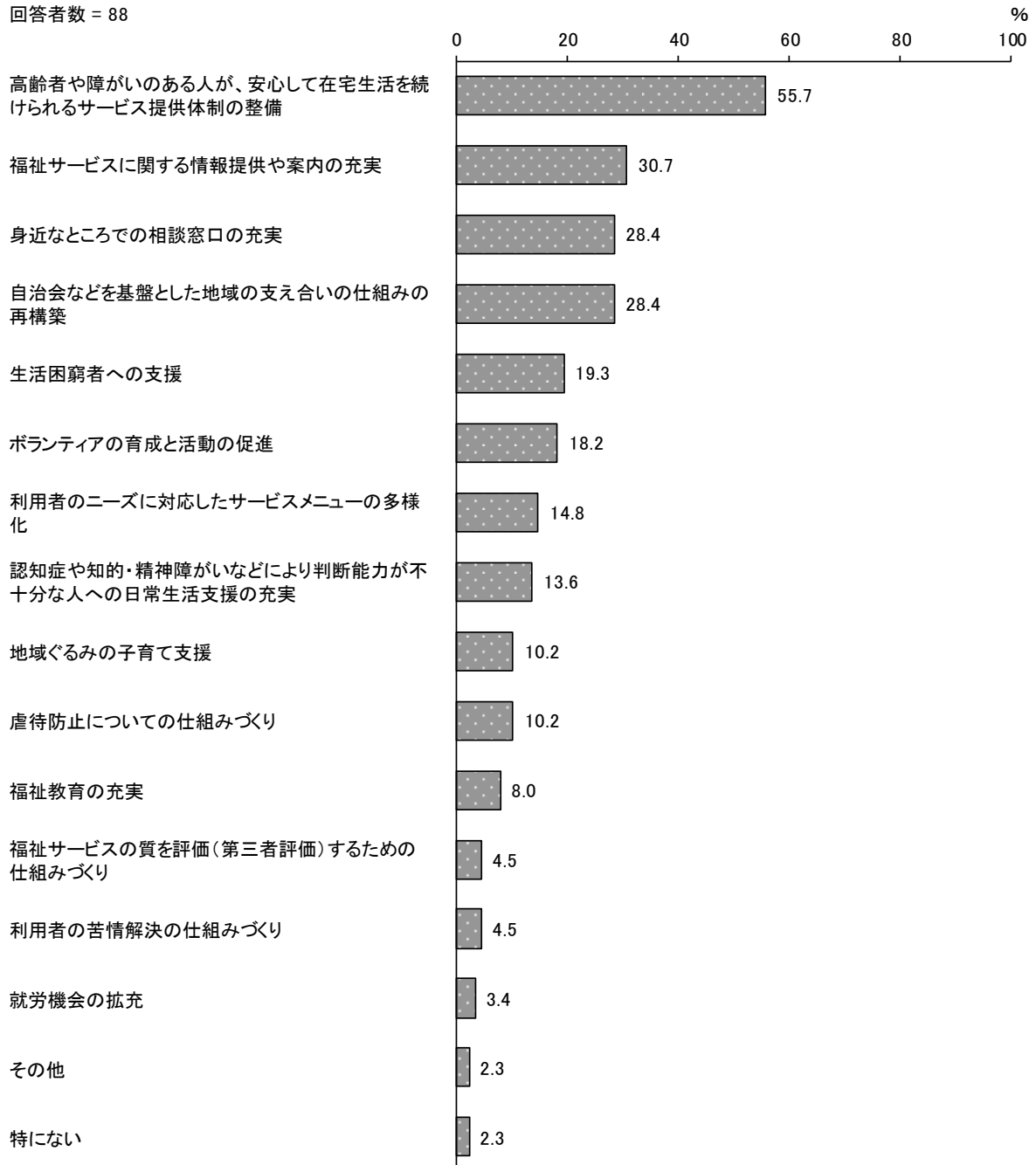
回答者数 = 88



イ 地域福祉のまちづくりのために小野市が優先的に取り組むべきことについて

「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」の割合が55.7%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」の割合が30.7%となっています。

回答者数 = 88



3 第3期計画における取組みの現状と課題

基本目標1 ひとつづくり

取組みの方向（1）地域福祉の担い手の発掘と育成

事業実績	①<u>地域福祉を担う人材（個人・組織）の発掘・育成</u> 福祉ボランティア入門講座の実施、児童館支援ボランティアの募集、セカンドライフ応援セミナー（シニア対象）の開催、手話奉仕員養成講座の実施、生活支援サポーター養成講座の実施、介護予防サポーター養成講座の実施、「おのアクティブポイント事業」制度の構築 ②<u>地域福祉を担うリーダーの育成・支援やコーディネーターの設置</u> いきいき100歳体操代表者会の開催、市社会福祉協議会によるボランティアコーディネートの実施、生活支援コーディネーターの設置、健康づくりボランティア養成セミナー等の実施 ③<u>新たなボランティア活動や青少年のボランティア活動参加への支援</u> 福祉ボランティア入門講座の実施、サマーボランティア体験事業の実施（中・高校生対象）、小学校8校で認知症キッズサポーター養成講座を実施
次期計画に向けた現状・課題	本市では、ボランティアの養成講座や各種セミナー、ボランティアコーディネート等を通じ、地域で主体的に活動する地域福祉の担い手の発掘と育成等に取り組んでいます。 アンケート調査によると、各団体が、活動・業務を行う上で困っていることとして「メンバー・職員が高齢化」「メンバー・職員の不足」「後継者がいない、又は育たない」などの意見が多く挙がっています。 また、地域課題に取り組むための地域の担い手を増やすためには「住民が関心を持ち、身近に感じてもらうようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO 法人など）などの紹介や、行事などの開催」が約6割と最も高く、次いで「小・中学生、高校生が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」「ボランティア、市民活動団体（NPO 法人など）の育成・支援（情報の提供など）」となっています。また高齢者のマンパワーの活用が必要という意見もあります。 地域における生活課題等を地域で解決できるように、地域で活動を行う団体への支援や人材の育成支援が必要です。地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。さらに、支援者側での元気な高齢者の参加促進に向けた検討も必要です。

取り組みの方向（２）福祉の心を育む啓発活動と福祉教育の推進

事業実績	<u>①地域共生社会の視点による地域福祉の推進</u> 小野市人権教育研究協議会及び地区ヒューマンライフ推進協議会による講演会・町別学習会等の開催、北播人権擁護委員協議会による人権啓発活動の実施 <u>②家庭、地域における福祉意識の醸成</u> オレンジリボンキャンペーンの実施による住民への啓発（１１月）、障がい児童受入に伴う保育士加配の補助金交付、障がい専門職の保育所や幼稚園への派遣 <u>③学校等における体験・交流を通じた福祉教育への支援</u> 親子人権学習や人権フェスティバルの開催、河合小中学校と特別支援学校の定期的な交流、特別支援学校や福祉施設でのトライやる・ウィークの実施、福祉学習推進のための補助金交付、福祉器具の貸出、職員派遣、認知症キッズサポーター養成講座の開催
次期計画に向けた現状・課題	本市では、地域と行政が連携し、家庭、地域、学校等あらゆる機会を通じ、人権教育・人権啓発を推進するとともに、認知症キッズサポーター養成講座などの地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を推進してきました。 アンケート調査によると、住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために、住民同士の交流機会を増やすことや支え合う地域づくりに関する意識啓発の必要性が挙がっています。また、地域の担い手を増やすには小・中学生、高校生が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進の重要性が挙がっています。 今後も、すべての市民に福祉の心が広がることを目指し、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進するため、広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を継続して行っていく必要があります。

取り組みの方向（３）地域福祉活動への市民参加の促進

事業実績	①地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実 ボランティア団体を紹介するガイドブックの作成、啓発チラシの全戸配布、市、市社会福祉協議会広報誌の全戸配布、市ホームページでの市民活動団体等の紹介、各種セミナーの実施、チラシ・広報誌・ホームページ等による情報提供、NPO 法人北播磨市民活動支援センターでの市民活動団体の設立や運営に関する相談等の実施 ②地域で活動する団体等への支援の充実 市社会福祉協議会登録ボランティアグループへの活動支援、シニアサポートモデル事業による地域活動団体の設立支援・補助金助成、シニアグループの有償事業に対する助成、老人クラブへの補助金助成、地域づくり協議会の活動支援・補助金助成、市社会福祉協議会事業への補助金助成、食生活改善ボランティアへの支援、母親クラブの活動支援（児童館） ③地域交流の機会づくり 町別学習会の開催、地域づくり協議会の活動支援・補助金助成、老人クラブ連合会主催の体育祭での世代間交流、自治会における健康体操の実施（地域のきずなづくり支援事業）、ひとり暮らし高齢者誕生月花のプレゼント運動の実施、老人クラブ連合会へのスポーツ活動や連合会運営の支援
次期計画に向けた現状・課題	地域福祉の推進には、公的な福祉制度の充実と住民による「助け合い」の両者が必要です。そのためには福祉、教育、医療、保健等に関わる人たちをはじめ、住民によるボランティア等が一体となって進められる必要があります。 アンケート調査によると、住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために必要な支援について「地域の自治会活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」の意見が挙がっています。また、地域活動に参加したことがない理由で「仕事や育児、家事で忙しいから」「人間関係が難しそうだから」の意見が多くなっています。一方「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」という意向も伺えます。 今後も、ボランティア活動したいと考えている住民へのきかけとなる情報発信や参加機会・場の充実、活動しやすい環境整備の検討が必要です。また、市民のボランティア・市民活動への関心、興味を高めるための情報提供やきかけづくりが必要です。 また、本市では地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、地域活動を行う人材不足などの課題を抱えています。 地域活動・業務を行う上で、行政に求める支援として「活動費・事業費などの経済的な支援」「団体や活動のPRに関する支援」等が挙がっています。地域の自治会活動やボランティア活動への参加促進につながるよう支援や取り組みを進めていくことが必要です。

基本目標 2 まちづくり

取り組みの方向（１）重層的支援体制の整備

事業実績	①身近な地域での相談窓口の充実 民生児童委員による見守り活動、民生児童委員による「心配ごと相談」（毎週火曜）、説明会や研修会を通じた民生児童委員・福祉推進委員等との連携強化、心配ごと相談員研修会への参加による相談員の資質向上、小地域たすけあいシステムの推進、校区别連絡会や協力委員との合同研修会での情報提供 ②高齢者、障がい者、子育て等、福祉に関する相談窓口の充実 福祉総合支援センター設置によるワンストップサービス、障がい者地域生活・相談支援センターの開設、妊娠・子育てサポートセンターの設置、小野市配偶者暴力相談支援センター（DV相談室）の設置、「ONOひまわりほっとライン」等による相談、児童館の「にこにこ子育て相談」、エクラでの「女性のための相談」の実施 ③生活支援コーディネーターの設置と関係機関連携による総合的な相談体制づくり 生活支援コーディネーターの設置、こども家庭センターや発達支援団体等の関係機関との連携、DV・児童虐待被害者への適切な措置の実施、障がい者虐待防止センター等の関係機関との連携
次期計画に向けた現状・課題	身近な地域で気軽に生活や福祉の相談ができるように、また、市民の多様なニーズに対応するため、地域の民生児童委員等と行政が連携協力し、重層的・総合的な相談体制の整備に継続して取り組んでいます。 アンケート調査では、日頃の暮らしの中で、感じている悩みや不安について、自分や家族の老後のことや健康のこと、収入など経済的なことが上位に挙がっています。また、地域の担当民生委員・児童委員の認知度は4割以下で十分とは言えません。 今後、地域福祉のまちづくりのために優先的に取り組むべき施策として、「身近なところでの相談窓口の充実」の意見が多く、相談しやすい相談窓口として「気軽に話を聞いてもらえるところ」「プライバシーへの配慮がなされているところ」「相談からサービス提供まで一貫した支援体制があるところ」などの意見が多く挙がっています。 困難を抱えた方が、適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、今後、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

取り組みの方向（２）多様な福祉情報の提供と情報の共有化の推進

事業実績	①福祉サービスのきめ細やかな情報提供の推進 はーとシップ子育てハンドブックの発行、介護保険ガイドブックの各戸配布、「障がい者（児）福祉のしおり」の作成、各種福祉情報冊子、点字広報誌等の窓口への設置、広報誌やホームページの活用、大型商業施設等でのポスター掲示、配達・訪問サービス便利帳「よりそい」の発行 ②効果的な情報発信と共有化の推進 市ホームページ・広報誌・市回覧に加えて facebook 等 SNS での情報発信、デートDV等の啓発冊子の作成・学校等への配布、各種福祉情報冊子・点字広報誌等の窓口への設置、高齢者・障がい者虐待対応マニュアルの作成、児童虐待対応マニュアルの作成、高齢者人材バンクの設置
次期計画に向けた現状・課題	本市では、市民が必要とする地域福祉の情報をいつでもどこでも気軽に入手でき、共有化が図れるよう、市ホームページや広報誌、市回覧に加え、facebook 等の SNS など多様な手段による効果的な情報提供を推進しています。 アンケート調査では、市民の小野市の保健や福祉に関する情報の入手先として「市の広報誌」が８割と最も高く、ついで「地域の回覧板」「市の発行するチラシやパンフレット」となっています。 また、今後、地域福祉のまちづくりのためには「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」が優先的に取り組むべき施策として上位にあがっています。 そのため、地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っている等、地域住民が様々な「情報」とつながっていることが重要です。 こうしたことから、子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図ることが必要です。 また、福祉情報がすべての住民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

取り組みの方向（３）人のつながりによる安全、安心への取り組み

事業実績	①災害時・緊急時の避難行動要支援者支援体制の充実 法改正に基づく、避難行動要支援者名簿の作成（情報提供の同意者：約 1,200 名）、高齢者調査による独居高齢者等の緊急連絡先等の把握、民生児童委員等による要支援者への声かけ、災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成（市社会福祉協議会）
------	---

事業実績	<u>②人権尊重を基本とした福祉サービス利用者等への権利擁護</u> 成年後見制度のパンフレット設置、勉強会の実施 <u>③様々な困難を抱える方への支援の充実</u> 生活困窮者自立相談支援事業の実施、ハローワークとの連携等による生活困窮者の就労支援、生活困窮者就労準備支援事業の実施
次期計画に向けた現状・課題	地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。 アンケート調査によると、防災活動に参加していない人が約7割となっています。また、地震や風水害などが起こったとき、地域には安全な場所へ一人で避難できない要支援者もいます。 災害に備え、高齢者、障がいのある人など要支援者に対する重要な対策として「避難所の環境や運営体制の整備」が約5割と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」「地域、近所での日頃からの協力体制づくり」となっています。 そのため、防災訓練等、地域での防災活動の必要性を周知し、参加促進を図るとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要です。 高齢者・障がいのある人の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、本市では、成年後見制度の利用支援等に取り組んでいます。 アンケート調査をみると、「成年後見制度」の認知度は十分とは言えず、制度の周知を図ることが必要です。また、地域では、虐待や育児放棄、介護拒否、老々介護等の様々な課題が潜在化していることが考えられ、適切な支援へつなげる体制づくりが必要です。 今後も、成年後見制度の利用促進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策等に取り組んでいくことが必要です。 近年、生活困窮者、ひとり親、高齢者のみ世帯、障がい者等、支援が必要な人々が増加しており、支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。 アンケート調査をみると、社会的孤立などの課題に対して、地域住民のできる取組として「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」が4割と最も高く、次いで「誰もが気軽に集まれる場所を作る」「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」となっています。 だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での見守り、助け合い、支え合いによる支援など包括的な支援体制の構築が求められます。

基本目標3 わ（和・輪）づくり

取り組みの方向（1）地域住民による支え合いと見守りの推進

事業実績	①地域でのつながり・市民のつながりの強化 町別学習会の開催、地域元気アップ活動団体等による高齢者助け合い活動等の実施、自治会ごとの小地域たすけあいシステムの推進、ひとり暮らし高齢者への誕生月花のプレゼント運動の実施、民生児童委員や民生児童協力委員による見守り訪問、健康づくりボランティア養成セミナー等の実施、出前講座の実施、福祉講演会や出前研修会の実施、健康講座の開催 ②地域におけるサロン活動等への支援 「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」の開催及び支援、老人クラブやサロンへの出前講座の開催（46 自治会）、ひとり暮らし高齢者を励ます会の開催 ③住民自治組織、民生児童委員等による見守りの強化 高齢者外出見守り模擬訓練の実施、お出かけ見守りQRコードシールの普及促進、民生児童委員を対象とした研修会の開催、民児協だよりの各戸配布（年2回）による民生児童委員協議会活動の市民周知、民生児童委員協議会校区連絡会等での関係資料の提供や虐待情報提供の呼びかけ、民生児童委員による高齢者調査の実施、民生児童委員による独居高齢者等の訪問、説明会や研修会を通じた民生児童委員や福祉推進委員等との連携強化
次期計画に向けた現状・課題	地域での支え合い、助け合いを進めていくうえで、日ごろの近所づきあいや地域活動への参加などが重要です。 アンケート調査では、近所の人との付き合いの程度について、「顔を合わせれば、あいさつをする」が約5割と最も多く、今後の地域の人との付き合いの考えについては「顔が会えば立ち話をする程度でよい」が4割、「地域全体を良くする活動については、協力し合って行いたい」が3割半ばとなっており、近所づきあいや地域活動へ参加の重要性を感じている市民も多いことがうかがえます。 また、約7割の市民が福祉に関心があり、住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるためには、「地域の人々が知り合う機会を増やす」「地域の自治会活動やボランティア活動への参加促進や活動支援」「支え合う地域づくりに関する意識啓発」などが求められています。 今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進し、市民の助け合い、支え合いの意識の醸成を図ることが必要です。 地域課題が多様化・深刻化するなかで、地域内における身近な見守りや助けあいの活動を推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。

次期計画に向けた現状・課題	アンケート調査では、地域でしてほしい手助けについて、「安否確認の声かけ」が6割となっています。また、社会的孤立の課題に対して地域住民の一員として、できることとして「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」が約4割と最も高く、次いで「誰もが気軽に集まれる場所を作る」「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」が3割となっており、地域の課題に対する取り組み意向がうかがえます。 気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、助け合いの精神を醸成し、住民のきずなを深めていく必要があります。さらに、地域で支援を必要とする人を早期に発見できるよう、民生児童委員、自治会や地域の事業所などの協力のもと、組織的な見守り活動が求められます。
----------------------	--

取り組みの方向（２）地域福祉ネットワークの構築

事業実績	<u>①ボランティアグループ連絡会や各種活動団体の連携・交流の促進</u> ボランティアグループ連絡会等への運営支援（市社会福祉協議会）、市民団体に無料で交流の場を提供（各コミュニティセンター）、育児ファミリーサポートセンター会員同士の交流・協力会員の研修会の開催 <u>②各種ボランティア団体等の活動支援、情報提供</u> 生活支援サポーター養成講座・介護予防サポーター養成講座の開催、シニアサポートモデル事業による地域活動団体の設立支援・補助金助成 <u>③関係機関とのネットワークづくりによる情報共有と連携の強化</u> 生活支援体制整備事業の委託による福祉問題の掘り起しとサービス提供者の発掘、生活支援体制整備推進協議会（よりそい協議会）の設立、障がい者自立支援協議会の設置、要保護児童対策地域協議会の開催、在宅医療・介護連携推進協議会等の開催、福祉総合支援センターでのワンストップサービス、社会福祉法人連絡協議会との連携、生活困窮者自立支援事業支援調整会議の開催
次期計画に向けた現状・課題	本市では、市社会福祉協議会等との連携により、ボランティアグループなど各種団体の交流を促進するとともに、ボランティア活動団体への支援や情報提供を行っています。また、生活支援体制整備事業等の充実、各福祉分野における関係機関とのネットワークを整備し、情報の共有化や連携の強化を図っています。 アンケート調査では、地域の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのがよいと思いますかについて「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」が５割となっており、市民、地域、行政等の協働による取組が重要となっています。 また、地域団体は、日ごろ他団体との交流や連携を図っている状況について、約２割の団体が交流や連携がとれていない状況です。また、市の子ども、高齢者、障がいのある方などの福祉に関する情報を入手状況について「ほとんど入手できていない」団体が約４割となっています。 今後、高齢者や障がいのある人、生活困窮者、ひとり親家庭等様々な支援や配慮を必要とする人に対して、地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、地域の問題・課題を共有し、適切な対応を行っていくためのネットワークを充実させることが必要です。また、住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、法に基づいた支援だけではなく、その人に合った支援を地域住民・団体・事業者・行政等で考え、協働し、届く仕組みが必要となります。

取り組みの方向（３）地域の絆を深める居場所づくりの推進

事業実績	<u>①コミュニティ活動の活性化や拠点づくりへの支援</u> 老人クラブ連合会主催の体育祭での世代間交流、市民団体に無料で交流の場を提供（各コミュニティセンター）、商店街の空き店舗を利用した小野陣屋まつりの開催、地域のきずなづくり支援事業の実施、まちなか広場整備事業補助制度の実施 <u>②ユニバーサル社会への取り組み</u> 地域活動支援センター整備に対する補助金助成、障がい児児童受入に伴う保育士加配の補助金交付、障がい専門職の保育所や幼稚園への派遣、コミュニティバス「らん♡らんバス」及びデマンドタクシー「らん♡らんタクシー」の運行
次期計画に向けた現状・課題	本市では、コミュニティセンターや各町公民館、空き店舗、空き家等の既存資源を活用した地域の活動拠点づくりや老人クラブ連合会主催の体育祭での世代間交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行っています。また、地域活動支援センターの整備やコミュニティバスの運行など障がい者、高齢者、子ども等、すべての人が安心して住むことができるよう、ハードとソフト両面のバリアフリー化を推進しています。 アンケート調査によると、団体の活動・業務を通じて感じている地域の課題について、「障がいのある人や高齢者が暮らしやすい環境づくり」が約５割と最も高くなっています。 障がい者、高齢者、子ども等、すべての人が身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりが求められます。

基本目標 4 りそう（理想）の福祉づくり

取り組みの方向（1）福祉を支援するネットワークの構築・充実

事業実績	①<u>新たな福祉課題や福祉制度の狭間にある人等への支援体制づくり</u> 生活支援サポーター養成講座や介護予防サポーター養成講座の開催、生活支援コーディネーターの設置 ②<u>地域ニーズの掘り起こし</u> 民生児童委員の見守り活動の支援、第2層生活支援体制整備推進協議会（よりそい協議会）による福祉ニーズ調査の実施
次期計画に向けた現状・課題	少子高齢化や核家族化の進展等により、市民の生活スタイルは多様化し、求められる支援も複雑多様化しています。 本市では、新たな地域ニーズを掘り起こし、新たな福祉課題に対応できるサービス提供主体の育成・確保を目指しています。 アンケート調査によると、福祉サービスの利用に関して、これまでに不都合を感じたり不満に思ったことがある人は約1割おり、その理由として「福祉サービスに関する情報が入手しづかった」が約4割と最も高く、次いで「どこに利用を申し込めばいいのかわからなかった」「利用手続きが煩雑だった」となっています。また、地域には一人暮らし高齢者等の支援を必要とする方が約3割となっています。 今後も、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、広報誌やホームページなど多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供や公的手続きの充実を図ることが必要です。また、住民同士の交流により社会的孤立を防ぎ、人と人を通じた情報の提供・共有も重要です。

取り組みの方向（2）社会福祉協議会との連携強化

事業実績	①<u>地域福祉計画と地域福祉推進計画の整合による地域福祉の推進</u> 地域福祉計画（市）と地域福祉推進計画（市社会福祉協議会）との整合による多様化する福祉ニーズへの連携 ②<u>地域ぐるみの支え合い活動、助け合い活動の活性化への取り組み</u> おの介護ファミリーサポートセンター事業等の委託、おの育児ファミリーサポートセンター事業の委託、生活支援体制整備事業の委託、市社会福祉協議会活動に対する補助金助成、自治会ごとの小地域たすけあいシステムの推進
次期計画に向けた現状・課題	市社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割等を担っています。 地域団体においては、市社会福祉協議会の窓口、広報紙が日ごろの活動業務において必要な情報源となっています。 今後、市社会福祉協議会の役割や活動内容の周知を図るとともに、住民交流の機会づくり等の促進や、関係機関との連携強化が求められます。

取り組みの方向（３）新たな福祉サービスの構築

事業実績	①「<u>地域包括ケアシステム</u>」の構築に向けた体制づくり 地域包括ケアシステムの構築 ②<u>各種計画の評価・検証体制の構築</u>
次期計画に向けた現状・課題	地域共生社会の実現に向け、本市では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保できる体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。 今後も地域包括支援センターを中心に「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりにより一層取り組んでいく必要があります。 また、地域共生社会という概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、重層的支援体制整備事業の検討が必要です。



基本理念と基本目標

1 基本理念

第3期計画では「自ら関わる地域共生社会の実現をめざして」を基本理念に掲げ、さまざまな取組みを推進してきました。

本計画では、これまでの理念を継承しつつ、地域住民をはじめ、地域を構成するさまざまな主体や団体、行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。誰もが安心して暮らせるように市民・地域・行政の三者がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築する「地域共生社会のまちづくり」を推進します。

基本理念

自ら関わる地域共生社会の実現をめざして

2 計画の基本的な視点

基本理念の実現に向け、次の4つの視点に立って、取り組みを進めていきます。

視点1 笑顔があふれ ともに生きる地域づくり

地域で暮らす人々がお互いの人権を尊重し合い、いじめや虐待等の権利侵害を決して受けることがないよう、すべての人の安心と自立の確保を図ります。

また、社会的包摂が「共生のまちづくり」の推進における重要な考え方であることを踏まえ、すべての人が自分の意思で当たり前の日常生活が送れる社会をつくりあげるために、物理的・心理的・制度的な障壁がない「バリアフリー社会」の実現をめざすとともに、「ユニバーサルデザイン」の考えに基づき、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが使いやすいサービス提供や環境づくりなどの福祉のまちづくりをめざします。そして、地域の住民一人ひとりの尊厳を重んじ、ともに助け合う「顔の見える関係」、ともに支え合う「共生のまち」を地域のみんなで力を合わせて築き上げ、「笑顔があふれ ともに生きる地域づくり」をめざします。

視点2 やさしさと思いやりにあふれる地域づくり

地域には、社会環境や経済環境の変化にともなう社会からの孤立や排除、ストレスによる心身の障がいや不安等、従来の福祉制度や仕組みの谷間に埋もれ、社会的な援護を必要としながらも福祉サービスの提供が十分に行き届いていない人々が生活しています。様々な課題をかかえ困難な状況に陥っている人たちが声を挙げ、周囲の人たちがその存在をしっかりと把握し、同じ社会の構成員として支え合っていけるよう、地域とかかわりを持つすべての人や団体、企業等が連携し、新たな「福祉力」を創造していくことが必要です。

地域で様々な課題や困難な状況に陥っている人たちに対して、地域全体が一体となって関わりを持ち、助け合っていくための基盤にある人々の思いを育むため「やさしさと思いやりのあふれる地域づくり」をめざします。

視点3 自分らしくいきいき暮らせる地域づくり

住民一人ひとりが自分らしく生活するためには、本人の意思で生き方や暮らし方を選択し、決定できることが大切です。そのためには、選択するための十分な情報、参加する機会、能力を活かせる場等が必要となってきます。

また、一人ひとりの意思を大切にし、その人らしい生き方を実現できるよう、地域社会全体で支え合うことが大切になってきます。

個々の主体性を尊重する風土づくりを推進し、その人の個性や能力を活かせる仕組みをつくることで、「自分らしくいきいき暮らせる地域づくり」をめざします。

視点4 安全・安心に暮らせる持続可能な地域づくり

地域共生社会の実現をめざしている中、地域の福祉課題が複雑化・複合化しておりSDGsの理念に基づき「持続可能な地域づくり」が求められています。

地域共生社会を実現させるためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが重要です。

誰もが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動を行うことができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた活動による地域福祉を推進するとともに、誰もが安全・安心に暮らせる快適なまちづくりに取り組みます。

また、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、平常時から地域が一体となった安全・安心の確保に関する取組を進め、緊急時や災害時に対応できる地域のセーフティネットを構築し、「安全・安心に暮らせる持続可能な地域づくり」をめざします。

3 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、第3期計画の目標を継承することを基本に、4つの目標を設定します。

基本目標 1 ひとつづくり

地域福祉を進めるうえでの主役は住民であり、住民の参画は必要不可欠なものです。そのため、住民の中に地域での交流を活発化し、地域のつながりを創っていく人材や地域のつながりを組織化し、地域課題を解決していく人材の育成に努めるとともに、情報・人・場所等の地域資源を地域福祉活動へ結びつけ、コーディネートできる人材の育成に努めます。

また、地域づくりに関する情報提供や次代を担う子どもたちへの福祉教育により、市全体の福祉意識の醸成に努めます。

基本目標 2 まちづくり

多様化・複雑化する住民ニーズへの対応や、福祉制度の対象とならず、支援が行き届かない人への対応が求められている中、誰もが福祉の制度等について必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複合化する問題に対応する重層的な相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。

また、誰もが、地域で安全・安心に暮らせるよう、日頃から地域の助け合いを進め、区長会や自治会といった住民自治組織、自主防災組織、民生児童委員、民間事業者、市社会福祉協議会等の連携による緊急時対策や防犯体制の構築を進め、災害対応等への地域力向上に努めます。さらに、すべての人々の人権が尊重され、虐待などへの対応を適切に行うことができる体制の充実を図ります。

基本目標 3 わ（和・輪）づくり

地域における課題が多様化・複合化している中、一つの機関だけでの対応が難しいケースもあり、各機関が協働で支える仕組みや情報を共有する仕組みづくりが重要となります。

そのため、地域住民、地域の諸団体、民間事業所、行政等が連携し、地域の諸課題や個々の住民が抱えている問題にすばやく対応できる地域福祉ネットワークの構築等の仕組みづくりに取り組みます。

また、支え合い・ふれあいの場「地域サロン」等を拠点に、地域での要支援者等の見守り活動や生きがい支援活動等の取り組みに加え、公民館等を利用した地域での集いの場、つながりの場、情報交換・相互理解の「共生の場」の整備支援等に努めます。

基本目標 4 りそう（理想）の福祉づくり

地域共生社会の実現に向け、地域住民や多様な主体がそれらの課題を『我が事』としてとらえ、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域を基盤とする包括的な支援を行う体制を創っていくことが重要です。

新たな福祉課題や福祉制度の狭間にある人等への支援等を、地域の自主性や主体性に基づき、一人ひとりの多様な生活課題に身近な地域で適切に対応できるよう、利用者とサービスをつなぐ仕組みづくり等を進めていきます。

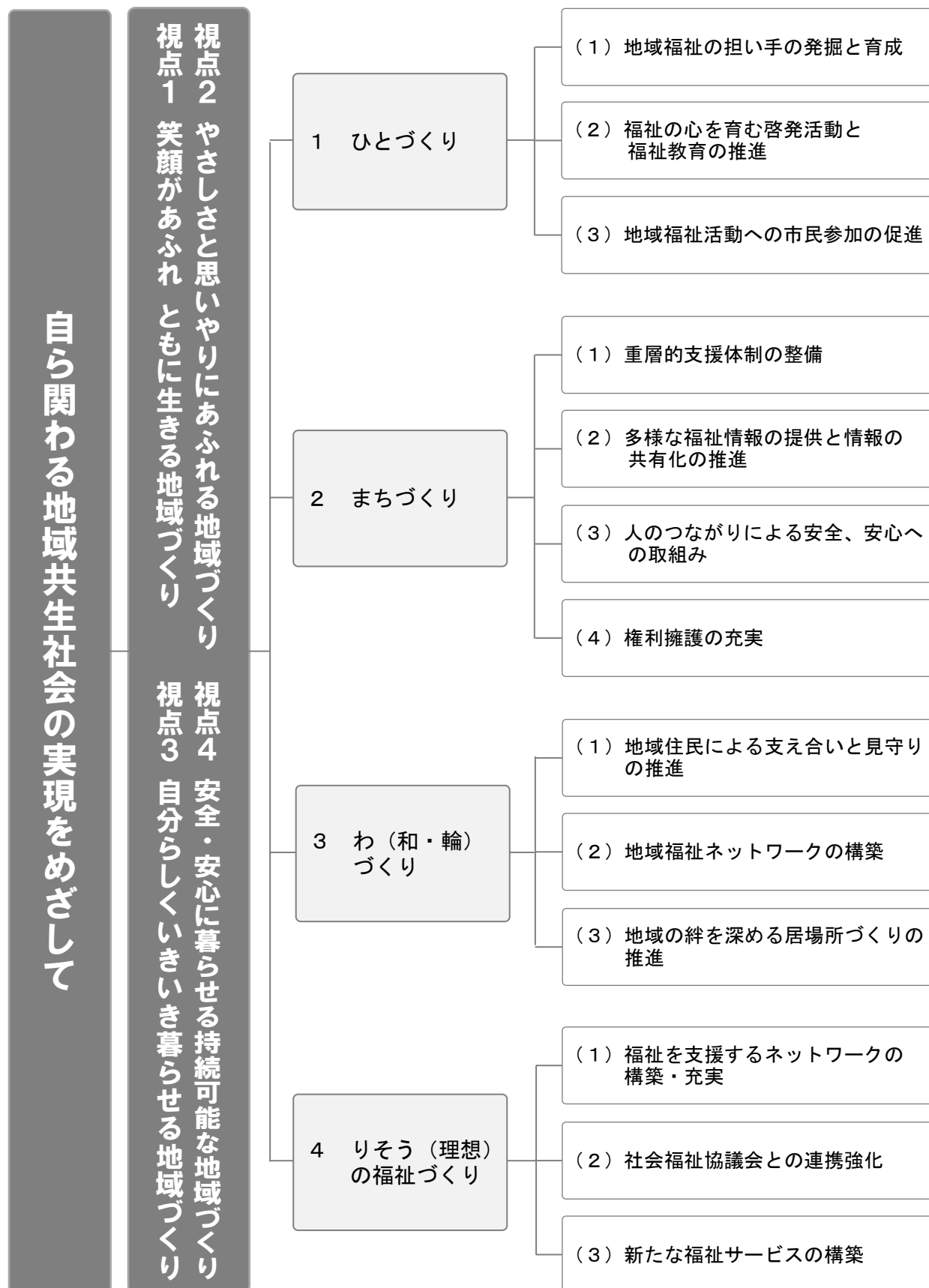
また、地域福祉を担う中心的な組織である市社会福祉協議会との連携を強化し、地域ぐるみの支え合い活動や助け合い活動の活性化等を図っていきます。

4 施策の体系

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[取り組みの方向]





地域福祉推進に向けた取り組みの展開

基本目標 1 ひとつづくり

取り組みの方向（１）地域福祉の担い手の発掘と育成

ボランティアの養成講座や各種セミナー、ボランティアコーディネート等を通じ、地域で主体的に活動する地域福祉の担い手の発掘と育成に取り組みます。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
地域福祉を担う人材（個人・組織）の発掘・育成	■セカンドライフ応援セミナー（シニア対象）の開催やおのアクティブポイント事業でのシニア世代のボランティア活動に対するポイント付与等を行い、シニア世代の地域活動への参加を推進し、地域福祉の担い手の発掘と育成に努めます。 ■手話奉仕員、託児サポーター養成講座、生活支援サポーター養成講座、介護予防サポーター等の養成講座を実施し、地域で活動するボランティアを育成します。
地域福祉を担うリーダーの育成・支援やコーディネーターの設置	■いきいき 100 歳体操代表者会等を開催し、身近な地域コミュニティの中で中心となって活動するリーダーの養成支援を行います。 ■市社会福祉協議会による福祉ボランティアのコーディネートを支援し、希望者のボランティア活動への参加を促します。
新たなボランティア活動や青少年のボランティア活動参加への支援	■市社会福祉協議会を中心としたボランティア入門講座、体験講座の開催等、より魅力のある講座開催の支援に努めます。 ■認知症キッズサポーター養成講座（小学生）、サマーボランティア体験（中・高校生対象）等を開催し、ボランティア活動に対する関心を育みます。

【市民・家庭の取り組み】

- ボランティア活動の情報について関心を持ちましょう。
- 興味のある分野や身近なボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
- ボランティアの養成制度を活用し、講座に参加しましょう。
- ボランティア団体が開催しているイベントなどに足を運びましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- ボランティア活動の参加を促進しましょう。
- 地域で行われているボランティア活動について地域住民や市内事業所、企業等で情報を共有しましょう。
- 地域でできること、地域で不足していることを把握して、新たなボランティア団体の設立を検討しましょう。
- 地域で活動するボランティア団体同士の連携や行政との連携を図りましょう。
- ボランティアの受け手と支え手の状況を把握し、ボランティア活動の活性化と円滑なマッチングを推進しましょう。
- ボランティア同士の交流の場を創出しましょう。
- 若年層がボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを検討しましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
セカンドライフ応援セミナー視聴回数（YouTube配信の視聴回数）	1,313 回	1,500 回
【ボランティア入門講座】託児サポーター養成講座開催回数、受講者数	2 回、35 人	2 回、35 人
【ボランティア入門講座】生活支援サポーター養成講座開催回数、受講者数	1 回、14 人	2 回、30 人

基本目標 1 ひとつづくり

取り組みの方向（２）福祉の心を育む啓発活動と福祉教育の推進

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動の充実を図るとともに、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を行い、支えあう心、思いやりの心、やさしい心をもつことができる子どもを育成します。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
地域共生社会の視点による地域福祉の推進	■ 地区単位でのヒューマンライフ推進協議会において、高齢者虐待につながる認知症、児童虐待、外国人、新たな課題「８０５０問題」「ヤングケアラー」「ＬＧＢＴＱ＋」等について理解するとともに、つながりを深め、支えあう意識の高揚を図るよう人権学習リーダー育成の講座とともに町別学習会を開催します。
家庭、地域における福祉意識の醸成	■ 要望のある保育所（園）、幼稚園、認定こども園に対する臨床発達心理士等の派遣や障がい児受入れのため保育士の加配を行う園に対する補助等を行い、保育現場の対応力や障がい児の受入れ体制を強化し、障がい児保育を支援します。 ■ 啓発用リーフレットの作成や市の広報誌への記事掲載を行うとともに、オレンジリボンキャンペーンによる児童虐待防止の啓発等あらゆる機会を通じて住民への意識啓発を行います。
学校等における体験・交流を通じた福祉教育への支援	■ 特別支援学校在籍の児童生徒との交流・共同学習、小中学校での親子人権学習や人権学習フェスティバルの実施等、福祉教育に工夫を加え、更なる充実に取り組みます。 ■ 福祉施設や特別支援学校でのトライやる・ウィーク実施等を通じ、福祉に関心をもつ生徒の育成を目指します。 ■ 認知症キッズサポーター養成講座を通じて、子ども達の認知症への理解を深めます。

【市民・家庭の取り組み】

- 家庭でも福祉について考え、家族で話し合う機会を増やしましょう。
- 地域のことについて身近な人と話をしましょう。
- 身の回りのできることから助け合いをするという気持ちを育みましょう。
- 一人ひとりが地域の一員であるという意識を持ち、地域の課題を「我が事」として考えましょう。
- 地域でどのような活動が行われているか関心を持ち、参加しましょう。
- 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会などを開催し、福祉学習の機会をつくりましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 学校評議員制度などを活用しながら、学校運営に地域の意見を反映させましょう。
- 地域での集まりや子ども会行事、イベントなどに参加を促しましょう。
- 地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和3年度）	目標値 （令和9年度）
各地区人権講座・町別学習会参加者数	1,250 人	4,500 人
臨床発達心理士等の支援実績	延べ 126 人	延べ 130 人
小学校の人権学習・人権参観実施校数	8 校	8 校
中学校の人権旬間の行事実施校数 （人権弁論大会や人権劇）	4 校	4 校
特別支援学校や福祉施設での トライやるウィーク参加者数	25 人	20 人（生徒数減少 の影響）

基本目標 1 ひとつづくり

取り組みの方向（３）地域福祉活動への市民参加の促進

地域での活動の促進に向けて、一人ひとりの能力や経験を活かしながら住民が積極的に参加できるように、情報提供やコーディネートを行います。

また、自治会活動の支援を行うことで地域での交流を促進し、地域の支え合いの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加し、地域に関心をもつ人を増やしていきます。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実	■各種セミナーの実施について、チラシ、広報誌、ホームページ等による情報提供を行います。 ■ホームページ、SNS 等を通じ、地域福祉活動（ボランティア活動等）に関する情報を効果的に発信し、地域福祉活動の普及啓発を行います。
地域で活動する団体等への支援の充実	■地域づくり協議会など、地域福祉活動を目的とする団体の設立や運営に対する助言・補助金の交付等の支援を行います。
地域交流の機会づくり	■「地域のきずなづくり支援事業」を実施し、地域住民のきずなづくりを支援することで、地域の課題対応力や防災意識の向上に繋がります。また、当該事業を実施している各自治会へ、健康推進運動の積極的な実施を呼び掛けることで、健康体操等の取組を広めていきます。 ■老人クラブ連合会への支援を行い、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するとともに、老人クラブ連合会主催の体育祭等、様々な地域行事を通じて地域内や世代間の交流の促進を図ります。 ■重層的支援体制整備事業に基づく「地域づくり事業」を実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を行います。

【市民・家庭の取り組み】

- 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。
- 高齢者、障がい者などに対する地域活動への参加を、積極的に呼びかけましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。
- 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
- サロン活動などの居場所づくりに努めましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
地域づくり協議会活動の参加者数	延べ 12,985 人	延べ 50,000 人
地域のきずなづくり支援実施自治会数	70 自治会	70 自治会

基本目標 2 まちづくり

取り組みの方向（１）重層的支援体制の整備

子ども、高齢者、障がい者等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

また、様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職員の充実と、関係機関等との連携による総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
身近な地域での相談窓口の充実	■ 民生児童委員、民生児童協力委員および福祉推進委員による地域の見守り活動等、地域セーフティネットの構築に継続して取り組みます。 ■ 市社会福祉協議会独自で心配ごと相談員研修会を実施し、民生児童委員による「心配ごと相談」等の身近な地域での相談体制への支援を行います。
高齢者、障がい者、子育て等、福祉に関する相談窓口の充実	■ 市庁舎内において、高齢者、障がい者、子育て等の相談から支援までのワンストップサービスの更なる充実に取り組みます。 ■ 地域包括支援センターを通じ、高齢者の方の介護、福祉、健康、医療など様々な相談に応じ、総合的な支援を行います。 ■ 障がい者地域生活・相談支援センターを通じ、障がい者の方の様々な相談に応じ、必要な情報提供や支援を総合的にを行います。 ■ 子育てのワンストップ相談窓口である「こどもサポートセンター」を通じ、妊娠期から出産・子育て期における切れ目のない継続支援を実施します。 ■ いじめ、DV等に係る相談窓口である「ONOHまわりほっとライン」、「小野市配偶者暴力相談支援センター（DV相談室）」等を通じ、関係機関と連携し、被害者の方の自律・自立につながる支援を実施します。 ■ 重層的支援体制整備事業に基づく「包括的相談支援事業」を実施し、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、断らない包括的な相談体制を構築します。
関係機関連携による総合的な相談体制づくり	■ 市社会福祉協議会による生活支援コーディネーターを支援し、地域の課題解決に取り組む住民や地域の支え合い活動を支援します。 ■ 重層的支援体制整備事業に基づく「多機関協働事業」を実施し、複合的な課題がある事案に対し、支援プランの作成、支援関係機関の役割調整、重層的支援会議の開催等を行い、解決に導くためのコーディネートを実施します。

【市民・家庭の取り組み】

- ひとりで悩まず、誰かに相談するように心がけましょう。
- 広報誌やホームページ、SNSを通じて、相談機関についての情報把握を日頃から心がけましょう。
- 隣近所に困っている人がいたら話を聞いてみましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識し、ネットワークの充実を図りましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和3年度）	目標値 （令和9年度）
民生児童委員の活動件数	6,452 件	10,000 件
福祉推進委員との連携行事数	地区別ひとり暮らし高齢者を励ます会 （新型コロナウイルス感染拡大のため未実施）	地区別ひとり暮らし高齢者を励ます会 7地区 220 人
心配ごと相談員研修会参加者数 （主催：市社会福祉協議会）	R4 年度から実施	50 人
重層的支援会議（仮称）の開催件数	—	12 件
「ONOHまわりほっとライン」の周知率	36.3% （市民アンケート）	50.0% （市民アンケート）

基本目標 2 まちづくり

取り組みの方向（２）多様な福祉情報の提供と情報の共有化の推進

誰もが安心してサービスが利用できるよう、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実を図ります。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
福祉サービスのきめ細やかな情報提供の推進	■子育て応援アプリ「おのっこナビ」を配信し、妊産婦や子どもの健康記録、予防接種の管理・通知、子育て情報など、妊娠期から子育て期に必要な情報をきめ細かく提供します。 ■窓口での情報提供を充実させるとともに、「妊娠・子育ておのっこブック」「介護保険ガイドブック」「おの認知症ケアネットガイドブック」「障がい者（児）のしおり」等の掲載内容をより充実し、地域住民へのきめ細やかな情報提供を行います。 ■広報「おの」、小野市議会だよりを点訳・音訳する等、多様な手段による情報提供を行います。
効果的な情報発信と共有化の推進（ICTの活用等）	■市ホームページ、広報誌、市回覧に加え、Instagram や LINE 等 SNS での情報発信を行うなど ICT を活用し、より効果的な情報発信を行います。 ■「高齢者虐待対応マニュアル」「児童虐待対応マニュアル」等の内容の見直しを適宜行い、改訂版を関係機関等に配布することで、最新情報の共有化を図ります。

【市民・家庭の取り組み】

- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を教え合いましょう。
- 広報誌、回覧板、ホームページやSNSなどで情報を確認しましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 地域のニーズを把握し、地域に必要なサービスの情報を共有しましょう。
- 地域活動を通じた地域の福祉サービスを共有しましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
おのっこナビ登録者数	1,061 人	1,500 人
YouTube発信情報数	4 件	5 件
Instagram発信情報数	88 件	100 件
LINEトーク発信情報数	（R4.4 開始）	50 件

基本目標 2 まちづくり

取り組みの方向（３）人のつながりによる安全、安心への取り組み

平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、災害・緊急時にお互いに声をかけあい避難できるようにするとともに、高齢者や障がい者、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進等を行います。

また、災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
災害時・緊急時の避難行動要支援者支援体制の充実	■避難行動要支援者制度に基づき、地域の自治会（自主防災組織）、民生児童委員、関係機関との情報共有・連携を図りながら、災害時・緊急時における避難支援体制の構築を推進します。また、避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成を推進します。 ■市社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置に向けた支援を行います。
様々な困難を抱える方への支援の充実	■生活困窮者自立相談支援事業に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、個人ごとの支援プランを作成し、自立に向けた支援を一体的かつ計画的に行います。 ■生活困窮者に対し、就労支援員によるハローワークへの同行訪問、ハローワークとの連携による就労支援等を行い、経済的自立に向けた支援を行います。 ■生活困窮者に対し、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の支給等を実施し、就労・住居・家計改善等について包括的にサポートを行います。 ■重層的支援体制整備事業に基づく「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施し、長期にわたりひきこもり状態にある方など、自ら支援につながる事が難しい方に対し、電話・訪問等を継続的にを行い、必要な支援を届けます。

【市民・家庭の取り組み】

- 災害時にすぐに避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路などを確認しましょう。
- 緊急時でも地域で助け合えるように、日ごろから隣近所で声をかけ合う習慣をつけましょう。
- 近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がい者など、災害時や緊急時の要支援者について把握しましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害時の避難に支援が必要な人は、個別避難計画の作成をしましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 困っている高齢者や障害のある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。
- 道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
避難行動要支援者名簿の提供同意者の個別避難計画作成率	27.9%	45.0%
生活困窮者自立相談支援事業の相談件数	95 件	150 件
住居確保給付金支給件数	6 件	10 件
就労支援件数	12 名	12 名

基本目標 2 まちづくり

取り組みの方向（４）権利擁護の充実

市内には多くの高齢者や障がい者が生活されており、今後も、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

本市では、成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と成年後見制度利用促進基本計画（第７章）を一体的に策定し、取り組むものです。

【行政の取り組み】

※第７章「成年後見制度利用促進基本計画」に記載

【市民・家庭の取り組み】

- 弱い立場にある人に対する虐待等、人権に関わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めましょう。
- 成年後見制度や権利擁護に関する理解を深めましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 虐待等の異変に気づいたら市役所等に相談しましょう。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、成年後見制度や権利擁護の利用を促進しましょう。
- 見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を把握して相談へつなげられるよう努めましょう。

基本目標3 わ（和・輪）づくり

取り組みの方向（1）地域住民による支え合いと見守りの推進

見守り等を必要とする方の的確な把握とサービスにつなげられるように、関係機関・団体との連携を強化するとともに、さまざまな見守り・支え合い活動をコーディネートしていきます。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
地域でのつながり・市民のつながりの強化	■元気アップ活動団体、現代セミナー運営団体の活動への支援を通じて、地域における子育て支援、文化・スポーツ振興及び高齢者の生きがいを推進し、地域住民がつながり支えあえるまちづくりを行います。 ■セカンドライフ応援セミナー等の開催を通じて、地域における生きがいづくりや心身の健康づくりを支援します。
地域におけるサロン活動等への支援	■市社会福祉協議会との連携により、「ふれあい・いきいきサロン」「子育てサロン」「赤ちゃんサロン」の開催、開設及び活動支援を行います。 ■老人クラブや各サロンへの出前講座を実施し、サロン活動等への支援を行います。
住民自治組織、民生児童委員等による見守りの強化	■「お出かけ見守り QR コード」を活用した「高齢者外出見守り模擬訓練」を定期的開催し、地域住民の認知症への理解を深め、高齢者を地域で見守る意識を構築します。加えて、認知症高齢者等の所在を特定できる GPS 機器の購入又はレンタルに係る初期費用の一部を助成することで、見守りをより強化します。 ■民生児童委員との連携による見守り訪問や高齢者調査等を実施し、地域の要支援者の把握や関係機関との連携等を行うことにより、適切な支援を実施します。 ■福祉情報の提供や研修会等の開催を通じ、民生児童委員活動の支援を行います。また、民児協だよりの各戸配布等を行い、民生児童委員の役割や活動の周知を行います。

【市民・家庭の取り組み】

- 困ったことがある場合、近所の人に相談してみましょう。
- 近所で困っている人を見たらひと声かけて、自分でできることをしましょう。
- 日ごろから困った時に相談できる人・場所をつくっておきましょう。

- 日ごろから自ら挨拶をすることを心掛けましょう。
- 防犯に関する情報に関心を持ち、個人でできる対策に取り組みましょう。
- 詐欺の被害にあわないよう、一人で悩まず、必ず相談しましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 日ごろから挨拶を励行するなど、助け合いが気軽に行われる風土づくりに取り組みましょう。
- 地域で困っている人の情報を把握し、できる支援を地域で考えていきましょう。
- 地域課題を発見・共有し、主体的に話し合う場を作りましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
地域元気アップ団体、現代セミナー運営団体の数	22 団体 （地域元気アップ 団体 16 団体 現代セミナー運 営団体 6 団体）	22 団体 （地域元気アップ 団体 16 団体 現代セミナー運 営団体 6 団体）
ふれあい・いきいきサロン開催数、参加数	49 ヶ所、836 回、 7,791 人	53 ヶ所、900 回、 8,400 人
子育てサロン開催数、参加数	12 回、359 人	20 回、520 人
赤ちゃんサロン開催数、参加数	6 回、114 人	12 回、220 人
民生児童委員、民生児童協力委員対象の研修開催件数、参加人数	（新型コロナウイルス 感染拡大のため未実 施）	部会研修会 延べ 3 回、延べ 70 人 部会活動発表会 1 回、70 人 合同研修会 1 回、150 人
高齢者外出見守り模擬訓練実施地区数、参加者数	1 地区 （小野西地区） 62 人	1 地区 70 人

基本目標3 わ（和・輪）づくり

取り組みの方向（２）地域福祉ネットワークの構築

地域における関係団体等の連携の促進に向け、互いの活動を理解するための場の提供や情報の提供等の支援を行い、ネットワークでの情報共有化を図るとともに、積極的な情報公開・広域のPRを行うことで、多様な主体による新たなつながりの構築に努めます。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
ボランティアグループ連絡会や各種活動団体の連携・交流の促進	■市社会福祉協議会の登録ボランティアで構成する「ボランティアグループ連絡会」の活動・交流を継続して支援していきます。 ■市社会福祉協議会と連携し、ファミリーサポートセンター会員の交流会や協力会員の研修会の開催等、当事者グループに交流の場を提供し、活動を支援します。
各種ボランティア団体等の活動支援、情報提供	■市社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動の情報提供に更に努めるとともに、ボランティアグループの立ち上げや活動を支援します。 ■生活支援サポーター養成講座修了者は介護ファミリーサポートセンターで援助活動を、介護予防サポーター養成講座の修了者はいきいき100歳体操、脳いきいき麻雀クラブで介護予防活動を行う等、講座修了者に対する活動の場を提供します。
関係機関とのネットワークづくりによる情報共有と連携の強化	■生活支援体制整備支援事業を市社会福祉協議会に委託し、第1層及び第2層の生活支援体制整備推進協議会（よりそい協議会）を開催する中で、福祉問題の掘り起こしとサービス提供者の発掘を行います。 ■「障がい者自立支援協議会」「要保護児童対策地域協議会」「在宅医療・介護連携推進協議会」等を通じ、各福祉分野における関係機関とのネットワークを整備し、情報の共有化や連携の強化を図ります。

【市民・家庭の取り組み】

- 地域の座談会や研修会に参加しましょう。
- 様々な分野で活動する人たちと交流し、意見交換しましょう。
- 他分野と協働し地域でできることを考えてみましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。
- 地域内の市民活動団体の交流や連携を図りましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和3年度）	目標値 （令和9年度）
介護ファミリーサポートセンター 行事開催回数	研修会 1 回 連絡会 1 回開催	研修会 2 回 連絡会 1 回開催
育児ファミリーサポートセンター 会員数、行事開催数	依頼会員 644 人 協力会員 66 人 両方会員 99 人 講習会 3 回 交流会 3 回開催	依頼会員 500 人 協力会員 60 人 両方会員 90 人 講習会 5 回 交流会 5 回開催
障がい者自立支援協議会の開催回数	就労支援、生活支援、相談支援、こども部会 各部会 計 8 回	各部会計 16 回

基本目標３ わ（和・輪）づくり

取り組みの方向（３）地域の絆を深める居場所づくりの推進

地域福祉を推進するには、地域において助けあい、支えあうコミュニティづくりが必要です。このため、地域の生活課題を共有し、話し合う場の拠点となる、地域に住む様々な人が気軽に集える場、連携できる場の充実に努めます。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
コミュニティ活動の活性化への支援	■「地域のきずなづくり支援事業」の積極的な実施を呼び掛け、参加自治会を増やすことで、住民相互の連帯意識の醸成を図ります。 ■商店街の空き店舗を利用した小野陣屋まつり等の開催等を通じ、住民が主体となって行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。
ユニバーサル社会への取り組み	■コミュニティバス「らん♡らんバス」の運行を継続するとともに、「らん♡らんバス」の空白時間を補完するため、75歳以上で運転免許を保持しない方等を対象に、タクシー運賃の半額程度を助成するデマンドタクシー「らん♡らんタクシー」を運行します。

【市民・家庭の取り組み】

- 地域の話し合いの場に積極的に参加しましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 地区懇談会などの地域住民の声を聞ける場を継続的に開催して、地域の生活課題を明らかにしましょう。
- 市や市社会福祉協議会と協働して、地域にあった取組を進めましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
市内６地区地域づくり協議会による地域づくり活動の協働参画人数	12,985 人	80,000 人
地域のきずなづくり支援実施自治会数	70 自治会	70 自治会
らん♡らんバス 配備台数、ルート数	配備台数 9 台 11 ルート	配備台数 10 台 12 ルート
らん♡らんタクシー 登録者数、利用件数	登録者数 425 人 (R4.10 月末現在) 利用件数 456 件 (R4.10 月実績)	登録者数 1,000 人 利用件数 15,600 件

基本目標４ りそう（理想）の福祉づくり

取り組みの方向（１）福祉を支援するネットワークの構築・充実

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるように努めます。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
新たな福祉課題や福祉制度の狭間にある人等への支援体制づくり	■ 重層的支援体制整備事業に基づく「参加支援事業」を実施し、従来の社会参加に向けた支援制度では対応できない狭間の個別ニーズに対応するための支援体制を構築します。
地域ニーズの掘り起こし	■ 市社会福祉協議会と連携し、各地区の「第２層生活支援体制整備推進協議会（よりそい協議会）」において、福祉ニーズ調査を実施し、各地区における福祉課題の掘り起こしを行います。また、必要に応じてアンケートや聴取等を実施し、地域ニーズを把握します。

【市民・家庭の取り組み】

- 地域で移動に困っている人がいたら、外出する際に声をかけ、必要に応じて買い物等の手伝いをするよう心がけましょう。
- 地域のサロンやイベントなどに一緒に参加できるよう声をかけてみましょう。
- 福祉サービス等が受けられずに困っている人がいたら自治会や市社会福祉協議会に相談しましょう。
- 地域での見守り活動等から、地域で困っている人を早期に発見しましょう。

【地域の組織・団体等の取り組み】

- 声かけ、見守り活動により、支援が必要な人の変化を早期に発見しましょう。
- 高齢者や障がい者を地域で支援しましょう。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
福祉ニーズ把握実施地区数	２地区	７地区

基本目標４ りそう（理想）の福祉づくり

取り組みの方向（２）社会福祉協議会との連携強化

地域福祉を担う中心的な組織である市社会福祉協議会との連携を強化し、地域ぐるみの支え合い活動や助け合い活動の活性化等を図っていきます。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
地域福祉計画と地域福祉推進計画の整合による地域福祉の推進	■市社会福祉協議会で令和５年度に策定予定の「第９期小野市社会福祉協議会地域福祉推進計画」と本計画の整合を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくための連携に努めます。
地域ぐるみの支え合い活動、助け合い活動の活性化への取り組み	■介護ファミリーサポートセンター事業、育児ファミリーサポートセンター事業の継続実施を支援していきます。 ■生活支援体制整備事業、日常生活自立支援事業の継続実施を支援していきます。

【重点目標及び成果指標】

指標名（取り組みの方向）	基準値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
介護ファミリーサポートセンター会員数	依頼会員 180 人 協力会員 91 人	依頼会員 200 人 協力会員 100 人
介護ファミリーサポートセンター活動件数	活動件数 691 件	活動件数 1,000 件

取り組みの方向（３）新たな福祉サービスの構築

地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とする包括的な支援を行う体制づくりに取り組んでいきます。

【行政の取り組み】

取り組み	内容
重層的支援体制整備事業の実施	■対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。
こどもサポートセンターの設置	■妊婦や子育て家庭に対し、面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。



計画の推進

1 計画の推進体制

計画推進の中心となる担当部局の機能向上を図るとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

また、広く情報提供をしていくため、福祉だけでなく、健康、教育、労働、防災及び観光などの幅広い分野と連携して、福祉情報の周知をしていきます。

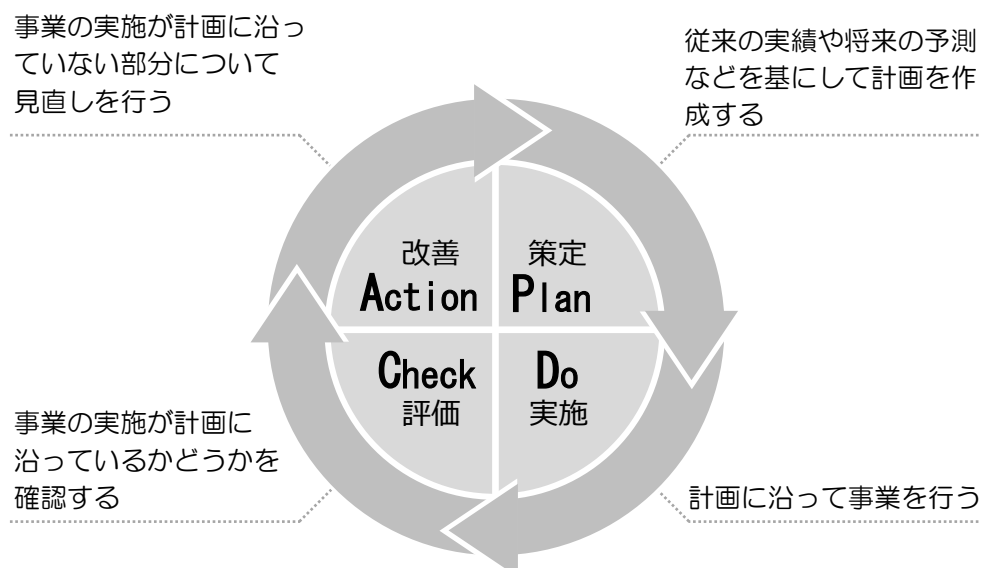
2 計画の進行管理

担当課による事業報告及び実績値の把握により進捗状況を管理していきます。

計画に位置づけられる取り組みについては、担当部局による計画事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

PDCAサイクルのイメージ



3 計画の周知

計画の周知にあたっては、地域福祉を推進する地域住民や地域で活動するボランティア、市社会福祉協議会等が本計画の基本理念を共有し、地域福祉に積極的に取り組めるよう、広報誌やホームページ、各種会議等を通じて、計画内容の周知を図っていきます。

さらに、民生児童委員等の会議を通じて情報発信していくほか、各地で活動する各種団体間の交流を図り、情報の共有に努めます。

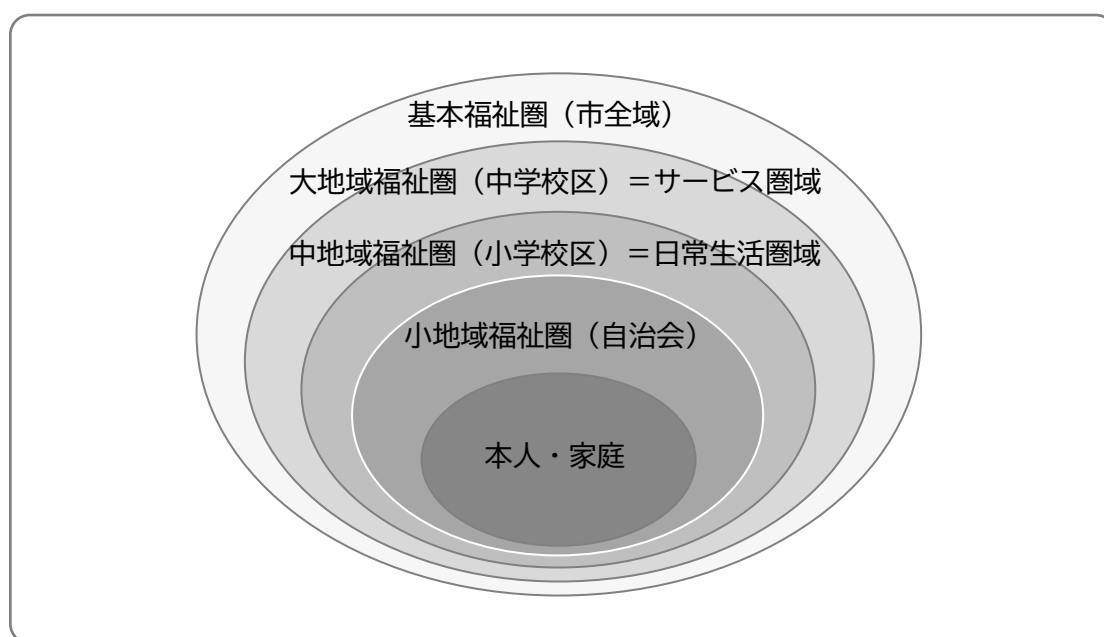
4 地域福祉を進める重要な視点

(1) 地域福祉推進圏域の設定

地域の福祉課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動等で解決できること、公的福祉サービスや社会福祉法人等の専門的な支援が必要なこと、さらには複合的な支援が必要なことまで、きわめて多様な支援や連携が求められます。

このような取り組みを効果的に展開していくために、本計画では、地域福祉におけるセーフティネットの仕組みとして、市全域を、中学校区、小学校区、自治会の階層に分類し、想定される機能をつぎのとおり定めます。

四層構造の地域福祉推進圏域



圏 域	役 割	機 能
基本福祉圏 (市全域)	小野市全域を範囲とし、地域から上がってきた課題の検討や対応を行う等、総合的な地域福祉を推進する。	・市は、市社会福祉協議会と協働し、小・中・大の地域福祉圏の福祉活動を支援する。 ・市は、4つの大地域福祉圏、6つの中地域福祉圏の連絡調整や情報共有を行うとともに、複合的課題等の対応困難なケースについて各関係機関・団体等と連携し、課題の解決を図る。 ・市は、市社会福祉協議会と連携し、第1層生活支援体制整備推進協議会（よりそい協議会）等を通じ、ボランティア団体やNPO等が多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや住民が担い手となる環境づくりを進める。 ・市は、市社会福祉協議会や各関係機関・団体等と連携し、住民への包括的な支援を行う体制づくりを進める。
大地域福祉圏 (中学校区) = サービス圏域	高齢者施策を示した「小野市高齢者福祉計画・第8期小野市介護保険事業計画」では、中学校区を1圏域として、4つの日常生活圏域を設定している。本計画においても中学校区を大地域福祉圏とし、市内4ヶ所の中学校区の範囲を基本として、各校区の独自のニーズ・課題に対応し、地域に密着した住民主体のサービスの創出に努める。	・市は、市社会福祉協議会と連携し、第2層生活支援体制整備推進協議会（よりそい協議会）等を通じ、各校区の福祉ニーズの掘り起こしを行い、各校区における住民活動を支援する。
中地域福祉圏 (小学校区) = 日常生活圏域	市内6ヶ所のコミュニティセンター（小学校区）の範囲を基本として、民生児童委員協議会（校区）、地域づくり協議会、町・自治会等が連携し、地域で発生する課題の発見から支援までを行えるネットワークの構築を推進する。	・地域の情報やニーズの収集、行事等を通じた地域のにぎわいの創出 ・市は、市社会福祉協議会と連携し、生活支援コーディネーター等を通じ、中地域福祉圏内の活動団体や住民の福祉ネットワークづくりを進め、地域での相談、支援機能の構築を図る。
小地域福祉圏 (各自治会)	自治会、民生児童委員、民生児童協力委員、福祉推進委員等が連携して、見守り活動、生活課題・問題についての早期発見・早期対応を行う。	・近隣で発生する問題や潜在化するニーズの発見 ・隣近所でのつきあいや要支援者の発見、見守り、声かけ ・行政や地域からのお知らせや情報の伝達

(2) 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員です。住みなれた地域でみんなが安心して暮らしていくためには、地域社会を構成するすべての人々がともに支え合い、課題を解決していく地域共生社会の実現が不可欠となります。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに対応するためには、地域の基盤である自治会、地域で活動する民生児童委員、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者等の取り組みも重要となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

主 体	期待される役割
市 民	「地域福祉の担い手（主役）」 近隣同士の交流、見守り。地域行事やボランティアへの参加など地域福祉活動の積極的な展開
民生児童委員	「地域の世話役」 地域住民に対する必要な情報の提供や関係機関と連携した相談・援助活動の推進
市社会福祉協議会	「生活支援コーディネーター」 地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能の実施
ボランティア NPO	「地域福祉の牽引役」 地域住民や地域団体等との協働による地域の福祉ニーズに対応した活動の推進
社会福祉事業者 社会福祉法人連絡協議会	「専門的な福祉サービスの提供者」 専門機能を活かした福祉サービスの提供。地域団体等と連携した社会貢献事業の実施
行 政	「地域福祉の基盤づくり」 地域福祉活動が展開しやすい環境づくり・仕組みづくりの推進

(3) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

「小野市地域福祉計画」に対し、市社会福祉協議会では「小野市社会福祉協議会地域福祉推進計画」が策定され、地域福祉推進のための提言や住民主体の身近で具体的な行動計画が提示されています。そして、小野市の地域福祉の実現には、「地域福祉計画（行政計画）」と「地域福祉推進計画（民間計画）」が連動し、一体的に推進していく必要があります。そのため、地域福祉の推進役である市社会福祉協議会の体制強化に向けて支援を行います。



重層的支援体制整備事業移行準備計画

1 背景

国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。

重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民などとの協働による包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築することが目的です。

重層的支援体制整備事業の目指す地域包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものと言えます。地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域福祉を推進していくものです。

2 現状と課題

個人や世帯が抱える課題が複合化・複雑化しており、8050問題や、ヤングケアラー、世帯全体が孤立している状態など、子ども、障がい、高齢等の個別の制度・サービスではケアしきれないケースが発生しています。

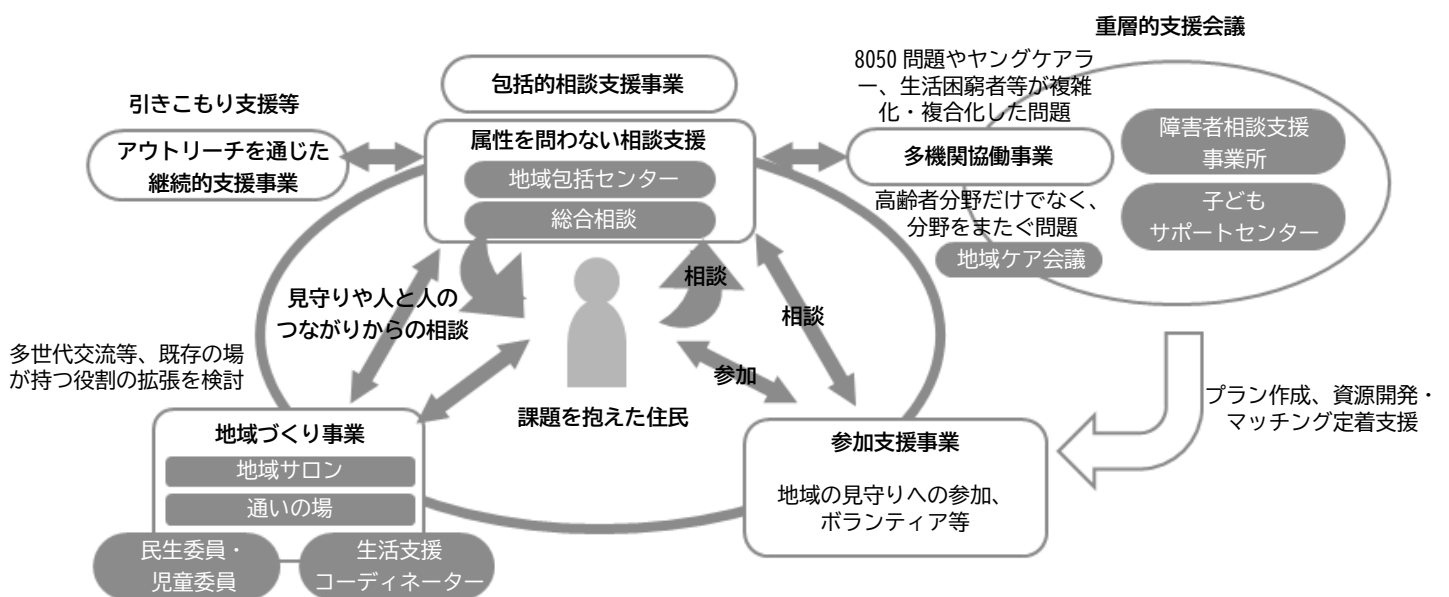
本市では、庁舎内における高齢者・障がい者・子育て等の相談から支援までのワンストップサービスや、障がい者地域生活・相談支援センターの開設、こどもサポートセンターの設置、小野市配偶者暴力相談支援センター（DV相談室）の開設など、身近な地域で気軽に生活や福祉の相談ができるように、また、市民の多様なニーズに対応するため、地域の民生児童委員等と行政が連携協力し、重層的・総合的な相談体制の整備に継続して取り組んでいます。

しかし、困難を抱えた方が、適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、今後、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

3 重層的支援体制整備事業において実施する枠組み

重層的支援体制整備事業では、制度の縦割りを解消し、相談支援体制を整備し、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくり事業に、市全体で取り組むため、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施することとしています。

〈事業の提供体制と一体的な連携体制のイメージ〉



① 属性を問わない相談支援

これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の相談支援体制を維持しつつ、複雑・複合化した事例に対応するため、どのような相談も断らない相談窓口を設置します。

各分野別の相談窓口では、相談者の属性に関わらず、まずは包括的に相談を受け止め、困りごとや悩み事を丁寧にお聞きし、課題を整理し、支援が必要な方に利用可能な福祉サービスなどの情報を提供するなど“断らない相談”支援に取り組めます。

また、受け止めた相談のうち、解決が難しい事例や他分野に係る事例は、支援会議・重層的支援会議で個別にケース検討をし、適切な相談窓口や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。

② 参加支援

参加支援は、ひきこもりの方などを対象に、継続的な見守り支援を通じて関係性を築く中で地域や社会との関わりに意欲が出てきた人に対し、本人やその世帯のニーズ、抱える課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源やサービスをコーディネートし、マッチングを行い、就労や生産活動の機会、参加の場などを提供し、社会参加に向けた支援を行います。

狭間の個別ニーズに既存の社会参加に向けた事業では対応できない場合は、地域に働きかけ、新たな社会資源を開拓し、また、既存の社会資源に働きかけ、拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくっていきます。

さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップなどを行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行っています。

③ 地域づくりに向けた支援

地域づくりに向けた支援では、地域資源を幅広く把握した上で、交流・参加・学びの機会を生み出す活動や人をコーディネートし、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場、居場所、地域活動が生まれやすい地域づくりを推進します。

また、地域のまちづくりに関わる方、民生児童委員、健康福祉に関わる方、地域福祉に関わる方などで構成する会議により、表面化された地域の課題を広く地域住民が認識し共有する中で、より住みやすい地域にするために、不足している地域資源の開発を支援し、共助による地域づくりを推進していきます。

④ 多機関協働による支援

複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担などのコーディネートを行います。

また、各支援関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、地域ケア会議や重層的支援会議を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性などについて協議を行います。

⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援

社会や人との関わりが困難な人、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じての継続的な見守り支援を行います。

民生児童委員協議会、生活支援コーディネーター、地域住民などから挙げられた個別のケースや、調査などにより表面化したひきこもりの状態にある方への支援は、法で定められた支援会議でケース検討を行い、関係機関と連携をとりあって取り組んでいきます。

支援の届いていない人に支援を届けるために、支援関係機関や地域の関係者との連携を通じて情報収集をし、事前調整を行った上で家庭訪問を行い、まずは家族に寄り添い、時間をかけて本人との信頼関係を築き、必要な支援を届ける取組を進めていきます。

4 重層的支援体制整備事業への移行準備の取り組み

「重層的支援体制整備事業」への移行準備の取り組みとして、次の2点を基本的な考え方とし、スケジュールに基づき、本市における重層的支援体制整備事業を進めていきます。

- ① 令和5年度から、関係課や関係機関等と十分に協議調整を行いながら、重層的支援体制整備事業実施に向けて、課題の抽出・整理を行う。
- ② 既存の相談支援等の取組を生かしながら、行政や関係機関等だけではなく、地域の関係団体とも連携を図り、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に迅速に対応していく仕組みとする。

【全体計画】

年度	区分	内容
令和4年度	○移行準備事業	・庁内連携の推進 ・策定委員会による移行準備計画の内容検討 ・庁内検討会による相談・支援体制の検討 ・「重層的支援会議」の開催
令和5年度～	○移行準備事業 ○多機関協働事業の連携体制の整備 ○社会資源の検討、創出	・庁内連携の推進 ・支援関係機関や市民への制度の周知 ・「重層的支援会議」の開催 ・支援に係る職員等の人材育成 ・地域の課題や社会資源の把握 ・整備が必要な社会資源の把握 ・住民や地域、民間企業との協議の場の創設 ・補助金等の活用による分野・世代を問わない集いの場の整備

【取り組み】

取り組み	内容
包括的相談支援事業	■相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。受け止めた相談のうち、解決が難しいものについては、適切な関係機関等と連携を図りながら支援を行います。また、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につないで、各種関係機関等と連携を図りながら支援を行います。
参加支援事業	■社会とのつながりを作るため、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートして、本人や世帯のニーズや状態にあった支援メニューを作り、プランを作成します。支援メニューのマッチング後、本人への定着支援と、受け入れ先の支援を行います。
地域づくり事業	■地域づくりに関係する従来の事業や取組を活かしつつ、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせられる環境整備を行うとともに、各拠点において、把握し受け止めた課題については、各分野の専門機関等につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応します。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	■地域の拠点へ出向き、情報収集を行って、困っている人を見つけ出し、アウトリーチ（訪問・電話等、本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ）を行う相談員を配置し、困りごとを抱える人や世帯の相談支援、関係機関と連携した支援を行います。適切な支援を行えるよう、地域住民等に対して、意識啓発するとともに、相談員は、資質向上のための研修等へ参加します。
多機関協働事業	■複数の相談支援機関等による支援を必要とする、地域住民及びその世帯の、複雑化・複合化した地域生活課題を解決するために、多機関協働事業において相談を受け付け、プランを作成し、支援関係機関と連携しながら、プランに基づき支援を行います。また、重層的支援会議や支援会議を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性、終結について協議し、相談支援のコーディネートを行います。その他、関係職員等のスキルアップや、支援機関同士のネットワークを構築します。



成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用に関する現状と課題

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、物事を判断する能力が十分でなく、財産の管理や日常生活等に支障がある人に成年後見人等を選任することで、本人を支援する制度です。令和4年7月31日時点における小野市の成年後見制度の利用者数は167人で、そのうち後見は158人、保佐が8人、補助が1人となっています。

少子高齢化が進展する中、令和3年度末における高齢者数は13,921人で、高齢化率は29.2%に達しており、認知症高齢者数は約1,500人、独居高齢者や高齢者のみの世帯の合計人数は6,000人を上回っているとそれぞれ推計され、今後も徐々に増加することが見込まれます。

また、令和3年度末における療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保有者数は、それぞれ516人、259人となっています。

認知症や知的障がい者の方の福祉サービスの利用手続きや、日常生活の金銭管理の支援を行う「日常生活自立支援事業」の小野市における利用者数は、令和3年度末現在20人であり、その内訳は表1のとおりです。

表 1. 日常生活自立支援事業利用者数の推移（単位：人）

	実 績 値			
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
利用者数	16	18	21	20
うち、認知症高齢者等	7	9	9	8
うち、知的障がい者	3	4	7	7
うち、精神障がい者	6	5	5	5

このほか、権利擁護支援の必要性に関する現状を把握するため「成年後見制度の利用ニーズ調査」を以下のとおり実施しました。

【成年後見制度の利用ニーズ調査】

① 調査対象

小野市地域包括支援センター・高齢者福祉施設等（13事業所）

小野市障がい者地域生活・相談支援センター（1事業所）

② 調査結果

相談対応（継続ケース含む）した人数

	小野市地域包括支援センター・高齢者福祉施設等	小野市障がい者地域生活・相談支援センター	合計
本人の判断能力が不十分であるため、医療や介護等の支援が進まない	20	8	28
本人の判断能力が不十分であるため、金銭や財産の管理等を適切に行えない	34	5	39
本人の判断能力が不十分であるため、経済的虐待のほか各種虐待を受けているまたはその疑いがある	9	2	11
本人の判断能力が不十分であるため、相続などの法律行為ができない、または消費者被害等を受けているまたはその疑いがある	7	3	10
本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できない	7	1	8
本人に判断能力はあるが身元保証、任意後見制度、委任契約などの必要性あり	18	2	20
合 計	95	21	116

※各分類項目は調査時の項目を要約

※対象者1人につき複数の項目に該当する場合は、最も当てはまると思われる項目に計上

2 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

（１）目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行う。

（２）基本的な考え方

成年後見制度に関する以下の理念及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき目標達成に向け取り組みます。

- ① 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと（ノーマライゼーション）
- ② 成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと（自己決定権の尊重）
- ③ 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと（身上保護の重視）

3 地域連携ネットワークと中核機関について

(1) 地域連携ネットワークの三つの役割

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

後見に至るまでの早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう窓口等の体制を整備します。

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の整備

本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を整備します。

(2) 地域連携ネットワークの構築

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

具体的には、「地域ケア会議」等のケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「小野市高齢者及び障害者権利擁護推進協議会」を「協議会」と位置づけ、チームを支援する体制を構築します。

（３）地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。

中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

（４）地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の４つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、⑤不正防止効果にも配慮します。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、調整を行います。

また、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「成年後見支援センター」の設置を進める等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

①広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることで、できない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生児童委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

②相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。
 - ・ 市長申し立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。
 - ・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

③成年後見制度利用促進機能

ア)受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
 - ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。
- 市民後見人候補者等の支援
 - ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。
- 受任者調整（マッチング）等
 - ・ 中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行える法人と連携するとともに今後養成された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行います。
 - ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。
- 家庭裁判所との連携
 - ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう家庭裁判所との連携体制を整えます。

イ) 担い手の育成・活動の促進

○ 市民後見人の研修・育成・活用

- ・ 市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、中核機関は地域連携ネットワークと連携しながら市民後見人を育成するための研修等の取り組みを計画的に行い、市民後見人の経験等を勘案しながら、その活用を進めていきます。

○ 法人後見の担い手の育成・活動支援

- ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となることから、法人後見の担い手候補を選定し、その育成を積極的行います。
- ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障がい者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提にその活用を図ります。

ウ) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。
- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障がい者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、引き続き後見等開始の審判の請求が適切に行われるよう取り組みます。

④ 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応ずるとともに、必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。また、専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、

専門職団体の協力を得られる仕組み（ケース会議等）を作り、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦する方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。
- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげます。

⑤不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、チームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待されます。
- これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がります。
- 後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討します。

（５）中核機関の設置・運営形態

①設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市の区域とします。

②設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、市が設置します。

③運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営及び市からの委託により行います。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：市社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市が適切に選定します。

4 成年後見制度の利用に関する助成制度について

成年後見制度の利用を希望していても、自ら申し立てることが困難であったり、申し立てる親族がいない、また、申し立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することができない等の理由により制度を利用できない高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対して「小野市成年後見制度に基づく市長の審判請求に関する取扱要綱」、「小野市成年後見制度利用助成事業実施要綱」に基づき、制度利用に関する支援を行います。